



Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Museum

vol.14 2020

Museum cooperation in the creation of plays based on Folk performing arts.
.....MARUO Yoriko 1

Diary of the *Soukaisyo* (The Management Records of the
Juichiya Noguchi Family) in May, 1795
.....NAKANO Kenji, EBINUMA Shinji, OBATA Shigeo, KANEKO Seiji,
KAMEI Daisuke, KOBAYASHI Kana, HORIUCHI Toru, MIYAZAWA Fumie,
MURAMATSU Ayame, YAMAMOTO Michihiro (47) 50

KUNUGI Kinai and MIYATAKE Gaikotsu : Cooperation between two great historical
collectors (As a commemoration of the exhibition in *Minami-Alps City*
exhibition of local historical figures).....OBATA Shigeo (35) 62

Shingen Tsutsumi (Shingen Embankments) and Miyuki Festival:
The movement of publicly honoring TAKEDA Shingen in early-modern and
modern Kai Province (Yamanashi prefecture).....NAKANO Kenji (13) 84

Deployment of *Todorokisan Manpukuji* Temple in the middle ages Kai Province.
.....EBINUMA Shinji (1) 96

山梨県立博物館研究紀要

第十四集

二〇二〇年三月



山梨県立博物館
研究紀要

第14集
2020

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

天津司の舞をモチーフとした演劇作品「ヤマガヒ」の制作と上演
—民俗芸能の「活用」と保存継承活動支援の模索—丸尾 依子 1

《資料紹介》
「寛政七年五月 会所日記」
(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)中野 賢治
海老沼真治
小畑 茂雄
金子 誠司
亀井 大輔
小林 可奈
堀内 亨
宮澤富美恵
村松 菖蒲
山本 倫弘(縦組47) 50

功刀亀内と宮武外骨 —南アルプス市ふるさと人物室第六回展示
「功刀亀内 遺—のこす—」に寄せて—小畑 茂雄(縦組35) 62

信玄堤と御幸祭
—近世・近代甲斐国における武田信玄顕彰—中野 賢治(縦組13) 84

中世甲斐国における等々力山万福寺の動向海老沼真治(縦組1) 96



山梨県立博物館

研究紀要

第14集

2020

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

《事例紹介》

民俗芸能に着目した創作活動と博物館活動

— 天津司の舞をモチーフとした演劇作品
「ヤマガヒ」の制作と上演を事例として —

丸 尾 依 子

はじめに—創作活動の経緯—

平成30年（2018）に、コラニー文化ホール（山梨県立県民文化ホール、現YCC県民文化ホール）が実施した「文化の湖プロジェクト」において、天津司舞をモチーフとした生演奏創作音楽劇「ヤマガヒ」が上演された。「文化の湖プロジェクト」とは、「山梨県が進める文化芸術振興ビジョンの中の『人を育み、文化を磨く～魅力あるやまなしを目指して～』というメインテーマに沿い、文化による地域活性化を進めていくプロジェクト。人・芸術・地域だけでなく、工業やその他の産業・多様な分野にまたがり点と点をつなげることで、文化を中心に、生き生きとした人々の生活を創作していくことを目指す。」というものである^(註1)。「ヤマガヒ」は、「天津司舞から着想を得た物語を、言葉、演技、身体、舞踊、美術、邦楽（尺八、箏、篠笛）・洋楽（ピアノ、パーカッション、オカリナ、ハープ）という多彩な要素に置き換え、現代の演劇に再構築」したものとなった^(註2)。山梨県立博物館（以下県立博物館）は、平成29年（2017）から始まったこの創作活動に対して、由来伝承・研究史・保存継承活動の現状等に関する情報提供や、上演に付随して行われた対談において協力を行った。

平成27年（2015）に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、その重点戦略のなかで「伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援」や文化財の地域振興等への積極的な「活用」が記されるとともに、博物館施設にも大きな期待が寄せられている。本稿では、「ヤマガヒ」を地域の文化財の「活用」の機会と捉え報告するとともに、博物館の関与や継承支援策のひとつとしても検討を加えたい。

1. 作品創作の意図と課題

創作は、県民文化ホールの「文化の湖プロジェクト」の担当者が十数年前に天津司の舞を見て「独特の雰囲気」に畏怖を感じたことに端を発する。天津司の舞は甲府盆地の始まりを説く湖水伝説とともに語られることから、かねてよりこれをモチーフとし「山梨らしさ」を描き出したオリジナル作品の制作と上演を構想していたという。この思いが脚本家として迎えられた中原和樹氏に託されることとなった。

創作にあたっては、モチーフとした天津司の舞が国指定重要無形民俗文化財であったことや調査研究における天津司の舞保存会との接点から、県立博物館が歴史的経緯等の情報提供の面で協力することとなった。協力するにあたり、博物館として懸念したのは主として次の3点であった。

○創作する作品が、モチーフとした文化財の価値や伝承の意義を損なうことがないか

○作品づくりにおいて、伝承者の思いに寄り添うことが可能か

○創作にあたり、保存会など、伝承者の負担となることが生じないか

特に心を砕く必要があると感じたのは伝承者の継承活動に対する考え方の理解と、その思いに寄り添うことである。伝承者にとっての民俗芸能は、文化財的価値だけで伝承に関わっているものではない。例えば天津司の舞では、保存会会長である山本正二氏は「(山本家は) 800年前から天津司舞と一緒に住んでいる」から、自分の人生にとって「天津司舞を行うこと自体が小瀬に住んでいる意味のようなもの」だと語る。伝承者にとって、時に民俗芸能を伝承することと「その土地で生きていくこと」とは密接に結びついている。民俗芸能の継承活動自体が生活の一部であり、文化財として維持する必要がある以前に、自分自身や集落の存続と同等に重要だと意識されていることもある。このような心意を理解せずに作品創りに関わった場合、意図せず伝承者の思いを踏みにじってしまうことも危惧される。

こうした課題に対応するためには、作品関係者に天津司の舞に関する歴史・民俗的情報を正しく伝えるとともに、継承活動の現状と課題についても理解を深めていただく必要があると考えた。よって、まずは天津司の舞の「由来伝承」「先行研究」「継承と変化」「継承活動の現状」について再整理し、客観的な情報提供を行った。また、創作関係者と県立博物館担当者が共に現地調査を行うとともに、県立博物館担当者も「ヤマガヒ」の稽古の見学を通じて天津司の舞やその継承活動や山梨県内の民俗についての理解を促したり、「ヤマガヒ」についての理解を深めたりするよう努めた。伝承者の負担という課題に対しては、時に応じて保存会長とも連絡を取り、役割分担が可能となるよう努めた。

2. 天津司の舞の概要と継承状況

①. 天津司の舞の概要と湖水伝説

天津司の舞について再整理した情報を概説する。

山梨県甲府市小瀬町に伝承される天津司の舞は人形による田楽であり、国の重要無形民俗文化財に指定されている^(註3)。毎年4月10日の直前の日曜日に催行される天津司の舞では、小瀬町の天津司神社に御神体として祀られる9体の人形を取り出し、天津司保存会の会員が捧げ持って列をなし、御囃子と共に渡御し、下鍛冶屋町にある鈴宮諏訪神社の境内で人形による舞を奉納する。

舞が行われるのは、境内のオフネ・オフネガコイ（御船・御船囲い）と呼ばれる円形の幕囲いの内である。9体の人形はおおむね2体ずつ対になり、順番に舞っていく。舞にストーリー性は見られず、単調な動作の「静かな舞」と「狂いの舞」を繰り返す^(註4)のみである。

天津司舞の由来伝承は、『諏訪大伸 鈴宮神社 天津司神社 由緒取調書』のなかに、甲府盆地一帯に伝承される湖水伝説^(註5)と関連付けた内容が記されている。

此地開ケズシテ草沼ニアリシ時天津神十二躰ノ神天降りマシマシテ舞遊ヲ為シ給ヒシ時俄ニ二神天上ニ登リ一神ハ方今ノ地名西油川村地内旧井ニ飛入り給ヒシト云ヒ傳ヘリ^(註6)

天津司の舞は、後世にこの神々が舞遊ぶ姿を模して舞わしたものであると伝えられる。一神が没したという西油川村の「旧井」は、祭日には神形が映るので「鏡の池」とも呼ばれた。村内には井泉が無かった

ので村中がこの水を汲んで使用しており、日常的には「径行の婦人不浄の輩其他乞食非人類」の水汲みを、祭日は村人全ての使用を禁じ、犯せば水が濁ると伝え^(註7)、現在でも祭りの日には注連縄を張って祀る。

小瀬が位置するは甲府盆地の中南部一帯は土地が低く、甲府盆地を北から流れる荒川と、北東部から流れる笛吹川に挟まれた水害常習地帯でもあった。溢水すれば水の引きが悪いため、家や地域ごとに舟を軒下に常備していたというほどである。飲水に適した井戸が無かったという「鏡の池」の伝承からも、地下水位が高く湿地帯が広がっていた様子がうかがえる。甲府盆地が往古湖沼であったというのは伝承の域を出ないが、水との関わりが深かった地域であることは確かである。

さて、天津司舞の祭礼の概要を平成31年（2019）4月7日（日）に行われた祭礼を基に記しておく。祭礼の次第は表1のとおりである。

表1 天津司舞祭礼次第

時間	内容	場所
9:00	オカラクリ	天津司神社
11:30	集合	天津司神社
12:00	神官お迎え 神事	天津司神社
12:30	御成	天津司神社～小瀬スポーツ公園内鈴宮諏訪神社
13:00	舞奉納	鈴宮諏訪神社
14:00	還御	鈴宮諏訪神社～小瀬スポーツ公園内天津司神社
14:30	オクズシ	天津司神社
15:00	直会	小瀬公民館

保存会員は朝9時に天津司神社に集まり、オカラクリと呼ばれる人形の組み立てを行う^(註8)。人形は、頭、胴串、手、採り物、装束をばらした状態で厨子に納められている。この厨子を神庫（本殿）から取り出し、各人形を操る人が組み立てる。組み立てが終われば、拝殿と本殿（神庫）をつなぐ幣殿の左右の壁に立てかけ、保存会員は一度帰宅する。午前11時30分、保存会員は装束を整え、天津司神社に再集合する。12時に神官を迎え、神事が始まる。30分の程の神事後、1体ずつ人形を社から出し神社前に

整列する。整列の順序は、先導の消防団員を先頭に、神官、保存会長、保存会員と続く。人形は保存会員が捧げ持ち、一の御編木様、二の御編木様、一の御太鼓様、二の御太鼓様、御鼓様、御笛様、御鹿島様、御姫様、鬼様の順に行列をなし、笛と太鼓の奏者が加わる。この時、人形は赤い布で目隠しをしている（写真1）。

行列は、御囃子を奏しながら天津司神社から小瀬スポーツ公園の中を通り、舞を奉納する下鍛冶屋町の鈴宮諏訪神社に向かう。これを「御成り」といい、一行が通る道は「御成道」と呼ぶ。諏訪神社の境内には、すでに御船囲いが設けられている。御船囲いの用具一式を管理し、組み立てるのは下鍛冶屋町の諏訪神社の氏子である。到着した天津司の舞の一行は社殿前に整列し、神事を行う。神事後、保存会員は御船囲いの内に入る。

御囃子が始まると、舞が開始となる。人形は御編木様2体、御太鼓様2体、御鼓様と御笛様各1体、御鹿島様1体、御姫様1体と鬼様1体の順で舞い、鹿島様以外は2体が対になる。人形の目隠しは、御船囲いの内でのみ外される。人形の目隠しは、「人形の保管場所が変わったことを、人形に気づかれないため」と言い伝えられている。人形はかつて諏訪神社の旧境内地にあったが、武田五郎信光の居館の造営や天津司神社の創建に伴い転移した。舞では人形を御船囲いの上部に出し、お囃子に合わせて手に持った楽器を奏でる所作をしながら、御船囲いに沿ってゆっくりと時計回りに3回まわる（「静かな舞」）。なお、



写真1 御成の様子

楽器を奏でる所作をするのは編木、太鼓、鼓のみで、笛は手に笛を持つのみで動かない。(写真2)。続いて御囃子の調子が変わり、手拍子がなされるとオクルイ(御狂い、「狂いの舞」)となる。オクルイでは人形の動くスピードは速く、御船囲いの内に潜ったり出たりしながら舞う。「静かな舞」とオクルイは、すべての人形に対して行われるが、御鹿島様のオクルイでは9本の小刀が幕の外に撒かれること、御姫様と鬼様では幕の内に潜る所作はせず、頭や手を動かす所作がなされる点が異なる(写真3)(写真4)。また、御鹿島様は両手を伸ばして小刀を持つが、手や頭は動かない。人形の操り手は、御編木様、御太鼓様、御鼓様、御姫様、鬼様のように手や頭を動かすカラクリがある人形は三人遣い、御笛様、御鹿島様のようカラクリがない人形は一人遣いとなっている。

すべての舞が終わると幕の内で手拍子が打たれ、舞が終了となる。保存会員は再び目隠しをした人形とともに幕の外に出て諏訪神社前に整列して一礼した後、行列を為して御囃子を奏しながら天津司神社に戻る。天津司神社に戻ると、オクズシと呼ばれる人形の解体作業が行われる。解体された人形は厨子に納められ、神庫(本殿)に戻され、保存会員は公民館で直会となる。

②. 天津司の舞の記録と祭りの変遷

天津司の舞の歴史的起源は、社記の類にも記述が無く定かになっていない。しかしながら、舞の継承者については、天津司の舞を伝えてきたのは17軒の家々であり、それらは小瀬村の草分けでもあると伝えている(註9)ほか、「十七戸の内一人諏訪明神の社内に於て之の舞を見、以て神の御告げなりと為し自ら人形を作りて此の祭りをなすに至り」とするものもある(註10)。また、用具のなかに「延寶七年 未七月吉日」と墨書した曲物があり、すでに17世紀後半には天津司舞が行われていたことがうかがえる(写真5)。

天津司の舞は、中世に起源をもつ傀儡田楽の一種であると説明されている。山路興造の研究により、『今昔物語』から平安時代には駿河国には傀儡子の集団がいたこと、また文永5年(1268)に駿河国蒲原宿の傀儡子により傀儡田楽が演じられた記録があることが指摘されており、この頃、近隣地域においては人形による田楽が行われていたことが明らかである。山路は天津司の舞の御編木様・御太鼓様・御鼓様・御笛様が田楽躍を、御鹿島様が「刀玉の曲芸」を演じており、姫様と鬼様は「田楽の能の印象」とし、鎌倉時代末期から室町時代中期にかけて行われた田楽の構成の順序を正しく伝えていることが貴重であるとする(註11)。



写真2 お編木様



写真3 お姫様



写真4 お姫様の所作の様子



写真5 墨書のある曲物の天冠容器

さて、中世の田楽を伝える天津司の舞であるが、その変遷を記録からうかがってみたい。現状において記録が確認できているのは江戸時代後期以降である。嘉永年間（1848～1855）に大森快庵によって記された『甲斐名所図会』（甲斐叢記）では祭礼日を7月19日としている。これは前掲の『諏訪大神 鈴宮神社 天津司神社 由緒取調書』の記述も同様であり、天津司の舞が本来夏の祭りであったことがわかる。また、『甲斐名所図会』には天津司の舞



図1 『甲斐名所図会』の挿絵

の挿絵（図1）が示されていることも特徴的である。挿絵では、円形の御船の中から9体全ての人形が姿を見せており、現行の舞には見られない場面を描いていることが興味深い（註12）。このほか、各人形の特徴や、舞が終わると齒本（刀）を撒き散らし、見物人がこぞってこれを拾ったとの記述がある。

若尾謹之助『御祭礼及縁日』（大正5年〈1916〉）では行事の名称を「天津司祭」とし、坂本権太郎からの聞き書きを基に記述されている。内容は天津司の舞の伝承、各人形の説明と仕掛けや、祭りの進行などが詳細に記されている。また、人形を操る者が皆赤い紙を9枚懐中して舞の終了後に参詣者に頒布し、これを「厄病除」の呪いとしたことや、小太刀形の木は「火伏」の呪いとしたとの記述がある。小太刀は『甲斐国志』の記す「楊子」であるとするが、現行の舞の御鹿島様の刀と同じかどうかは不明である。注目すべき記述として、天津司の舞は「維新後全く中絶し明治三十一年頃一度これを行ひしのみ、其後十七戸の者或は地を移るあり、又は種々一致を欠きし（中略）往時の如く諸人の観覧を嚴重に防ぐ事及び他村より竹を得、他村の手間を用ゐる等決して行ひ難き等の障害により今は全く之を行ふ事難し」とある。山梨県では明治維新直後から多くの民間信仰に抑圧が加えられ、それにまつわる行事が廃絶していった（註13）。天津司の舞も、この動きの中で中断に至ったものと推測される。長期にわたる中断により17戸の結束が弱まって集落を去る者が現れたり、復活に際しても祭礼の執行に支障を来すようになっていたことがうかがえ、芸能の継承と存続の危機は現代社会に特有の問題ではなく、生活と思想の急激な変化を受けて過去にも起こっていたことがわかる。

天津司の舞の復活の経緯は小寺融吉（註14）および林貞夫（註15）によって明らかとなっている。明治維新後中断し、同31年（1898）の11月に再演された天津司舞は、再びの中断期間を経て昭和11～12年頃（1936～37）に復活する。7月から4月への開催時期の移行はこの時と考えられる。復活後は、小寺融吉が見学した昭和17年（1942）までは実施されていたことがわかるが、戦争の長期化により再び中断した。戦後、天津司舞が復活したのは、昭和29年（1954）4月10日のことであった（註16）。以後は継続され、同35年（1960）に県無形民俗文化財に指定、51年（1976）年に国重要無形民俗文化財指定された。

近年の変化としては、昭和61年（1986）開催のかいじ国体の会場とするため、小瀬地域に「小瀬スポーツ公園」が整備されたことにより、御成道が変更を余儀なくされたことがあげられる。天津司の舞の御成りは、「春にレンゲや薬の花が咲く田んぼのあぜ道を、曲がりながら歩いてくる」という感覚があったという（写真6）。水田が公園に整備された後、いったんは公園西側の外周に沿った水路沿いの道が御成道とされた。しかしながら、このルートは天津司神社から諏訪神社まで直線で結ばれてしまうことや距



写真6 昭和40年代の御成の様子
（内田宏撮影写真）

表2 天津司の舞の変遷

実施と中断の状況	祭礼日	天津司の舞の変化、現在との相違点 等	参考資料
実施	7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・9体全ての人形が登場して舞う場面が描かれる ・人形の装束と採り物 編木：麻上下、太鼓・鼓・笛：折色小紋の麻袴と空色の千はや、 姫：片手に鈴片手に扇・紅色の重ね無垢・松竹梅の立派な刺繍、 鬼：緋の着物・千早・手に拂子と木太刀・人形の仕掛け：鹿島神・ 姫・鬼は首・手・足の動く仕掛 ・人形を操る人が全員皆赤い色紙を九枚懐に入れ、終了後参詣者に厄病除けとして配る ・演目中に投げられる小太刀の形の木は火伏とされた 	<ul style="list-style-type: none"> ・『甲斐名所図会』 ・『甲斐国志』 ・『御祭礼及縁日』 ・『甲斐で発見した人形劇「天津司舞」』（『日本民俗』第2巻第10号）
明治維新により中断 ● 明治31年（1898）復活	11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・中断後、17戸の者の中には居住地を移した者がいる ・幕は古くは紅白の染分を用いたが、九曜の紋を附したものを使用するようになった ・参詣者が御船囲いの中を覗くのを禁止していたが、難しくなった ・他村から御船囲いの竹をもらっていたが、難しくなった ・17戸の家は名主より注連縄をいただき、これを門戸に張り3日（昔は7日）間潔斎した ・祭日が7月19日からより11月1日に変わった 	
明治32年頃に用具が水損し中断	—	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水が天津司神社を襲い、頭を持って逃げた ・明治34年（1901）に胴体を新調した 	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き書き
昭和11～12年（1936-37）頃復活 実施	4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い小さな紙を御鼻紙と称して懐中し、厄病除けの縁起物として参詣人がもらう ・奉納に携わる人が、17戸では少な過ぎたために中絶し、全部落の35歳より50歳までの男が携わるよう改まった ・祭日が4月10日に変わった 	<ul style="list-style-type: none"> ・『天津司舞の研究』 ・『甲斐で発見した人形劇「天津司舞」』（『日本民俗』第2巻第10号） ・『人形の神々遊ぶ（旅と伝説）』
戦争の激化により中断	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き書き
昭和29年（1954）頃復活 実施	4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和35年（1960）、県無形文化財に指定 ・昭和45年（1970）、国無形民俗文化財に選択 ・昭和51年（1976）、国重要無形民俗文化財に指定 ・昭和51年、保存会結成 ・昭和61年（1986）、小瀬スポーツ公園が完成し「御成道」が変更になった ・「御成道」が小瀬スポーツ公園内に整備された ・平成15年（2003）、人形の衣装を新調 ・後継者養成用のレプリカ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・『山梨日日新聞』（昭和29年（1954）） ・『天津司舞の研究』 ・聞き書き

離が短いことから、伝承者の意識のなかに御囃子や渡御における時間的・空間的感覚の不一致が生じた。その結果、公園内に元のルートに近い場所を選び新たに「御成道」を設けるに至った。現在の「御成道」がこれである。

上記の記録と聞き書きからたどることができる天津司舞の中断と復活の状況や変化等については、表2にまとめた。

③. 継承の現状

天津司の舞は、昭和35年（1960）の県文化財指定の頃をきっかけに保存会が発足し、現在に至っている。保存会員は天津司神社氏子のうち、現在は40名程度が名を連ねる。組織としては、上位組織に天津司神社の氏子総代会があり、その下位に保存会が置かれている。

人形の操り方やお囃子は「一子相伝」とも言われ、本来は17軒の家ごとに役割が決められていたという。オカラクリやオクズシにおいて人形に触れるのも各々の人形を操る家の者が行うのが基本であった。保存会が結成後の現在もこの傾向は続いており、役割分担はおおむね家ごとに決まっている。このために、笛の家系では「笛は吹けても人形が操れない」、人形の家系では「人形は動かしても笛は吹けない」というのがこれまでの保存会のあり方だった。ただし、現在の保存会の方針では、将来の継承を見据え、あるいは欠員を補うことができるよう、保存会員はすべての人形の組み立てや操り方を覚え「一人何役もできるように育つ」ことが目標とされている。方針決定に関わった保存会長の山本氏は、20代の頃に祖父から引き継いで保存会活動を始め、すでに大体の人形は操れるようになった。人形の操り方以外にも、笛の音や

太鼓による拍子は「全ての基本」となるため、まず覚える必要があるとの認識もある。これまでは、小瀬で生まれ育った者であれば、天津司の舞に関わる年齢になれば、笛の音や太鼓のリズムくらいは耳に馴染んでいるというのが普通だった。しかし、今後の世代では「そうもいかない」との危惧があるという。小瀬地域は農地から宅地への切り替えが著しく、古くからの住民の数を新住民が凌ぐ勢いである。地域内への転入者を視野に入れた普及や継承活動が念頭に置かれている。

技術の伝習が行われるのは基本的には祭りの1ヶ月ほど前からで、毎年3月に小瀬公民館で夜間に行われる。公民館に集合した会員は、役割ごとに集まって練習を重ねたり、御囃子と舞を合わせたりして練習を重ねる。御囃子と舞を合わせる場合は、保存会長を中心に行う。祭りにおいて御船囲いの中で行う時と同様に、保存会長と太鼓を公民館の板の間の中心に据え、会長の手の合図によって御囃子と舞の開始や終了が指し示めされる。

人形（神体）と用具は氏子総代の管理下にある。頭をはじめ、胴体や手、楽器類や装束などの現在使用している用具は天津司神社の神庫に、古い用具は小瀬公民館に保管している。練習で使用する用具は、人形は神体を、人形用の楽器も現行の物を用いているが、装束だけは古いものを使用している。

地域内での普及啓発活動として、山城小学校における地域学習にも参加している。山城小学校の3～4年次の地域学習においては天津司の舞の学習機会が設けられている。保存会長が小学校に招かれて児童に解説を行い、児童は学んだことを壁新聞としてまとめる。この際、保存会としては人形も持ち出して見せたい、さらには実際に動かしてみてもらいたいとの希望はあるが、神体であるために容易に持ち出しができず、また女子児童には触らせることができない。このことが保存会の課題のひとつになってきた^(註17)。同様に、外部公演の依頼を受ける際にも、祭礼以外で神体を持ち出すことにも氏子としては慎重にならざるを得ない。一方で、普及啓発活動や会員の技術向上の為に公開と上演の機会を増やしたいとの葛藤もある。そこで、普及啓発と継承活動の促進および劣化防止のため人形のレプリカ制作が検討され、実現することとなった。現在、令和元年度（2019）から2年間の国庫補助事業として、レプリカ制作が進められている^(註18)。

3. 「ヤマガヒ」の上演と内容

続いて、天津司の舞をモチーフとした演劇作品「ヤマガヒ」の上演と、創作された内容について記述する。

①. 上演の機会と方法

上演の機会は、基本的に次の6回であった。

○本公演

日時 平成30年（2018）7月7日（土） 午後6時～
8日（日） 午後1時30分～
午後6時～

場所 コラニー文化ホール 小ホール

上演プログラム ・「ヤマガヒ」上演

・天津司の舞 上演^(註19)

・脚本家、天津司の舞保存会会長、県立博物館学芸員によるトークセッション

○再演

日時 令和元年（2019）12月21日（土） 午後1時30分～
午後6時～

22日（日） 午後1時30分～

場所 YCC県民文化ホール 小ホール

上演プログラム ・天津司の舞 上演
・「ヤマガヒ」上演
・脚本家、天津司の舞保存会会長、県立博物館学芸員によるトークセッション

本公演は平成30年（2018）7月7日と8日に、再演は令和元年12月21日と22日にコラニー文化ホール（YCC県民文化ホール）の小ホールにて行われた（写真7）。本公演に先立ち、立川と山梨ではワークショップ公演を各1回ずつ行ったほか、再演に先立つ12月15日（日）には山梨県立博物館ロビーと中庭を使用したアウトリーチ公演も行われた（写真8）。本公演および再演では、演劇作品と合わせて天津司の舞の上演や脚本家の中原和樹氏、天津司舞保存会会長の山本正二氏、県立博物館学芸員の筆者による

トークセッションを行った。また、本公演時と再演時では天津司の舞の上演の順番を変更した。上演順序の変更は、作品理解を深めるとともに、天津司の舞の印象をより強めるための演出上の再検討の結果である。

②. 内容

「ヤマガヒ」の企画意図およびあらすじ、登場人物について、「ヤマヒガ」のコンセプトブック^{（註20）}より該当箇所を抜粋して掲載し、内容を概説する。

企画意図

——民俗芸能保存・継承における社会的課題解決に演劇が関わる可能性を探る

現存する最古の人形神楽であり、国の重要無形民俗文化財に指定されている「天津司舞（てんづしのまい）」。「舞台作品制作の営みの中にこの天津司舞を組み込むことで、舞自体の知名度の向上や、天津司舞保存会の今後の活動の支援といった、民俗芸能保存・継承における社会的課題解決に演劇が関わる可能性を探りたい。

——過去と現在をつなげ、未来を示す

過去、現在、未来。すべては循環し、神々の時代から現代に至るまで、時代は繰り返されている。舞やコンテンポラリーダンス、現代語などをツールに、過去と現在をつなげることによって、未来への問題提起を行いたい。

——土地と人々は密接に結びついていて切り離せないこと、不可分性への気づき

「土地に残る者」「土地を去る者」「土地に入ってくる者」そこに生じる葛藤や決意。山梨の「田舎」と



写真7 再演時リハーサルの様子



写真8 山梨県博でのアウトリーチ公園

呼ばれる地域特有の閉塞感と、それゆえの親密さ。「自分にとっての住む土地とは」を考えるきっかけとなることを目指している。

—「意思をもって」いまを選択していることへの気づき

本作品では、場所と時間をあえて提起していない。枠を決めないことで、「どこかのだれかの話、ともすると自分かもしれない」と観る人に想像してほしい。その中で、「いま」ここに至るまで、またこの先の自らの選択の尊さを気づかせるような作品を目指している。

あらすじ

とある山峡の地、とある森の中、
彼の地を求めて三方より彷徨い来たる人々が出逢う。
目前の湖が映し出すのは、この地への憧憬か、
忘却され得ぬ過ぎた日々か。
ここかしこ、そこかしこ、
集い離れて、追い出し、追いやり、
この場所に住みつけるのは誰の者か。
湖底から覗く両の眼は、
涙に濡れるか怒りに沸くか。
土地と人、自然と人工、
流入と流出、今と昔。
それらを結び、その先へと示唆する物語。

登場人物

人物1…長（山から降りた者）指し示す者
人物2…付網（月から降りた者）導く者
人物3…祖父（山から降りた者）孫へ
人物4…祖母（山から降りた者）孫へ
人物5…父（山から降りた者）過去に縛られる
人物6…妹（山から降りた者）過去に縛られる
人物7…子（山から降りた者）未来へ
人物8…クモ（土から現れる者）捕らえる者
人物9…モグラ（土から現れる者）隠す者
人物10…ヘビ（土から現れる者）流れ
人物11…女（月から降りた者）近代
人物12…男（月から降りた者）現代

「ヤマガヒ」のストーリーは、天津司の舞にまつわる湖水伝説をモチーフに取り入れ、時代を置き換えて創作されている。流浪の末に湖のほとりに集まった3つのグループが出会う。それぞれが「月」「山」「土」

表3 天津司神社の祭神と「ヤマガヒ」の登場人物

天津司神社の祭神と「ヤマガヒ」登場人物		登場人物	
神名(ふりがな)	神にまつわるエピソードや属性、キャッチフレーズ	人物名	エピソードや属性、キャッチフレーズ
大日要貴神(おおひるめのかみ)	天照大神 日 全員を導く	人物1	長 山から降りた者 指し示す者
月弓神(つきゆみのかみ)	ツクヨミ 月 全員を破滅に	人物2	付網 月から降りた者 導く者
磐裂神(いわさきのかみ)	イワサク 祖父 孫へ	人物3	祖父 山から降りた者 孫へ
根裂神(ねさきのかみ)	ネサク 祖母 孫へ	人物4	祖母 山から降りた者 孫へ
磐筒男神(いわづつおのかみ)	父	人物5	父 山から降りた者 過去に縛られる
磐筒女神(いわづつめのかみ)	母もしくは妹	人物6	妹 山から降りた者 過去に縛られる
経津主神(ふつぬしのかみ)	香取神宮 孫 未来へ	人物7	子 山から降りた者 未来へ
黄幡神(きばたのかみ)	ラゴウ、ラーフ、捕らえる者、抑える	人物8	クモ 土から現れる者 捕らえる者
豹尾神(いぬおのかみ)	陰陽道の八人将の一人 計都、隠す者	人物9	モグラ 土から現れる者 隠す者
-	-	人物10	ヘビ 土から現れる者 流れ
-	-	人物11	女 月から降りた者 近代
-	-	人物12	男 月から降りた者 現代

に属し、各人物は「過去」「現在」「未来」などの時間を象徴する。グループは敵対したり理解し合おうとしたり、距離を取ったり、挑発したり、怒ったりと、様々な感情をぶつけ合いながら関わっていく。融和するでもなく敵対するでもなく、それぞれの思いを飲み込みながら一つの集団となる。ついに湖で生きることを決意し水を抜いて湖底に向かうが、生き残ったのは「子」とヘビだけであった。「子」は覚悟や諦め、生き残れなかった人々の思いを抱えて未来に向けて歩みを進めていく。湖底に沈殿していくかのような重い静けさとともに、舞台での出来事の循環を示唆しつつ幕を閉じる。ハッピーエンドではない。

登場人物は、12名のうち9名は天津司神社の9柱の神々と対応している(表3)。また、12名の演者に加え、湖の住人として3名の舞手が登場する。彼らは先に述べた3つのグループには直接的に交わず、周囲を漂うように存在する。しかしながら、劇中で湖底の人々が発する「出ていきたい」「出ていけば」「出ていけない」「寝る」「食う」「出会う」「生む」などの言葉は、土地に縛られたり、土地を離れ難く思う人々の生き方を象徴し、流浪する人々とは対極をなしている。

脚本を手掛けた中原氏は、「ヤマガヒ」の根幹を考える上で、天津司の舞に感じた「堆積」の表現が重要であると感じたという。「堆積」とは、天津司の舞が過去に様々な変化を経て、その過去を内包しつつ存在しているという状態である。天津司舞の存在自体は「過去の関係者の決断や生き方や死に様、努力が縦糸を成し、現在の担い手が過ごしている生活と重ねる努力が横糸を成す織物」であるとする(註21)。織物を糸に分離してしまうがごとく天津司の舞の由来伝承や歴史的背景のみを切り取った作品づくりをせず、伝承の世界観という過去と、伝承者の生き方という現在の双方の要素を抽出し、作品として再構築したという。中原氏はトークセッションにおいて、天津司の舞の伝承者にみる時間感覚について、「螺旋のように」繰り返しながらも触れ合わない時間の蓄積であるとも表現した。継承活動を通じて伝承者が対峙する過去の伝承者たちや、天津司の舞にもみられる中断と復活を繰り返してきた歴史が、この時間感覚に合致するものだろう。

このように、「ヤマガヒ」は甲府盆地の湖水伝説や天津司の舞の12神のモチーフを取り入れながらも、伝説のストーリーそのものをなぞるような作品にはなっていない。地域に伝承される民俗芸能を演劇作品化したというよりも、どちらかといえば、現在の山梨を取り巻く人々あるいは天津司舞を継承する人々や、その創始者であろう小瀬の草分けの人々に思いをはせるような作品となっている。湖底の人々と3つのグ

ループの人々の対比には、代々山梨に暮らし続けてきた人々と、キタリモンと呼ばれる外部からの来訪者との関係が反映されていると見ることもできる。中原氏は、天津司の舞と山梨の土地への理解を通じて「山梨という日本のなかの大きな血管に流れる血が、どのように流れ、何を内包し、どこへ向かうのかという問いまで含んでいるようにも思え」という。人の移動と定住、土地との関わり方を主題としつつも、特定の場所や時代を設定しないことで、山梨に関わる人々の生き方や、過去から現在に至るまでの天津司の舞に携わる人々が持つ土地や舞に対する想いを表現することにもつながったのではないかと感じる。

③. 「ヤマガヒ」に対する感想

伝承者、演者、来場者は、「ヤマガヒ」に対してそれぞれどのような感想を持ったのだろうか。山本保存会長は、公演後の対談で「私たちは伝えられてきたものをそのまま未来に伝えること、残すことを頑張っているが、『ヤマガヒ』は新しいものを生み出すことを頑張っていると感じた。方向性は違うが、天津司の舞を通じて何かを伝えようとする熱い思いがあるのは同じである。」との主旨で話した。ストーリーに対する言及は無かったものの、「ヤマガヒ」は伝承者にとっての天津司の舞の「価値」や世界観を損なうものではないと受け止められていた。さらに両者の方向性は違うものの精神的な部分での共通点も見出されている。

制作関係者の捉え方はどうだったのだろうか。「ヤマガヒ」の出演者には、民俗芸能や伝統芸能に関わりの深い人や山梨県内出身者もいた。コンセプトブックに掲載された出演者インタビューには、次のように記されている。いずれも、天津司の舞の文化財的価値に注目するというよりも、社会の中での民俗芸能の存在意義や、伝承者の存在、過去と現在、未来との連続性などについて語っていることが興味深い。

天津司の舞を観たとき、舞の時間軸が内包する問題と現代社会が抱える問題はリンクしていると思いました。脚本を読み、中原さんも同じことを考えたのだと感じました。

900年前にも、人々はこの舞を存続させるか否かの選択を迫られたはずで、伝承者の努力や周囲の理解など重層的な要因があって、今に残っているんだと思います。現代にひるがえり、私たちの社会は人口減少や地域性の希薄化など、多様な問題を抱えています。各地の伝統芸能や祭りも、存続の危機に直面しています。これらを捨て、地域の固有性や自分らのDNAに組み込まれた民族性をなくしてしまってもいいのでしょうか？

今、私たちに問いかけている問いは、人間が生きる上で常に問いかけている問いではないかと感じています。

(藤田和也 国指定重要無形民俗文化財 江戸里神楽 若山社中・歌舞伎囃子 笛方)

数年前、北米の先住民クリー族のサンダンスという祭りに参加しました。参加することで自分の状況が変わってくれるんじゃないかという淡い期待もあったけれど、そんな期待は砕かれました。みんな、必死に生きていました。その姿をみて、「生きるとはこういうことなんだ」と知りました。

あの空間で、自然と人間はもともとひとつだったんだと実感しました。「これは人間が自分たちの住む土地に還るための祭りだ」って。天津司の舞を観たときも、似たように感じました。この芝居も、たぶん、根底には同じものが流れています。

観ても何を感じるかはそれぞれだと思います。でも、ぼくがサングラスに参加したときのように、誰かにとって目の前にあることと向き合うきっかけになってほしいな、という気持ちでいます。

(千葉総一郎 俳優)

民俗芸能や民謡など、エンターテインメントになる前の、人間の生活の中から純粹に生まれた音や声に興味があります。そして、ヤマガヒが持つ力は民俗芸能が持つ力に近いと感じています。

いまの世界の状況は、過去や未来と確実に繋がっています。繋がっているというのは恐怖でもありますが、強い力を持っていることの裏返しでもあります。それらがどう転ぶかはわかりませんが、いまならまだ選べるものがあります。いまこそ目を向けたり気づいたりすべきことがあるのだらうと思います。

ヤマガヒの登場人物たちも、常に究極の選択を迫られながら、自分の生、他人の生と向き合っています。彼らは私たちであり、観客の皆さんであり、私たちをとりまくすべてなんです。

表4 「ヤマガヒ」来場者アンケート

	感想	年齢	性別	居住地	興味関心
1	昨年よりなんとなく理解できました。時代や人生などを考えさせられました。	20	男	県外	クラシック・ジャズ・ポップス
2	以前から天津司の舞に興味がありました。本日鑑賞出来て良かったです。	70	男	県内	クラシック
3	冒頭の「天津司舞」の上演前に、少し解説があると「ヤマガヒ」もわかりやすいのではないかと思います。	50	未記入	県内	ジャズ・ポップス・演劇・伝統芸能
4	初めて見聴きましたから、解説を聞いて理解できました。	60	女	県内	クラシック・ジャズ
5	民俗芸能を新しいかかんで、とても良かったです。力強い表現で最初は理解できなかつたですが最後の話をきいて、わかつた気がします。山本さんの努力も大変だと思いますが、頑張ってください。	未記入	女	県内	演劇
6	「天津司の舞」の近くに居住しています。小瀬での奉納は時折見ているのですが、そこからの発想をとばす意欲的な力演だと感じました。ユーモラスであり、風刺的要素あり、人の生き様あり、ことば遊びありのおもしろい作品だと思います。もっと多くの方に見ていただきたいです。登場した当初は一律の白い衣装だった「群」だったのが次第に「個」としての存在感を持っていくのもおもしろい。	60	女	県内	未記入
7	天津司舞を初めて見られてありがたかった。とても難解ではあるけれど感じ入るものは多々あった。会話以外の表現の可能性を強く感じた。	30	女	県内	クラシック・ジャズ・ポップス・演劇・ミュージカル・伝統芸能
8	ヤマナシの特徴をよく表現。「コトダマ」が心に響きました。	60	女	県内	演劇・伝統芸能
9	昨年は上演後に行った天津司の舞を今回は上演前に行なったのは舞台を見る上で有意義であったと思う。天津司の舞も幸行からお舟間での舞まで短時間であったが実際によく表現できていた。池の入った時天津司の舞の音楽が流れたのは神を表しているを表現したのは初見の人に理解できたと思う。(中略)終演後にステージ上でのアフタートークは多くの人に聞いてもらい、この舞台の事を少しは理解してもらえたのではないかな。	50	男	県内	演劇
10	難しかったですね。色々と感じ取れるように、考えながら鑑賞しました。	20	男	県内	クラシック・演劇・ミュージカル
11	話の内容はよくわからなくて難しかったです。	30	女	県内	演劇・ミュージカル
12	深い内容でイメージーションがかきたてられた。	50	男	県外	クラシック
13	トークショーですが、資料も無いので私の全く頭に入ってきません。しゃべりがたて板に水。2回観てもピンとこないところ。「わかりにくい」と言われて久しい大河ドラマ「いだてん」も真青。曲と振りは効果的であった。劇ではなく、音楽舞踊ショーとしてなら100点だと思います。	20	不明	県外	クラシック、ジャズ、ポップス、演劇・ミュージカル、ダンス・舞踊、伝統芸能
14	内容は混乱してます。(笑)	20	男	県内	クラシック、演劇・ミュージカル
15	難解な演出でした。ストーリーを自分なりに考えられて、とても、おもしろかった。	50	女	県外	ダンス・舞踊
16	内容は、難解なところが興味深かった。	50	女	県外	クラシック、ポップス、伝統芸能
17	私自身の無意識の底にあるものを攪乱させられるような感じで、すごくおもしろかったです。	50	女	県内	クラシック、ジャズ、演劇・ミュージカル
18	現代的で面白い音だったが、話が分からず困惑した。詳しい話の内容を教えてください。	20	女	県内	ポップス
19	むずかしかった。	30	女	県内	演劇・ミュージカル
20	「天津司の舞」も「ヤマガヒ」もスピリチュアルのレベルで感じるものが、沢山ありました。	50	男	県外	クラシック、ジャズ、演劇・ミュージカル、伝統芸能
21	世界観はものすごく好きだったが、正直、よくわからなかつたので、ついていけなかつた。	20	男	県内	クラシック、ジャズ、演劇・ミュージカル、ダンス・舞踊、伝統芸能
22	主題がとてもむずかしく、前半理解できませんでした。後半からはだんだんわかって来た気がしました。	60	女	県内	演劇・ミュージカル
23	少しむずかしく理解しづらい所も有りましたが、演技的には良かったと思います。	60	不明	県内	クラシック、演劇・ミュージカル
24	演じている方々皆様一生けん命していらっしゃるけれど、内容がわかりにくすぎてもったいないです。潮水伝説をきちんと後世に伝えたいならば、劇団四季の子どもミュージカルくらいにわかりやすい作品にした方が良かったと思います。	50	女	県外	演劇・ミュージカル
25	お芝居は感覚にうったえた良いものをみせてもらいました。	70	女	県内	演劇・ミュージカル、ダンス・舞踊、伝統芸能

2019年12月21日～22日公演アンケート 全49枚より抜粋

(日下麻彩 歌手・役者・パフォーマー)

次に来場者の感想である。アンケートのうち内容に触れてものを抜粋して記載したのが表4である。作品の感想は、総じてストーリーが難解だったというものが多いが、一方で民俗芸能に対する関心が薄かった層の来場もあったことや、上演を通じて天津司の舞そのものに対する関心も見出されていたことがうかがえる。民俗芸能と演劇作品を結びつけ、制作背景を伝えるトークセッションの効果もあっただろう。

さらに、いくつかの感想に見受けられるように、来場者は「ヤマガヒ」のストーリーに天津司の舞や湖水伝説を見出すというよりも、「ヤマナシの特徴」を見出したり、来場者自身の内面や人生観を覗き見る機会となっていたこともうかがえる。難解なストーリーを理解するために、来場者自身の人生や価値観、知識を摺り合わせながら鑑賞していたと思われる。単に天津司の舞の由来伝承をなぞるストーリーとしなかったことで、かえって、観客自身が、作品に描き出されている民俗芸能の世界観や、それを継承する人々と自分自身との接点を模索することになったのではないだろうか。

まとめにかえて―博物館活動と民俗文化財「活用」の模索―

従来、民俗芸能のような無形民俗文化財の「活用」では、公開の機会を設け、あわせて文化財的な重要性を示して普及啓発の機会ともすることが多かった。しかしながら、現在は「地域の伝統文化に対する意識の変化が継承に影響して」おり、「『なくなっても困らない』という層は一定数いる」というのが現状である。また、「他団体との交流によって自分たちのあり方を見直す機会になると保存会の人からお聞きしたことがある。オーディエンスや他者のまなざしや関係性を作ることが大事だと思う。」といった指摘^(註22)もあるとおり、公開の機会を設けて存在をアピールするだけでなく、伝承者と周囲の関係性の醸成に努めることが求められている。

これを踏まえ、無形民俗文化財の公開という「活用」の機会を継承支援にもつなげていこうとするならば、関心の薄い層に訴える方法を模索すると同時に、文化財的価値を提示するのみならず、伝承すること自体の意義を問いかけたり、伝承者が持つ思いと観客を乖離させないよう観覧者自身の価値観との摺り合わせをはかるような一歩踏み込んだ試みも必要なのではないだろうか。ただし、地域の内に蓄積されてきた伝承の意味や重みは、それを継承する人々を取り巻く外部の人にはわかりづらいこともある。民俗芸能を単独で捉えるのではなく、地域の文化全体の中でどのような意味を持つのか捉え、その価値や意味を現代的な視点で語ることが求められる。博物館は、その一端を担うことができるだろう。調査研究を通じて地域と深く関わり、地域の内側の視点や価値観に触れる機会も多い。かたや、展示公開施設としては、常に現代社会の需要や課題とも向き合う視点を求められているからである。

「ヤマガヒ」の企画意図や主題、演者の感想を見る限り、作品は地域と民俗芸能やそれらと伝承者との関係も捉え、語ろうとした。民俗芸能としての価値や魅力を損なうことなく地域の価値観や人と人・土地と人との関係性を浮かび上がらせることは、従来の公開事業だけでは十分に果すことは難しい。現代の感覚に合致する形で民俗芸能を捉えなおし、別の作品に再構築することは、伝承者と、それを取り巻く人々との感覚の差を埋めるためのひとつの手段になり得るのかもしれない。さらに「ヤマガヒ」では地域の中で新しい文化(作品)が創出されていく過程において県立博物館の研究成果や培ってきた伝承者との関係性を活かすことができた。制作関係者・伝承者・博物館の三者の関係なくしてはこのような主題とはなり

得なかつたらう。その意味でも県立博物館として協力を行ったことの意義はあったと感じている。

無形民俗文化財が共通して抱える技術継承と後継者養成の課題や普及啓発活動は、県立博物館としても長年方策を検討し続け、取り組んできた課題のひとつである。今回、博物館が創作に協力し、調査研究の一部を還元することができたことや、博物館でのアウトリーチ公演や本公演を通じ、県立博物館や民俗芸能・文化財に関心の薄い層に対しても情報発信の機会となったことは成果であり、博物館としても大きな学びの機会でもあった。今後は、「ヤマガヒ」で得られた成果を基に、文化財的視点だけでなく芸術的資源としても捉えることで関心を広げる方法も積極的に検討していきたい。令和2年度にも、県内民俗文化財とそれに関わる伝承をテーマにした演劇小作品の制作と博物館における公演を検討中である。博物館は学術的・文化財的価値づけや説明を行い、芸術作品は得意とする直接的・感覚的な表現で訴えることができる。直接的な公開事業でなくともこれも間違いなく文化財や博物館の「活用」や情報発信の一つの方法である。地域文化の情報が集約される博物館と、芸術文化の発信拠点でもある劇場が手を取り合うことで、互いの得意分野を活かしつつ、地域の文化財の「活用」と継承支援の新しい方法を提案できる可能性を信じ、今後も模索を続けていきたい^(註23)。

註

- (註1) コラニー文化ホール『文化の湖プロジェクト 舞台「ヤマガヒ〜とうとう〜」』企画書 2018作成 より
- (註2) 同上
- (註3) 昭和51年(1976)指定。国の指定第1号となったことは保存会員にとって誇るべきこととして認識されており、貴重な文化財を担っているとの自負も生み出している。
- (註4) 小野寺融吉「人形の神々遊ぶ」『旅と伝説7』昭和17年(1942)所収
- (註5) 湖水伝説とは、かつて甲府盆地が湖であったと説くもので、神仏によって湖水が拓かれたとか、湖を渡って神がやって来たなどという神話的内容である。
- (註6) 『諏訪大神 鈴宮神社 天津司神社 由緒取調書』より。本資料は、明治20年3月に記されたものを、大正14年10月に山城村の坂本正臣氏が写したものである。原本は昭和50年(1975)頃に、文化財関係者に貸し出したまま所在不明となっているという。
- (註7) 同上
- (註8) 影山正美によれば、オカラクリとは「お空繰り」で、衣裳をまとわない状態での人形の操作を指すという。また、人形の解体をオクズシと呼ぶことについては、「奥厨子」あるいは「置く厨子」で、人形を元の厨子に納め置く作業を指すのではないかと考察している。
- (註9) 現在では、17軒の中には土地を離れてしまった家が多く、小瀬に残るのはわずか2軒のみである。その2軒は保存会に加入するとともに、現在も祭りの日に屋敷の入口に注連縄を張っている。
- (註10) 若尾勤之助「御祭礼及縁日」大正5年(1916)による。
- (註11) 山路興造「傀儡田楽雑考」『芸能史研究』7 1964年 による。
- (註12) 現在の天津司では人形は2体ずつもしくは単体で舞い、挿絵に見られるような全ての人形が出そろう場面はない。
- (註13) 代表的な廃絶行事として、甲府城下町地域の道祖神祭りがある。「甲府道祖神祭り」は、江戸時代後期には歌川広重らによる「幕絵」を沿道に飾るなど、町ごとに競い合うように贅を凝らした装飾をともなう祭りを行っていた。しかし明治4年11月の山梨県令による布達により、甲府城下町地域を中心に道祖神の神体は神社に合祀され、祭礼も廃止された。
- (註14) 「人形の神々遊ぶ」『旅と伝説7』昭和17年(1942)所収
- (註15) 『天津司舞の研究』昭和31年(1956)
- (註16) 『山梨日日新聞』昭和29年4月10日参照。記事によれば、18年間途絶えていたが、文化財指定候補として調査が行われることを契機として復活したという。
- (註17) 天津司神社の神体である9体の人形は、いずれも女性が触ってはならないと伝えられており、この考え方は女兒に対しても適用されている。なお、前掲註6の『由緒取調書』、および『甲斐國志』『甲斐名所図会』等には該当の記述は無く、口伝である。また、神体であるがゆえに、祭礼以外の上演活動は氏子総代の承諾が必要であり、神事以外の外部公演は承諾されない場合が多い。

- (註18)「重要無形民俗文化財天津司舞天津司舞用具修理・新調事業」(令和元年～2年度)
- (註19) 舞台上に御船囲いを設置し、一部省略した演目で行った。御編木様と御太鼓様、御笛様と御鼓様、御鹿島様、御姫様と鬼様の順番で、本来は別に舞う御編木様と御太鼓様を同時に舞わせた。また、各舞の回数自体も減らしており、全体としては祭礼時の半分程度の15分程度の時間で上演した。また、上演にあたっては、演劇作品のモチーフが天津司舞であることや、会場となったコラニー文化ホールの柿落し(当時山梨県立県民文化ホール、昭和57年〈1982〉開館)に天津司舞が上演したという縁により、祭礼以外の上演が認められることとなった。
- (註20) 文化の湖プロジェクト 2018『生演奏創作音楽劇「ヤマガヒ」コンセプトブック ココノソコ』p.21-23
- (註21) 同上 p.21-23
- (註22) 独立行政法人国立文化財機構 東京文化研究所 無形文化遺産部『第13回無形民俗文化財研究協議会報告書 いま危機にある無形文化遺産—無形民俗文化財の休止・廃絶・継承をめぐる—』2018年 p.89-90に掲載された参加者アンケートより
- (註23) なお県立博物館では、2016年に山梨県産業技術センターが行った「山梨デザインアーカイブ」事業においても、収蔵品などの3Dスキャンにも協力している。スキャンしたデータは山梨県産業技術センターを通じてインターネット上で公開されており、商品デザインなどに活用することができる。こうした活動は、博物館側にとっては資料調査データの蓄積につながるのみならず、従来の博物館の利用者層以外にも情報を発信する機会となり、文化財に対する新たな理解者の掘り起こしや、関心の向上を期待できる。同時に、文化財の歴史文化的価値の低下や無秩序な「活用」による資料の劣化・変質を抑止したり、現代社会における資源としてのあり方に気付くきっかけも提供できる可能性がある。やみくもに公開や情報発信の機会を増やそうとするのではなく、目的や対象、方法を検討したうえで他の分野との協働であれば、試みる意義は大きいだろう。

参考文献

- 大森快庵「甲斐叢記」『甲斐史料集成』甲斐志料刊行会 所収 1933
- 小田内通久「甲斐で発見した人形発見した人形劇『天津司の舞』」『日本民俗 第2巻 第10号』日本民俗協会 1937
- 影山正美「『天津司』小考」『甲斐』124 山梨郷土研究会 2011
- 小寺融吉「人形の神々遊ぶ」『旅と伝説』7 岩崎美術社 所収 1942
- コラニー文化ホール『文化の湖プロジェクト 舞台「ヤマガヒ〜とうとう〜」』企画書 2018
- 独立行政法人国立文化財機構 東京文化研究所 無形文化遺産部『第13回無形民俗文化財研究協議会報告書 いま危機にある無形文化遺産—無形民俗文化財の休止・廃絶・継承をめぐる—』2018
- 橋本裕之『舞台の上の文化—まつり・民俗芸能・博物館』丸善出版 2014
- 林貞夫『天津司舞の研究』文化人社 1956
- 文化の湖プロジェクト『生演奏創作音楽劇「ヤマガヒ」コンセプトブック ココノソコ』2018
- 松平定能編 佐藤八郎校訂『甲斐国志』5 雄山閣 1998
- 山路興造「傀儡田楽雑考」『芸能史研究』7 所収 1964
- 若尾勤之助「御祭例及縁日」『甲斐史料集成』12 甲斐志料刊行会 所収 1935
- 『山梨日日新聞』1954年4月10日

元金拾八兩三分九匁五分四厘

金六兩

元濟

寅十一月の卯五月迄、閏月とも

金壹兩貳分七分六厘

利足

金七拾四兩貳分三匁貳分四厘

御通ノ元利

金壹兩 春夏札差料

ノ金八拾三兩卜四匁

差引

金貳拾壹兩貳分拾貳匁三分六厘

寅冬御殘金卯夏引残り

外ニ

金拾貳兩三分九匁五分四厘

合金三拾四兩貳分六匁九分御殘金

此分百俵三兩濟御年賦ニ成ル

十月御高貳百俵

此代金凡金五拾六兩

内

高金三拾四兩貳分六匁九分

金六兩

元濟

金壹兩貳分拾三匁八分四厘

利足

ノ金七兩貳分拾三匁八分四厘

殘し置ク

殘テ金四拾八兩壹分壹匁分六厘

一、金四拾八兩壹分御証文高

内 金六兩壹分拾貳匁九分貳厘

御不幸御入用
春夏御濟方

金拾四兩貳分八匁六分壹厘

御藏渡後
会所ノ御用立

ノ金貳拾壹兩六匁五分三厘

引テ金貳拾七兩八匁四分七厘御当用御手取金

内

七・八・九・十半月御暮方

一、金拾七兩貳分十二匁九分貳厘

御不幸御入用元り

此御濟方

金六兩壹分十二匁九分貳厘

卯春夏分

金貳兩壹分ト利足

卯冬分

金貳兩壹分ト利足

辰春分

金四兩貳分ト利足

同夏分

金貳兩壹分ト利足

同冬分

ノ金拾七兩貳分十二匁九分貳厘ト利、皆濟

卯夏御藏渡後

五月廿九日

一、金七兩八匁六分壹厘、米廿一俵

一、金壹兩 御かし

六月朔日

六日

一、金貳分 御雑用

一、金叁兩 御かし
一、金壹分 御雑用

十四日

廿日

一、金貳兩 御かし

一、金貳分 御かし
一、金壹分 薪代

ノ金拾四兩貳分八匁六分三厘

一、金拾貳兩、御番入御入用

内金三兩、五月廿六日上ル

引テ金九兩

右之通且紙横長ニ認メ御屋敷へ上ル、六月廿七日

六月廿六日、柳町御会所左之月番参上仕候様申参り候間、月番儀右之きく屋太兵衛参上仕候所、右御書付之通御年賦金有無書付差上候様被仰付候御書付之写

朝比奈左伝次

水野甚左衛門

江原兵左衛門

松平金之丞

十月可受取年賦金等引ケ方之有無

右之通御書付を以被仰越付候間、左之通書付上ル

覚

朝比奈左伝次様 水野甚左衛門様

江原兵左衛門様 松平金之丞様

右御方様、当卯十月御年賦金御濟方御銘々様ニ御座候、以上

卯六月

御下金

御藏札差

月番

柳町

忠藏

和田平町

喜平次

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、去寅四月八日町長藏儀、御藏宿御免被成下、右代り藏宿私江被仰付候節、去寅春御借米以後、長藏并親類共右御用立之分、私御用立金江引継御用立、去寅夏御借米渡之節、長藏方へ相渡候様被仰付奉畏、則右之分長藏方江相渡被申候、然ル処、右之内佐々井兵治郎様御儀、其節私被召呼被仰聞候間、右之通り長藏方江可相渡金子之儀ニ付、長藏方江御掛合被遊候御座候由ニ付、右金子私方江預り置、長藏方江御掛合相濟候上ニ而相渡候様被仰聞候ニ付、左

候ハ、早速長藏方へ御掛合被成下候様申上、金五両式分余、私方へ預り置申候、尤其節長藏方江茂右之趣為申聞候、然処、右御方様、此度私被召呼被仰聞候者、右金子之儀、長藏方江者、御屋敷様右御相对可被成候間、御屋敷様江金子差上候様被仰聞候ニ付、私奉申上候者、右金子之儀者、私方ニ而引取、長藏方江相渡可申旨、御支配様右被仰付候御儀ニ御座候間、長藏方御掛合相濟候上ニ而差上候様仕度旨奉申上候所、左候ハ、右之趣御会所江御届ケ申上候上ニ而、金子差上候様被仰聞候、依之乍恐御窺奉申上候、何卒御下知被成下置候様奉願上候、以上

寛政七年卯六月

廿八日願書上ル

御藏札差

豎町

弁助

御下金

御会所

七月二日、右窺・御下知書、柳町御会所右御渡被下候、写左之通

口演

御改正御仕法を以、先達而申渡有之候儀、殊ニ元藏宿江之濟方ハ当藏宿江受取濟し候儀ハ御「仕法」(貼紙)通之儀ニ付、伺候ニ者及申聞敷事候

庄駒之進様上ル写

卯春夏御仕切并勘定書下書

覚

一、金六拾壹兩壹分六匁四分四厘

春夏分御米金

内

右之通相違無御座候、以上

行司
元城屋町
八郎兵衛

月番
和田平町
喜平次

借用申金子之事

合五両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所方其方借受用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、来辰二月巳十月迄式ケ年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹両ニ付壹ケ月銀六分宛之積を以、当卯十月利足斗、来辰二月金式分式朱卜利足、同五月金壹両壹分卜利足、同十月金式分式朱卜利足、巳二月金式分式朱卜利足、同五月金壹両壹分卜利足、同十月金式分式朱卜利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月 武田斧之助

永楽屋

久右衛門へ

御本文之金子五両、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差

八日町
拜借人 久右衛門

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司
元城屋町
八郎兵衛
月番

和田平町
喜平次

御当用証文奥書御会所へ伺之上左之通相定申候

右者仲間共連印、別紙証文差上奉拝借候御会所金之内御用立申候、然上者当月御蔵渡之節、御高何百表を以元り共急度可奉上納候、以上

卯
六月

御蔵札差

何町

拜借人

誰印

同

行事

加印

誰印

五人

御下金

御会所

覚

一、御暮方御不足ニ付、元宿丸屋伝十郎方、御濟方之分御渡被下間敷旨ニ付、右御濟方之分丈ケ私御預り之書付差上候様被仰付候へとも、御請難仕旨奉申上候処、左候ハ、別段ニ勘弁仕候様被仰聞候へとも、是又御請難仕旨奉申上候、且又此度御当用御証文を以御渡不被下候ニ付、此間ハ雜用金差上候節、此上之儀ハ右ハ証文御渡不被下候而ハ御雜用・御飯米共ニ難差上旨、奉申上候処、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候間、乍恐如此御座候、以上

卯六月

いつ、屋

清兵衛

牛奥太郎右衛門様

御用人中様

借用申金子之事

合拾両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所方其方借受用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、来辰二月卯午五月迄三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之積を以、当卯十月利足斗、来辰二月金壹両ト利足、同五月金貳両ト利足、同十月金壹両ト利足、巳二月金壹両ト利足、同五月金貳両ト利足、同十月金壹両ト利足、午二月金壹両ト利足、同五月金壹両ト利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

中村平蔵

二文字屋
幸兵衛へ

御本文之金子拾両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差
八日町
拜借人 幸兵衛

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司
元城屋町
八郎兵衛
月番
和田平町
喜平次

借用申金子之事

合貳両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、○其方拜借会所金之内借用申所実正也、然上者返金之儀者、当卯十月御切米後、当用金之内ニ而元利共不殘引取可被申候、右金子之儀者格別之訳有之、達而無心申入借請候儀ニ有之候得者、其節ニ至り毛頭違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

中村平蔵

御蔵宿会所
手代
庄兵衛へ

借用申金子之事

合七両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所方其方借受用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀ハ、当卯十月卯巳十月迄三ヶ年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之積を以、当卯十月金壹両ト利足、来辰二月金壹両ト利足、同五月金壹両ト利足、同十月金壹両ト利足、巳二月金壹両ト利足、同五月金壹両ト利足、同十月金壹両ト利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

飯高初三郎

市川屋
弁助へ

(一文脱)御本之金子七両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差
堅町
拜借人 弁助

御下金

御会所

御蔵札差

柳町

拝借人 権八

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

元城屋町

八郎兵衛

月番

和田平町

喜平次

借用申金子之事

合六両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所方其方借請用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、来辰二月卯午十月迄三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金老兩ニ付老ヶ月銀六分宛之積を以、当卯十月利足斗、来辰二月金式分卜利足、同五月金老兩卜利足、同十月金式分卜利足、巳二月金式分卜利足、同五月金老兩卜利足、同十月金式分卜利足、午二月金式分卜利足、同五月金老兩卜利足、同十月金式分卜利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少茂違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

福井小三郎

大黒屋

権八へ

御本文之金子六両、私奉拝借、右御方様江御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差

柳町

拝借人 権八

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

元城屋町

八郎兵衛

月番

和田平町

喜平次

乍恐書付を以奉申上候

一、先月廿七日、久米右衛門・友右衛門・弥兵衛、御蔵宿御免被 仰付、当月四日右代り蔵宿八郎右衛門・庄三郎・喜右衛門江被 仰付候ニ付、則札旦那割渡、其段御披露奉申上候、然処右札旦那方之内御当用証文元蔵宿名宛ニ而請取候も有之、亦者新規三人之もの共被仰付無御座以前、月番之者共名宛ニ而請取候御証文も有之候、右者新規之者共名宛之御証文ニ引替請取可然哉ニ奉存候、依之乍恐以書付を御窺奉申上候、以上

寛政七年卯六月十八日

御蔵札差

月番

柳町

忠蔵

同

(平一脱)

和田町

喜平治

御下金

御会所

六月廿日

右窺之通早速御証文引替候様、柳町御会所方被仰渡候

右之通相違無御座候、以上

行司
元城屋町
八郎兵衛

喜平次

借用申金子之事

合四兩者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所其方借請用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀ハ、当卯十月（分）来辰十月迄式ケ年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹兩ニ付壹ケ月銀六分宛之積りを以、当卯十月金壹兩与利足、来辰二月金（貼紙）「式分」与利足、同五月金壹兩与利足、同十月金（分）「歩」利足、（貼紙）「巳」二月金（分）「三」与利足、同五月金（分）「三」与利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月 江守徳次郎

十一屋
忠蔵へ

御本文之金子私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉納候、以上

卯六月

御蔵札差
柳町
拝借人 忠蔵

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上
行司
元城屋町
八郎兵衛
月番
和田平町

乍恐書付を以奉申上候

一、向御高引当御用立金之外○会所別段ニ金五兩御用立、当冬御切米ニ而勘定相立候ハ、右元引取直段下直ニて勘定相立不申候ハ、御知行所御年貢金を以、御返済可被下旨、被仰聞候へとも、御請難仕旨奉申上候所、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上、

卯 六月十五日

永楽屋
久右衛門

植村鉄蔵様

御用人中様

借用申金子之事

合八兩者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所其方借り請用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、当十月（分）来巳十月迄三ケ年賦ニ相定、利足之儀者金壹兩ニ付壹ケ月銀六分宛之積りを以、当卯十月金壹兩与利足、来辰二月金三分与利足、同五月金壹兩与利足、同十月金三分与利足、巳二月金三分与利足、同五月金壹兩与利足、同十月金三分与利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少、違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月 団吉太郎

大黒屋
権八へ

御本文之金子八兩、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉納（候）脱カ以上

一、金三両 伊谷梅次郎様へ

濟方当卯十月皆済、案文臨時証文之通

六月十三日、山手御役所へ御呼出し、御立会ニ而被仰渡候趣

八日町

平八

和田平町

平左衛門

山田町

吉右衛門

頼代 豊次郎

八日町

忠右衛門

右町五人組・名主

行司

平兵衛

月番

忠藏

先達而四人之もの共咎申付候処、仲間ものとも願ニ付差免し候、以来心得違イ無之候様相勤可申段、被仰渡候、町役之者、行事・月番之者、右之趣相心得候様被仰渡候

一、同日御出役之御役人方、五人組・名主・行司・月番差添、御礼廻り仕候

六月十四日

一、金百五拾両 湊屋八郎右衛門上納

一、金五拾両 井筒屋喜右衛門上納

〆金貳百両

右之分、惣連印ニ而同日拝借

但し伝十郎儀、駿府へ罷越候ニ付印形除ク

八日町御会所

同日 小幡次郎藏様、当月九日窺書・御下知書^渡ル、左之通

当卯春迄之当借、百表ニ付^(貼紙)元金三両、利足添、年賦濟方申渡候儀ニ而、其上減少ハ難成事ニ候得共、右借金元利相濟候迄、年々七拾俵ツ、向ケ米請

取候対談ニ候ハ、可為何之通之事

卯六月

借用申金子之事

合三両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所より其方借り受用立給、儘ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、当卯十月方来辰五月迄式ケ年賦ニ相定、利足之儀者金壹両ニ付壹ケ月銀六分宛之積を以、当卯十月金壹両ト利足、来辰二月金壹両ト利足、同五月金壹両ト利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少^茂違麥申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

佐々木利兵衛

湊屋

八郎右衛門へ

御本文之金子三両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上、

御藏札差

卯六月

拝借人

魚町 八郎右衛門

御下金

御会所

金壹兩下利足、同十月金壹兩三分下利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少も違麥申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月 湯川弥惣次

和泉屋 庄三郎へ

御本文之金子拾兩、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差 山田町 庄三郎

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司 元城屋町 八郎兵衛 月番 和田平町 喜平次

借用申金子之事

合拾兩者

但文字金也

右者此度無抛要用二付、書面之通御下金会所方其方借受用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀ハ、来辰二月廿午十月迄三ヶ年賦ニ相定、利足之儀ハ、金壹兩ニ付壹ヶ月ニ銀六分宛之積を以、当卯十月利足斗、来辰二月金三分下利足、同五月金壹兩下利足、同十月金壹兩式分下利足、巳二月金三分下利足、同五月金壹兩下利足、同十月金壹兩三分下利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少も違麥申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月 浦野権九郎

井筒屋 忠右衛門へ

御本文之金子拾兩、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司 元城屋町 八郎兵衛 月番 和田平町 喜平次

乍恐書付を以御届奉申上候

一、此度并筒屋喜右衛門御引請仕候札旦那之内、小野藤右衛門様御儀、此度方御直差ニ可被遊旨被仰聞候、依之乍恐書付を以御届奉申上候、以上

寛政七年卯六月

御蔵札差

御下金 御会所

月番 柳町 十一屋 忠蔵 同 和田平町 藤屋 喜平次

卯六月十四日 川辺小三郎様御引請也

借用申金子之事

合四兩者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所其方借受用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、当卯十月（貼紙）辰十月迄式々年賦ニ相定、利足之儀ハ、金壹兩ニ付壹ヶ月銀六分宛之積を以、当卯十月金壹兩卜利足、来辰二月金壹兩卜利足、同五月金壹兩卜利足、同十月金壹兩卜利足、（貼紙）「右割合」之通元利共急度皆済可申候、其節少茂違麥申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

豊前八右衛門

井筒屋

忠右衛門へ

御本文之金子四兩、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差

八日町

拝借人 忠右衛門

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

元城屋町

八郎兵衛

月番

和田平町

喜平次

借用申金子之事

合五兩者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所其方借受用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀ハ、来辰二月（貼紙）辰五月迄式々年賦ニ相定、利足之儀者、金壹兩ニ付壹ヶ月銀六分宛之積りを以、当卯十月利足斗、来辰二月金壹兩卜利足、同五月金壹兩卜利足、同十月金壹兩卜利足、巳二月金壹兩卜利足、巳二月金壹兩卜利足、同十月金壹兩（貼紙）式分卜利足、午二月金三分卜利足、同五月金壹兩卜利足、同十月金壹兩（貼紙）式分卜利足、午二月金三分卜利足、同五月

儀者、金壹兩ニ付壹ヶ月銀六分宛之積りを以、当卯十月利足斗、来辰二月金壹兩卜利足、同五月金壹兩卜利足、同十月金壹兩卜利足、巳二月金壹兩卜利足、同五月金壹兩卜利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少茂違麥申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

満田左十郎

湊屋

八郎右衛門へ

御本文之金子五兩、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差

魚町

拝借人 八郎右衛門

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

元城屋町

八郎兵衛

月番

和田平町

喜平次

借用申金子之事

合拾兩（者脱）

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所其方借請用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、来辰二月（貼紙）辰十月迄三々年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹兩ニ付壹ヶ月銀六分宛之積を以、当卯十月利足斗、来辰二月金三分卜利足、同五月金壹兩卜利足、同十月金壹兩（貼紙）式分卜利足、巳二月金三分卜利足、同五月金壹兩卜利足、同十月金壹兩（貼紙）式分卜利足、午二月金三分卜利足、同五月

八郎兵衛

(一番脱) 月 柳町

忠藏

借用申金子之事

合拾両者

但文字金也

右者此度無掬要用ニ付、書面之通御下金会所方其方借受用立給、儘ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者当卯■利足、来辰二月方巳十月迄三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之積を以、当卯十月利足斗、来辰二月金壹両ト利足、同五月金貳両ト利足、同十月金壹両ト利足、巳・午兩年三季壹両ツ、与利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少茂違変申入間鋪候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

三宅作左衛門

高原田屋

吉右衛門江

御本文之金子拾両、私奉拝借、右御方様江御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御藏札差

山田町

御下金

拝借人 吉右衛門

右之通相違無御座候、以上

行司

元城屋町

八郎兵衛

月番

柳町

忠藏

乍恐書付を以奉願上候

一、先月廿七日、私共仲間之内八日町平八・和田平町平左衛門・山田町吉右衛門・八日町忠右衛門、右四人之もの共被為御 召出、先達而札旦那方江差出候書付之儀ニ付御尋之趣、一々不調法至極、申訳無御座候、依之右四人之もの共押籠、御過怠被 仰付、奉恐入、相慎罷有候、然処此節札旦那方御用多ニて、甚混雜仕罷有候へ者、若御惣容様御差支之儀も出来可仕与一同奉恐入候、依之何とも恐多御儀ニ御座候へとも、可相成御儀ニ御座候ハ、格別之御慈悲を以、右之もの共御過怠御高免被成下置候様、奉願上候、尤右御咎之趣、当人共者不及申上、仲間共一同奉恐入、已来右躰之儀無御座候様、御仕法通急度相守、相勤可申候、何卒右之趣御聞濟被成下置、願之通御慈悲を以御高免被成下置候様、仲間共一同奉願上候、以上

寛政七年卯六月十日

御藏札差

行事

八日町

月番

平兵衛

柳町

同

忠藏

和田平町

喜平次

御下金

御会所

みなと屋八郎右衛門・いつミ屋庄三郎・いつミ屋喜右衛門、右札旦那方、きく屋太兵衛案内ニて参上

いつミ屋喜右衛門引請札旦那之内、小野藤右衛門様御儀、藏宿不被仰付候旨、右参上之節御断御座候

野田嘉吉様

いつ、屋
喜右衛門

右之通御藏宿御引請仕候、以上

卯
六月

御藏札差
月番
十一屋
忠藏
藤屋
喜平二

久保田源兵衛様

御用人中様

印鑑 ○

寛政七年卯六月

同

同

湊屋
八郎右衛門

和泉屋

庄三郎

いつ、屋

喜右衛門

右西之内にて、但上包旦紙、上書も右之通にて年号なし

御組頭様四軒

(御会所へ式枚 内耆枚者御藏役所へ御上ケ被下候様申上ル

丸屋伝十郎印鑑御藏役所江上ル分、御会所へ上ル

右六月十日きく屋幸助代太兵衛差添上ル

〔上部欄外〕
御組頭四軒

御目附十四軒

御藏立合式軒

御代官所

御藏手代衆不残

加勤方与力方四軒

御会所式軒

右きく屋幸助代太兵衛案内にて参上

借用申金子之事

合拾両者

但文字金也

右者高金式拾両之内、当卯四月、金拾両御下金会所方其方借り受用立給候処、相残金拾両、此度入用ニ付、書面之通、御下金会所方其方借受用立給、慥ニ請取借用申処実正也、右濟方并利足之儀者、当卯四月入置候証文之通、聊相違無之候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯六月

山田安之助

高原田屋

藤兵衛江

御本文之金子拾両、私奉拝借、右御方様江御用立申候、御定之通無相違元利共

急度可奉上納候、以上

卯六月

御藏札差

緑町

拝借人 藤兵衛

御下金 御会所

右之通相違無御座候、以上

行司 元城屋町

小野藤右衛門様

右之通御藏宿御引請仕候、以上

卯
六月

山本与次左衛門様

御用人中様

覚

中川千蔵様

右之通御藏宿御引請仕候、以上

卯六月

大嶋新助様

御用人中様

庄三郎

いづみ屋

喜右衛門

御藏札差

月番

十一屋

忠蔵

藤屋

喜平次

いづみ屋

庄三郎

御藏札差

月番

十一屋

忠蔵

藤屋

喜平二

覚

佐々木利兵衛様

加藤万兵衛様

石丸杏庵様

江原兵左衛門様

平井七郎兵衛様

右之通御藏宿御引請仕候、以上

卯六月

伊勢主馬助様

御用人中様

覚

富田仁左衛門様

間宮十左衛門様

みなと屋

八郎右衛門

いづみ屋

庄三郎

いづみ屋

喜右衛門

御藏札差

月番

十一屋

忠蔵

藤屋

喜平二

みなと屋

八郎右衛門

右濟方

当卯十月金老兩卜利足、辰二月金老兩卜利足、同五月金老兩卜利足

案文臨時拝借証文之通り

卯六月 山田勢十郎

覚

佐々木利兵衛様

冨田仁左衛門様

加藤万兵衛様(合点)

×石丸杏庵様(印「改」)

満田市左衛門様(合点)

満田左十郎様

高原田屋(合点)
吉右衛門(脱)

湊屋
八郎右衛門 印

(合点)
坂部仁藏様
江原兵左衛門様
湯川弥惣次様
中川千藏様(合点)
×宇佐美道藏様
芳賀藤兵衛様(合点)
(印「改」)

和泉屋
庄三郎 印

間宮十左衛門様(合点)
(印「改」)

野田嘉吉様(合点)
(印「改」)

平井七郎兵衛様(合点)
(印「改」)

×小野藤右衛門様

吉川七左衛門様

大竹九八郎様(合点)

右之通札且那御引請仕候、以上

卯
六月九日

御下金

御会所

右本書老枚、写老枚、且紙にて写老枚、都合三枚御会所へ上ル

御組頭様江御届候印形なし

覚

坂部仁藏様
湯川弥惣次様
宇佐美道藏様

井筒屋
喜右衛門 印

御藏札差
月番
十一屋
忠藏 印
藤屋
喜平次 印

いっしん屋

一、伊勢主馬助様御儀、川口屋弥兵衛御藏宿相勤罷有候処、^五当月廿七日、右弥兵衛御藏宿御免、右代り藏宿被仰付候ニ付、新規三人之内ニテ御引請可仕処、右御方様^カ御支配様へ被仰上、此度^カ御直差ニ成共被遊候旨被仰渡候
一、当月六日被仰渡候駿府御年賦金為請取罷越候もの、名前書・印鑑早速差上候様被仰渡候

借用申金子之事

合七両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、借用申処実正也、然上者返金之儀ハ当卯十月御切米後、当用金之内ニテ右金子元り共不残引取可被申候、右金子之儀ハ格別之訊有之、^{有之}^(候脱カ)達而無心申入借り請候儀ニ^{有之}^(候脱カ)へ者、其節之分毛頭違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

郡司吉蔵

藤井屋

八郎兵衛へ

月番
十一屋

忠蔵

藤屋

喜平次

会所

手代

庄兵衛

借用申金子之事

合七両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所^カ其方借り受用立給、慥ニ受取借

用申処実正也、然上者返金之儀ハ当卯十月^カ巳二月迄式ケ年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹兩ニ付壹ケ月銀六分ツ、之積を以、当卯十月金壹兩ト利足、来辰二月金壹兩ト利足、同五月金^(壹カ)三兩ト利足、同十月金二兩ト利足、巳二月金二兩ト利足、右割合之通、元り共急度皆済可申候、其節少しも違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

郡司吉蔵

藤井屋

八郎兵衛へ

御本文之金子七兩私奉拝借右御方様へ御用立申候、御定之通^{○無相違}元り共急度可奉
上納候、以上

卯六月

御藏札差

元城屋町

拝借人

八郎兵衛

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行事

平兵衛

月番

喜平次

右式口合拾四両、実此御濟方

卯十月金壹兩ト利足、辰二月金貳兩ト利足、辰五月金五兩ト利足、同十月金貳兩ト利足、巳二月金貳兩ト利足、同五月^(金脱)貳兩ト利足

借用申金子之事

金三両者

但^(字脱カ)文字金也

同日駿府御年賦金当春之分、為御受取罷越候様、被仰渡候

拜借人 八郎兵衛

借用申金子之事

御下金 御会所

合六両者

但文字金也

右之通相違無御座候、以上

行司

八日町

平兵衛

右者此度無抛入用ニ付借用申所実正也、然上者返金之儀者当夏家督御借米後十月高引当用金之内ニ而、右之金子元利共不残引取可被申候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯六月

川井善吉郎

井戸屋

元七江

乍恐書付を以御窺奉申上候

借用申金子之事

合五両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所其方借り受用立給、慥ニ請借用申所実正也、然上者返金之儀者当卯十月ハ巳十月迄三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者

金老兩ニ付壹ヶ月ニ銀六分宛之積を以、当卯十月金老兩ト利足、来辰二月金式分ト利足、同五月金老兩ト利足、同十月金式分ト利足、巳二月金式分ト利足、同五月金老兩ト利足、同十月金式分ト利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少茂違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

石野太郎兵衛

御本文之金子五両私奉拜借、右御方様江御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差 元城屋町

合拾五両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所^ル其方借り請用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、来辰年^ル午年迄三ヶ年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹両ニ付壹ヶ月ニ銀六分宛之積りを以、当卯十月利足斗、来辰二月金壹両卜利足、同五月金三両与利足、同十月金壹両与利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

大久保勝藏

藤井屋

八郎兵衛へ

右御本文之金子拾五両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差

元城屋町

拝借人 八郎兵衛

御下金

御会所

右之通無相違候無御座候、以上

行司

八日町

平兵衛

月番

和田平町

喜平次

借用申金子之事

合拾五両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所^ル其方借受用立給、慥ニ受取借用申所実正也、然上者返金之儀者、当卯十月^ル午十月迄四ヶ年賦ニ相定、利足之

儀者金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之積りを以、当卯十月金壹両卜利足、辰二月金壹

両卜利足、同五月金壹両卜利足、同十月金壹両卜利足、巳二月金壹両卜利足、同五月三両卜利足、同十月金壹両卜利足、午二月金貳両卜利足、同五月金三両卜利足、同十月金壹両卜利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯六月

大河内彦十郎

井戸屋

元七江

右御本文之金子拾五両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差

拝借人 魚町

元七

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

元城屋町

八郎兵衛

月番

和田平町

喜平次

六月六日、八日町御会所^ニ御渡被下置候御書付之写

(貼紙)

蔵宿替并蔵宿差免、代り蔵宿申付候之類、当時引受候蔵宿「一之者方江元蔵宿年賦金・当用金等」有之分者請取、元蔵宿江可相渡事ニ候、依之年賦金元利丈ケ向ふ高江残し置用立候儀者、同様之事ニ候

卯六月

喜平次

六月四日、山手御役所江御呼出、仲間差加金差出候者拾式人之内、平八・平左衛門御過念ニ付、残り拾人罷出ル、被 仰付候趣

一、其方仲間難渋之者共江、為助合之先達而差加金差出候所、猶亦此度出情致、十月迄所□□卒与差加^加金致、十月迄取積候様、尤十月ニ至候得ハ、見越貸等茂有之故、存寄も有之由被仰渡候

一、同日、湊屋八郎右衛門・和泉屋庄三郎・井筒屋喜右衛門并名主・五人組、行司平兵衛、月番忠藏・喜平次、被召出被 仰渡候者、先達而御差免御座候久米右衛門・友右衛門・弥兵衛、右三人之者共代り蔵宿相勤候様被仰付候、尤御請証文差上ル

一、両御役所江立帰御礼相勤申候、尤名主・五人組、行司・月番相添
一、加勤方御与力衆・御同心衆不殘御会所江仲間惣代者人相添、御届ケニ相廻り申候、町役なし

御会所金拝借証文之御事

合(カ) 但文字金也

右者私共惣札旦那方江御用立候ニ付、御会所金御願申上、書面之通只今慥ニ請取奉拝借候処実正ニ御座候、然上者当卯十月御切米渡り之節、金壹兩ニ付壹ケ月ニ銀六分ツ、之利足を加へ、元利共急度御返納可仕候、尤札旦那方御当用証文之儀者、相揃一所ニ差上可申候、為後日仲間一同連印を以証文差上申候所仍而如件

寛政七年卯六月五日

御蔵札差

魚町

元七

元城屋町

御下金

御会所

借用申金子之事

八郎兵衛
八日町

平兵衛
同町

幸兵衛
緑町

藤兵衛
八日町

久右衛門
柳町

忠藏
八日町

幸介
同町

平右衛門
同町

弁介
堅近習町

伝十郎
西青沼町

清兵衛
柳町

権八
八日町

七郎兵衛
和田平町

喜平次
立近習町

半六

平八・平左衛門・吉右衛門・忠右衛門

右四人御咎中故名前除申候

旨、半七兼而申上置候処、甚混雜仕、右之段不申上、猶亦其後御手紙被成下候処、右御答茂不仕候二付、蒙御察斗、申訳無御座、不調法之段奉恐入候、依之藤井屋八郎兵衛を以段々御詫申上候処、御聞濟被成下、難有仕合ニ奉存候、以来右躰之儀無御座候様可仕旨、被仰聞奉畏候、依之右之段乍恐書付奉差上候、以上

卯六月二日

会所手代
佐七

平井五郎左衛門様

御用人中様

口上之覚

一、当十月向御高目当金貳拾八兩積リニ申上候処、金三拾兩積リニ御用立申候様被仰聞候得共、御請難仕旨奉申上候所、右之趣書付を以申上候様被仰付候
二付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯六月四日

大黒屋
権八

福井小三郎様

御用人中様

口上之覚

一、御屋鋪様当二月迄御殘金利足之内、当時六分奉請取、六分者附出し置候様被仰聞候得共、御請難仕旨奉申上候所、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候
二付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯六月四日

菊屋
幸助

福井小三郎様

御用人中様

(貼紙)
一、去月廿六日「大津屋久米右衛門・布屋友右衛門・川口屋弥兵衛、右三人蔵宿御免被仰付候ニ付、当時御用月番兩人ニ而御用承候様被仰付候ニ付、藤屋喜平次・菊屋太兵衛同道ニて、右三人之札旦那拾九軒様江御届ニ参上仕候

六月三日

借用申金子之事

合拾五兩者

但文字金也

右者此度家作入用不足ニ付、書面之通御下金会所方其方借り請用立給、慥ニ請取借用申所実正也、然上者返金之儀者、来辰年未年迄四ヶ年賦ニ相定、利足之儀者、金壹兩ニ付壹ヶ月ニ銀六分ツ、之積りを以、当卯十月利足、来辰二月金壹兩ト利足、同五月金貳兩ト利足、同十月金三分ト利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少茂違変申入間敷候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯六月

柳原留蔵

井筒屋

忠右衛門へ

御本文之金子拾五兩、私奉拝借、右御方様御用立申候、御定通無相違元利共急度可奉納候、以上

卯六月

御下金

御会所

御蔵札差
八日町
拜借人 忠右衛門

右之通相違無御座候、以上

行事
元城屋町
八郎兵衛
月番
和田平町

二付、乍恐如此御座候、以上

卯

六月三日

藤井屋
八郎兵衛
会所手代
庄兵衛

桜井喜三郎様

御用人中様

覚

一、向御高目当ニ而元御藏宿大津久米右衛門御年賦金元利丈ケうちばニ御証文
高二仕候、当月御藏渡之節、右御年賦金久米右衛門方江相渡申候御儀ニ御
座候、右之段書付差上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯六月

先月番

いつ、屋

忠右衛門

坂部仁藏様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度川口屋弥兵衛儀、御藏宿御免被仰付候ニ付、右弥兵衛御引請之札旦那
様方代り藏宿被仰付候迄、会所月番方江御証文奉受取御用相違候様被仰付候、
右弥兵衛儀、御会所拜借金此度上納被仰付候処、出来兼候分仲間共ニて弁納
いたし、是迄弥兵衛引請之札旦那様方御濟方之分、御仕法通弥兵衛替り引請
之者奉受取、右弁納金ニ引替可申旨、御書付を以仲間共へ被仰付候御儀ニ御
座候間、弥兵衛方御濟方之分だけうちはニ御証文被成下候様奉申上候所有之
趣、書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

卯六月三日

御藏宿会所

手代

庄兵衛

間宮十左衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、去寅十月御高引当、御会所金三拾兩奉拝借御用立申候所、去寅七月先殿
様御不幸ニ付、右三拾兩之分元利之内江巻ケ年二三斗五升入式拾俵ツ、之積
りを以、皆済迄年々三季御切米渡り之節、御会所江上納仕候御定之所、右之
外ニ私方当春仕切勘定御殘金之分、御仕法通り百俵三兩濟ニ御渡し被下候而
者、御暮方御差支ニ相成候ニ付、右式拾俵之上納相濟候迄、当春御殘金之分
利足斗奉請取、元金者年延ニ仕、右式拾俵之御年賦元利皆済之上、当春御殘
金之分御仕法通り奉請取候様可仕旨被仰聞候得共、其儀者何分御請難仕段、
奉申上候処、左候ハ、右之趣御窺奉申上候様被仰聞候ニ付、則御会所江御窺
奉申上候処、当春御殘金之儀者御惣容様方御願通百俵三兩濟之御年賦ニ被
仰付候ニ付、不被及御沙汰ニ御窺書御下ケ被下候、依之右之段奉申上候処、
書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯六月三日

丸屋

伝十郎

森市太郎様

御用人中様

覚

一、先達而御当用金内御用立候様被仰付候処、其節上納ニ差掛候ニ付、何卒廿
六日頃迄御延引被成下候様申上、廿六日頃御貸出し相始候ハ、其段可申上

乍恐書付を以奉申上候

一、此度御当用金之内三兩差上候様被仰下候処、当夏御借米後方是迄段々御
飯米御借米金共差上候ニ付、何卒御証文被成下候様申上候処、御窺之儀^茂御座候由ニ
こゝろ付、御年賦濟ニ不拘、向御高一杯之御証文ニ而、金子者うちばニ差上候様被
仰付候得共、御惣容様共御年賦濟之分だけうちばニ御証文高ニ仕候御儀ニ御
座候間、何卒右之趣ニ而御証文被成下置候様御願申上候、尤御窺之御儀ニ付、
振合替り候ハ、其節御証文御入替被下置候様奉申上候処、右之趣書付を以
申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政七年卯六月三日

御蔵宿
会所手代
嘉兵衛

佐々井兵治郎様

御用人中様

五月廿七日御呼出し

平八

頼代

平左衛門

吉右衛門

忠右衛門

頼代

弁助

行事

平兵衛

月番

半六

追手御役所^江被召出、御立合ニて被仰聞候趣

一、其方共支配衆^江書付差出し候事ニ付呼出し候、向高之内ニて年賦元り残し置、

内ばニ用立候を差扣候与書面ニ相認候事、不分事ニ候、差扣ル与残し置とハ
訳之違候事ニて候

一、百表ニ付廿八兩目当之儀、御支配様へ申上置候与書面ニ相認候、是者時之相
場之事故、天さいの道理、其相場大概廿八兩と目当上会所へ可申立事
両支配^江申上置候与ハ如何ニ候

一、此度御仕法被仰付候上者、御貸附方は迄とハ違候と相認候事、是ハ見越金
之儀ハ是迄ハ相對を以貸附候得共、五表又ハ十五表と相定候事故、是迄とハ
かし付方違候と申事ニ可有之候、夫を細ニ申候へハ相分り候事を、只貸附方
是迄と違候と申候而者相分り不申候、此度之御仕法と申候事者無之はづニ候、
戌年被仰出候御仕法を相守候事ニて候

平左衛門差出し候書付も同様不埒ニ候、筆頭衆へ差出し候書付も同様、心ニ
おち不申書付へ印形いたし候事不埒ニ付、押籠申付候与被仰渡、右四人之五
人組・名主被召出、御証文差上帰宅仕候

被仰渡御書付之写

久米右衛門・友右衛門・弥兵衛蔵宿差免候之間、拝借金・会所金早々上納為致
可申候、若不足有之者、仲間共立替上納いたし置、元蔵宿久米右衛門・友右衛門・
弥兵衛、年々百表三兩濟年賦金引請候蔵宿^江請取、久米右衛門・友右衛門・弥
兵衛^江可相渡年賦金を以上納引替可申候

卯五月

乍恐書付を以申上候

一、向御高百俵ニ付廿八兩ニ積り候儀者、御会所^江申上置、仲間共一同右之通
仕候、右之内ニて御年賦金元り丈うちばニ御用立候儀者、御支配様へ申上置、
全御手取金を御証文ニ仕候、右之段奉申上候所、書付を以申上候様被仰付候

卯五月廿六日

永楽屋
久右衛門

山本与次左衛門様御内

御用人中様

借用申金子之事

合七両者

但文字金也

右高金拾五両之内、当卯四月金八両元宿弥兵衛借受用立、相残金七両者当十月
借り受可申議証之処、此度入用二付、書面之通御下金会所方其方共借り請用立
給、慥ニ請取借用申所実正也、右济方之儀者、当卯四月入置候証文通、急度皆
济可申候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯六月

間宮十左衛門

月番

十一屋

忠藏

同

藤屋

喜平次

御本文之金子七両、私共奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利
共急度可奉上納候、以上

卯六月

御蔵札差

柳町

忠藏

拝借人

御下金

同

和田平町

喜平次

御会所

同

右之通無相違無御座候、以上

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、私共仲間之内、菊屋幸助・丸屋伝十郎、元札旦那方御济方之儀、当宿共
御用立候向御高目当ニ而、右御銘々様御年賦金元利丈ケうちハニ御用立置、
御蔵渡之節、仕切勘定ニ入、奉受取、元宿共江可相渡分を以、元宿手廻りか
ね拝借金上納仕候御儀ニ相心得罷有候処、右札旦那方之内元宿御济方之分者、
御相對を以、御屋敷様方御渡可被遊旨被仰聞、向御高一杯御用立候様被仰付
候御方様も有之、又者向御高一杯御用立候而、右之内ニて御年賦金元利丈之
金子、封金ニ而御預ケ可被遊旨被仰聞候御方様も有之、其外種々御難渋之御
掛合等御座候、当宿儀ハ別而何角事馴不申候者共ニ御座候得者、甚迷惑仕候、
既ニ当春方惣会所相立、一致ニ引請相勤候様被仰付候御儀ニ御座候へハ、札
替之御方様迎も、御济方之儀者同様ニ相心得罷有候得共、右躰被仰聞候御方
様も間々御座候へハ、若私共心得違ニ御座候哉と危踏候ニ付奉窺候、何卒乍
恐御下知被成下置候様奉願上候、以上

寛政七年卯六月

御蔵札差

行事

元城屋町

八郎兵衛

同

八日町

平兵衛

月番

柳町

忠藏

同

和田平町

喜平次

御下金

御会所

卯五月

御蔵札差

和田平町

藤屋

拝借人 喜平次

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

八郎兵衛

月番

半六

五月廿七日四ツ半時、追手御役所へ御呼出し、尤御立合にて

久米右衛門

友右衛門

弥兵衛

名主・五人組添

行事

平兵衛

月番

半六

右三人之もの共儀、存寄有之ニ付、藏宿差免と被仰渡候

右三人之もの共御下金并会所金拝借之分、早々上納可為致与被仰渡候

一、仲間口江平兵衛被招呼、御町年寄被仰渡候者、右三人之もの共替り申付候迄、

惣会所にて証文を取候上、御用御差支無之様可仕旨被仰渡候

仲間へ御尋之儀、未ニ有

借用申金子之事

合式拾両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所其方借り請用立給、慥ニ請取借

用申候所実正也、然上者返金之儀、当卯年お五ヶ年賦ニ相定、利足之儀者、金

壹両ニ付壹ヶ月ニ銀六分ツ、積ヲ以、当卯十月金壹両式分ト利足、来辰二月金

壹両式分ト利足、同五月金三両ト利足、同十月金壹両式分ト利足、巳年式ヶ年

右割合之通、未二月金式分ト利足、都合五ヶ年ニ元利共急度皆済可申候、其節

少も違変申入間敷候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯五月 庵原市左衛門

いっゝ屋

清兵衛へ

右御本文之金子式拾両、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通、無相違
元利共、急度可奉上納候、以上

卯五月

御蔵札差

青沼町

いっゝ屋

拝借人 清兵衛

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

八郎兵衛

月番

半六

乍恐以書付奉申上候

一、向御高引当御用立金之内ニ而、御年賦金元利丈ヶうちはニ御証文被成下、

御用立申上度段奉申上候処、御聞済無御座、御年賦済ニ不拘向御高一杯御用

立可申旨被仰聞候得共、御請難仕段奉申上候処、左候ハ、右之段書付を以奉

申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如斯ニ御座候

御用立申候儀者、両御支配様江申上、御聞濟被成下候ニ付、右之通仲間一同ニ仕候

一、只今迄者御借返し等御相對之上、御用相達候へとも、向後者御殘金若出来仕候而ハ成不申候間、何事ニよらず御相對ニハ相成不申候

一、此度御借返し延引ニ相成候義ハ、御米渡り多々御座候ニ付、御米売レ不申候間、上納相濟不申、夫故御借返し延引ニ罷成候

一、此度御仕法被仰渡候間、御貸附方之儀ハ是迄とハ相違仕候趣ニ仲間一同申合候

右之段御尋ニ付書付を以如斯ニ御座候、以上

卯五月廿一日

若松屋

平八 印

高原田屋

吉右衛門 印

(貼紙にて抹消)

一花井吉藏様

一沢梶五郎様

花井吉藏様

沢梶五郎様

小幡次郎藏様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、別紙之通、私共被召呼被仰聞候ニ付、無抛書付奉差上候、何卒先達而奉申上候通り、御年賦濟之儀ハ弥御向高之内にて、元り丈うちばニ御用立候様仕度候段^②別紙之通、御目附様其外御筆頭様方御立合にて被召呼候儀、此節度々御座候ニ付、手分ケにて両三人ツ、参上仕、差掛り候御尋之儀ハ、参上仕候もの、存寄を以御答申上候へハ、若区々成儀出来可仕哉も難斗被存候、殊ニ夜更迄御留置被遊候儀も間々御座候へハ、甚難渋至極仕候、手代とも逆も右

躰夜中御留置被遊候儀御座候へハ、翌日出勤仕かね、自然と外々様御用御差支ニも相成、如何様之儀出来可仕哉難斗、此段仲間共一同奉恐入罷有候、依之乍恐書付を以奉申上候、以上

寛政七年卯五月

御藏札差

八日町

平八

和田平町

平左衛門

山田町

吉右衛門

上

(貼紙にて抹消)
一小幡次郎藏様

御用人中様

借用申金子之事

合拾両者

但文字金也

右者此度無抛要用ニ付、書面之通御下金会所方其方借り請用立給、慥ニ奉取借用申上候也、然上者返金之儀者、来辰年方三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者、金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之積りを、^(以脱カ)当卯年利足斗、来辰二月金壹両ト利足、同五月金壹両分銀五匁ト利足、同十月金壹両ト利足、午二月金壹両ト利足、同五月金壹両分銀五匁ト利足、同十月金壹両ト利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文、仍而如件

寛政七年卯五月

近藤十次郎

藤屋

喜平次へ

御本文之金子拾両、私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉納候、以上

右之趣御支配様へ申上置候而、仲間一同右之通仕候ニ付、御年賦金元利共向御高之内ニ而差扣御用立申候、此外ニ御対談出来難仕奉存候、此段御尋ニ付如斯ニ御座候、以上

卯

五月十九日

若松屋

平八 印

高原田屋

吉右衛門 印

花井吉蔵様

沢梶五郎様

小幡次郎蔵様

御用人中様

同廿日、右御方様方平八・吉右衛門参上仕候様被仰下候処、兩人共外様へ御用向ニて参上仕候ニ付、夷屋平左衛門参上仕奉申上候ハ、今日兩人参上可仕候、無抛外様江罷出候ニ付、明廿一日迄御延引被下候様申上候所、右御三人様御立合ニて被仰聞候者、兩人参上延引之儀ハ聞届候、其方へ申談候事有之候、今朝会所へ金子用事申付候処、未上納相済不申候間、一兩日延引致呉候様申越候へとも、江戸表ハ玉落次第早速貸替金いたし候ニ、当所も会所相立候迄者延引致ス事有之間敷候、如何之訳ニ候やと被仰聞候、平左衛門申上候ハ、当年ハ御米多く相渡り候ニ付、江戸表と違ひ田舎故金子融通不仕、御米もさばけかね候ニ付、無抛延引仕候与申上候処、右田舎と申候儀ハ江戸表之籾本と甲府之籾本と違候や、江戸表も甲府も同様之事ニ候所、田舎とハ不届千万と被仰、何とも奉恐入候、右御答ニ甚難渋仕、一言之御答不申上候、依之御門御打被成、種々御難渋被仰聞、夜ニ入候迄御差留被遊候ニ付、八郎兵衛(門紙)参上仕御侘申上候処、御聞濟無御座、先平左衛門義、其方江預ケ置、追而沙汰ニ可及与被仰、其上口上書差上可申旨被仰聞、無抛書付差上罷帰申候、右口

上書之写左之通、尤御案書被下候

口上之覚

未米売不申、上納相済不申候故、金子御用立相成不申、当所者田舎故江戸表とハ違ひ申候、何様成義御座候而も共、御向高外少しも御用立相成不申候

卯五月廿日

夷屋

平左衛門 印

沢梶五郎様

花井吉蔵様

小幡次郎蔵様

渡辺忠兵衛様

御用人中様

同廿一日昼時、平八・吉右衛門兩人参上仕候処、右御方様御立合ニて被仰聞候者、病人等有之敷、亦者疊かへ等・客来等之入用有之候節、冬かし替之内ニて式・三兩位之金子相對を以取こし、亦者年賦済等相對を以延引致候義難相成候哉と御尋被遊候、平八・吉右衛門私共奉申上候ハ、御年賦金差延候儀者一向出来不仕候、其余之儀ハ其節ニ至り御臨時ニ相立候義ハ御相對可仕候、當時者御請難仕段申上候所、左候得者先一錢も定之外用立候事ハ不相成趣ニ候へハ、此上相對与申事者一向ニ不相成候間、亦々書付仕、直可差出候、扱々不行届至極之事ニ候と被仰、口上書御案書被下候、右御案文之通ニハ口上書難差上奉存候へとも、御威光ニ奉恐入、無抛御案文之通相認差上申候、右御案文之写左之通一、当十月向御高百表ニ付廿八兩ニ積り、右之内ニて百表三兩済元り差扣、うちばニ御用立申候

一、季毎向御高御用立候内ニ而、百俵三兩済之元利別ニ差扣、夫だけうちばニ

口上之覚

未米売レ不申、上納相濟不申候故、金子御用立相成不申、当所者（様通）イカ「田舎故、江戸表与者違ひ申候、何程成義御座候而も、御向高外少も御用立相成不申候

卯五月廿日

ゑひす屋

平左衛門 印

沢梶五郎様

花井吉蔵様

小幡次郎蔵様

渡部忠兵衛様

御用人中様

右五ツ時ニ罷帰り申候

五月廿日暮方、庵原市左衛門様・川辺小三郎様御連名御手紙到来、早刻平八・吉右衛門、森宗兵衛様御屋敷江上ル、其夜四ツ時ニ罷帰り申候

御立合六人様ニ而、御案書之通書付差上可申旨被仰付候ニ付、左之通差上申候、御案書拝領別紙ニ有

乍恐口上之覚

一、私共被招呼御尋御座候ニ付奉申上候、当月目当之義者、百俵ニ付金貳拾八両ニ積り、右之内百俵三兩濟元利たけうちハニ御用立申候、右之趣者、御支配様江申上置候而、仲間一同右之通ニ仕候ニ付、五月廿五日七ツ時（貼紙）「御年賦金元利共向御高」貳拾八両之内ニ而差扣御用立申候、此外御対談一向難仕奉存候、此段御尋ニ付如此ニ御座候、以上

五月廿日

平八

庵原市左衛門様

森宗兵衛様

石川五郎右衛門様

佐々井兵次郎様

南條彦六様

川辺小三郎様

吉右衛門
忠右衛門

日記写封書ニ而入御覧候写

一、当月十九日、花井吉蔵様・沢梶五郎様・小幡次郎蔵様、行事壱人、外ニ壱人召連、小幡次郎蔵様御屋敷江参上可仕旨、御手紙を以被仰下候ニ付、平八・吉右衛門兩人参上仕候処、右御方様御立合ニ而御尋被遊候者、蔵宿附之面々向高之内ニ而、百俵三兩濟元利差扣候儀、御仕法ニ而候哉否、申上候様被仰聞候、平八・吉右衛門御答申上候ハ、御仕法御書付ニ者無御座候へ共、御向高百俵ニ付目当何拾兩と相定、右之内ニ而百俵三兩濟元利丈ケうちばニ御用立、全ク御手取金之処を御証文金ニ仕候趣、御支配様江申上置、御用相達申候段奉申上候、又御尋被遊候者、当月目当者何程ニ相定候哉与被仰候、（平八）・吉右衛門申上候ハ、未御会所へ者御届不申候へとも、百俵ニ付貳拾八両目当ニ仕候段申上候処、左候ハ、其趣書付差上候様被仰聞候ニ付、左之通書付差上、御聞濟之上罷帰申候

右書付之写

乍恐口上之覚

一、私共兩人被招呼、御尋御座候ニ付奉申上候、当月御高目当之儀者、百俵ニ付金廿八両ニ積り、右之内ニ而百俵三兩濟、元利たけうちばニ御用立申候、

一、私共兩人被 招呼御尋御座候ニ付奉申上候、当月御向高目当之儀者、百俵ニ付金貳拾八両之積り、右之内百俵三兩濟元利たけうちばに御用立申候、右之趣、御支配様江申上置候而、仲間一統^同右之通仕候ニ付、御年賦金元利共向御高之内ニ而差扣御用立申候、此外ニ御対談出来^難仕奉存候、此段御尋ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯五月十九日留天

平八 印

吉右衛門 印

花井吉藏様

沢梶五郎様

小幡次郎藏様

御用人中様

右之通書付差出シ申候、尤御連名ニ而御手紙被下候ニ付、昼比右兩人者参上仕候、右御手紙十九日朝参り申候而奉拜見候

五月十九日夜四ツ時、森宗兵衛様 庵原市右衛門様
八兩人、外ニ仲間之内一兩人召連参上可仕旨、御手紙を以被仰下候
森宗兵衛様御屋敷江参上

吉右衛門

平八 参上

忠右衛門

御立合

(異筆) 南條彦六様

(異筆) 佐々井兵次郎様

(異筆) 庵原市左衛門様

(異筆) 森宗兵衛様

右六人様御立合

(異筆) 川辺小三郎様
(異筆) 石川五郎右衛門様

被仰聞

百俵三兩濟元利十月高之内ニ而差扣候や、御請可仕旨被仰聞、三百三兩濟元利十月高、夫だけ内ばニ御用立申候趣、御答奉申上候、其趣書付差出し可申旨被仰付候

乍恐口上之覚

一、私共被招呼御尋御座候ニ付奉申上候、当月御向高御引当之内ニ而百俵三兩濟元利だけうちバニ御用立奉申上候、右之趣者御支配様江奉申上置、仲間一同右之通ニ仕候、此段御尋ニ付、乍恐如此御座候、以上、

卯五月十九日留天

平八 印

吉右衛門 印

忠右衛門 印

右書付差出し夜八ツ時ニ罷歸り候

小幡次郎藏様

沢梶五郎様

渡部忠兵衛様

花井吉藏様

右様^平八^八御被招呼被下候所、他行故、昼過方平左衛門上り申候

御上納延引之儀御尋ニ付申上候所、御服立ニ付、御留置被成候而、又候御人被下候故、暮合方八郎兵衛・太兵衛上り申訳仕候所、左之通り御書付差上申候而罷歸り申候

酒向茂十郎様

宅間屋
平兵衛

御用人中様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、丸屋伝十郎札旦那森市太郎様御儀、去々丑年新規御召出御番入被為蒙 仰候二付、御親子様御証文を以御会所金拝借仕、御用立申候所、去寅七月、殿様御不幸二付、若殿様御分去寅十月御切米高引当、御会所拝借金三拾兩之分、元利之内へ巻ヶ年二三斗五升入廿俵宛之積りを以、皆済迄年々三季御切米渡之節、伝十郎方ニ而引落、右代金御会所へ上納仕候様被仰付、奉畏候、然ル処、右御方様此度伝十郎江被仰聞候者、右御会所へ上納仕候巻ヶ年ニ式拾表濟被下御年賦并拾壹兩三分余之当春御殘金之分、御仕法通り百俵三兩濟ニ御渡被下候而者、御暮方御差支ニ相成候二付、右式拾表濟之上納相濟候迄、当春御殘金之分利足斗請取、元金者年延ニ仕、右式拾表之御年賦元利皆納仕候上、当春御殘金之分御仕法通請取候様可仕旨被仰聞候、右之趣私共難及愚案候二付、乍恐御窺奉申上候、何卒御下知被成下置候様奉願上候、以上

卯五月

御藏札差

月番

八日町

忠右衛門

立近習町

半六

御下金

御会所

右御下知之趣

一、右廿表濟之御年賦者、江戸表方被仰出候御仕法之儀、当春殘金之儀ハ御支

配中様方御願ニ付、御願通被仰付候御儀故、両様ともニ御聞濟無御座候旨被仰渡候、尤窺書下ル

五月 八日町御会所にて

乍恐口上之覚

一、此度私共被召呼御尋御座候二付、奉申上候趣者、御向高引当御用立金御高百俵ニ付式拾八兩積を以御用立申候段申上候、御年賦金之儀者、御対談仕候而、右元利丈ヶうちばニ御用立申候様ニ仕候段申上候、右者段々被仰聞候趣御尤ニ奉存候、御一統様江右之趣ニ仕候様ニ仲間一同申合候段、口上書を以奉申上候、以上

五月十八日

藤井屋

八郎兵衛

川口屋

弥兵衛

五月十七日御立合

佐々木四郎兵衛様

佐久間宗五郎様

五月十八日

佐々木四郎兵衛様

佐久間宗五郎様

松風権右衛門様

浦の権九郎様

飯高助三郎様

恒岡藏人様

大嶋佐太郎様

右七人様御立合

右七人様御立合之節

書付差出し候

乍恐口上書之覚

寛政七年卯五月

酒井文五郎

岡本八十郎

高田孫七

蔵
月宿月番

井筒屋

忠右衛門

同夷屋

半六

御本文之金子拾貳両、私共奉拝借、右御方様江御用立申候、御定之通、元利共
急度可奉上納候、以上

卯五月

御蔵札差

拝借人 八日町

御下金

忠右衛門

御会所

同

立近習町

半六

右之通相違無御座候、以上

行司

八郎兵衛

同

吉右衛門

覚

一、金巻両也

右者此度当用金之内、取越借用申候、尤借返シ金之内ニ而元利引取可被申候、
以上

卯五月八日

福岡彦大夫

会所

庄兵衛へ

乍恐書付を以奉申上候

一、当御借米渡り御金六両、御米三拾俵余御座候之処、右御米貳拾貳俵御払被遊、
相残り候御米、御入米ニ被遊候ニ付旨被仰付候得共、右御振合ニ而者、御仕
切表御殘金ニ罷成候所、右御殘金之分、十月御高御当用金之内ニ而引取候様、
被仰聞候得共、御上納差支ニ茂罷成候間、此儀者御一同御断奉申上候、右之
趣書付を以奉申上候様、被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯五月

御蔵宿

会所

庄兵衛

清野権左衛門様

御用人中様

兩組与力支配中同様致度旨申出候間、年賦并ニ見越借用立候義、書付之通り心
得可致勘定対談旨、蔵宿共江可申渡候

卯五月

御会所

月番承之

先刻者御尊書被成下、難有奉拝見候、上々様益御機嫌能被為遊御座、恐悅至極
之御儀ニ奉存候、然者当十月御高御引当之内ニ而、御年賦金元利たけうちはニ
御用立申候儀者、御支配様江其段申上置候而、仲間申合セ、右之通ニ仕候儀ニ
御座候、此段乍恐宜敷様被仰上可被下候、右御答奉申上度、如此ニ御座候、以
上

五月十四日

追而奉申上候、私儀、先刻方別而不快ニ御座候ニ付、乍恐他番を以申上候、此
儀も宜被仰上可被下候、以上

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

- (一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。
- (二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江(え)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、方(より)、メ(しめ)など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。
- (三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は「 」で示し、傍注でその旨を示した。
- (四) 抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側にこゝで示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所が広範囲にわたる場合は、その文言に「」を付し、右肩に傍注で(抹消)と示した。さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■■不明な場合は■で示した。
- (五) 貼紙・付札などは、その文言に「」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。
- (六) 史料には、適宜読点(・)や並列点(・)を付した。
- (七) 改行については、原則として追い込みとした。
- (八) 尊敬を表す關字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白ママ)等と注記した。

(表紙)
寛政七年卯五月

会所日記

(朱書)
三三二

乍恐書付を以奉願上候

一、先月十九日、森川新兵衛様御蔵宿御免被成下置候様御願奉申上候所、右二付、酒依富五郎様御取斗被遊候思召御座候由二付、右御願下ケ仕候様、達而被仰聞、承知仕候二付、乍恐御願奉申上候、何卒先達而奉差上候願書御下ケ被成下置候様、奉願上候、以上

寛政七年卯五月

御蔵札差

先月番

緑町

藤兵衛 印

同

八日町

久右衛門 印

御下金

御会所

借用申金子之事

合拾貳兩者

但文字金也

右者此度無抛臨時入用之儀有之、別紙一札之趣意を以、書面之金子御下金御会所其方達借用立給、慥ニ請取借用申所実正也、返金之儀、当月五ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹両二付壹ヶ月ニ銀六分宛之積を以、当月金壹両銀九匁下利足、来辰二月金式分銀七匁五分下利足、同五月金式分銀七匁五分下利足、右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少茂違変申入間鋪候、為後日証文仍如件

口忠藏氏が、二〇一九年一〇月二三日に九四歳で逝去された。生前のご厚誼に心からの感謝を申し上げつつ、ご冥福をお祈り申し上げます。

註

(1) 中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵「『資料紹介』」寛政六年十一月 惣会所発端日記(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)、『山梨県立博物館研究紀要 第二集』(二〇一八年三月。以後「発端日記」と略記)。中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・山本倫弘「『資料紹介』」寛政七年五月 会所日記(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)、『山梨県立博物館研究紀要 第三集』(二〇一九年三月。以後「会所日記二」と略記)。以後本稿ではこれらの資料紹介をそれぞれ略称で記し、註記を省略する。なお、本稿で紹介する「寛政七年五月 会所日記」は「会所日記三」と略記する。

(2) 「発端日記」・「会所日記二」でも触れたが、この研究会を「甲府町方研究会」と呼んでいる。二〇一九年四月から二〇二〇年二月までの活動状況は以下の通りである。

- 第一回 二〇一九年四月三日(土) 於…山梨県立博物館
対象資料・輪読方法の決定、輪読(中野)
- 第二回 二〇一九年六月十五日(土) 於…山梨県立博物館
輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、山本、小林、亀井)
- 第三回 二〇一九年八月一七日(土) 於…山梨県立博物館
輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、山本、小林、亀井)
- 第四回 二〇一九年一〇月二日(土) 於…山梨県立博物館
輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、山本、小林、村松)
- 第五回 二〇一九年十二月七日(土) 於…山梨県立博物館
輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、山本、小林、亀井、村松)
- 第六回 二〇二〇年一月一日(土) 於…山梨県立博物館
紀要掲載原稿の確認、原本校正
- 第七回 二〇二〇年二月十五日(土) 於…山梨県立博物館
紀要掲載原稿の確認、原本校正

(3) 「百俵三両濟」については、「会所日記二」の解題において、寛政元(一七七八)年九月に江戸で出され、翌二年四月から甲府でも実施された棄捐令の規定のひとつで、天明五(一七八五)年正月以降の借金について俵禄米一〇〇俵あたり三両ずつに平均化することを指すものと解釈した。「発端日記」など、特に会所日記の初期の記述では、この解釈で問題なく意味が通る箇所もあるが、今回紹介する「会所日記三」などでは、

意味が通らない箇所も散見され、札差側にとって有利な条件であるかのように語られているところも見られる。違う意味で用いられているのか、文脈を読み誤っているのかは定かではないが、このような会所日記特有の語彙については、今後の事例集積を待って検討したい。

(4) 日付の下にある「留天」は意味が取れないが、ここで再録されていることと関わりがあるのだろうか。

(5) 先にみた勤番支配宛の「乍恐書付を以奉申上候」にはこのような文言はみられない。同時に提出した「別紙」の記述であろうか。

(6) 六月一〇日付「乍恐書付を以奉願上候」では、宅間屋平兵衛・十一屋忠藏・藤屋喜平次が下金会所に対し、用務繁多を理由に平八ら四名の赦免を願ひ、六月一三日には、山手支配永見為貞が赦免を命じている。

(7) 「発端日記」には寛政六年十一月二三日頃から翌七年三月二日頃、「会所日記二」には寛政七年三月二日頃から五月二日頃までの記述が収められている。詳細についてはそれぞれを参照されたい。

いい、どうか先だって申し上げた通り、借金は切米の高下に応じて規則通り用立てるようにしたい、これもおそろくこれまでの顛末をまとめた「別紙」に触れ、このように目付や「御筆頭様」らに呼ばれることが最近たびたびあり、手分けをして三人ずつ参上している、そこで聞かれたことには参上したものの所存によって返答しているので、対応がまちまちになってしまう恐れがある、殊に夜更けまで抑留されることもよくあり、大変困っている、手代たちにしても、このように主人が夜中まで抑留されてしまつては、翌日は仕事にならず、他の勤番士たちからの用務に対応できなくなつてしまつて、どうなつてしまふのかかわからず、仲間共一同恐れ入っている、などと述べている。

この書付の宛先は「上」、すなわち勤番支配である。勤番士たちの連日の呼出と深夜までの抑留、そして詰問に耐えかねた札差たちは、勤番支配に訴え出ること、この状況を打開しようとしたのだ。前稿「会所日記二」でまとめたように、甲府札差惣会所が設立されても、札差たちの立場は弱いままであった。しかし札差惣会所が勤番支配の命によって設立されたことは、札差たちに勤番支配とのつながりを与え、いざというときには訴え出るといふ切り札を用意したのであった。

これをうけて五月二十七日、平八の代理弁助をはじめ七名の札差が、追手勤番支配大久保教近に呼び出された。大久保は、①札差たちが勤番支配に書付を提出したことで呼び出したのだといい、「向高之内にて年賦元り残し置、内は二用立候を差扣候⁵⁾」と書いてあるが、「差扣ル」と「残し置」くとは意味が違う、②百俵につき二八両という換金相場について、勤番支配に申し上げおくと書いてある、これはその時々⁶⁾の相場によるもので、様々な事情によつておおよそ二八両と見当をつけて会所へ伝えることである、両勤番支配に申し上げおくとどういうことか、③この度の御仕法を仰せ付けられたうへは貸し付け方がこれまでとは違つて書いてあるが、これは見越金についてこれまで相対で貸し付いて

たが、これからは五俵または一五俵と決めたということであろう、それを細かく説明すればわかることであるのに、ただ貸し付け方が違つただけではわからない、そもそもこの度の御仕法などというものはないはずだ、戌年(寛政二(一七九〇)年)に出された棄捐令を守るだけのことだ、と札差たちに伝えた。そのうえで、平左衛門が差し出した書付を不埒とし、平八・吉右衛門が花井らに強要されて提出した書付も、納得していない書付に印をしたことを不埒と断じ、これに忠右衛門を加えた四人を押し籠めに処している⁶⁾。

これ以降、花井らの名前は「会所日記三」には現れない。札差たちが深夜まで拘束されるという記事もみられなくなる。おそろく勤番支配から何らかの通達が行われたのではなからうか。

おわりに

「会所日記三」には、寛政七年五月八日頃から六月二十七日頃までの記録が収められている。厚さはさほど変わらないのに、これまでのなかで最も期間が短い⁷⁾のは、扶持米給付の時期にあたるためであろうか。相変わらず生々しく当時の人々の声を伝えてくれる史料であるといえる。この時期には会所の活動も定着してきたようで、今回の内容には通常の借用証文が多く含まれている。それらの証文には、他であまりみられない、甲府札差特有の言葉遣いが散見される。それらも含めて、今後こうした事例を集積していくことにより、甲府札差のシステムの全体像を見通していくことができるだろう。

(山梨県立博物館、甲府市教育委員会、山梨県立富士山世界遺産センター、
タ、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館、なかとみ現代工芸美術館)

〔付記〕

十一屋野口家資料の旧蔵者であり、当該資料を博物館へご寄贈くださった野

うことは、江戸の旗本と甲府の旗本が違うというのか、江戸も甲府も同様のことであるはずなのに、「田舎と八不届千万」といい、平左衛門は恐縮するよりなく、返答に窮してしまった。それに対し花井らは門を閉ざし、様々な「難渋」、おそらく罵詈雑言を平左衛門に浴びせ、夜になるまで抑留した。藤井屋八郎兵衛が花井らに詫びをいれたが聞き入れられず、平左衛門の身柄はお前たちに預け、追って沙汰をするといいい、さらに口上書を書くよう求め、やむなく平左衛門はさきに見た「口上之覚」を提出し、解放されたのであった。

記述はややさかのぼるが、五月二〇日の暮方、庵原・川辺両名の連名による手紙が届いた。そこで再び吉右衛門・平八両名が森宗兵衛の屋敷に赴いた。そこにはやはり森ら六名が待ち構えており、書面の案を用意して、その通りに書いて提出するように命じた。命じられるままに書面を提出した吉右衛門・平八両名は夜四つ時によく帰ることができた。ここで吉右衛門らが提出した「乍恐口上之覚」では、先日来の主張を繰り返したうえで、借金の元本・利息あわせて二八両まで用立てるとし、それ以外の借金には応じられないと答えた。抹消されているが、森らが提示した案では、五月二五日の七ツ時と期限を切つて金を貸すよう求めていたものとみられる。

(三) 勤番支配への上訴とその結果

五月二二日の昼時、延期の約束通り平八・吉右衛門が花井らのもとを訪れる。花井らは、病人があつたり、畳替えや来客などで費用が必要となる時、それぞれ札差に頼んで二・三両くらいの金子は相対で借りられないか、または毎年の借金返済を相対で延引することはできないものかと尋ねた。平八・吉右衛門は、借金返済の延期は一切できない、それ以外のことはその時に応じて臨時に用立てることは相対で行う、しかし今はそれができないと答えた。もはや定め他には一銭も貸すことはできず、この上相対には一切応じられないという書

付を作り、すぐに提出するという平八・吉右衛門に対し、花井らは「扱々不行届至極之事に候」と吐き捨て、口上書の案文を提示した。この案文は、平八・吉右衛門らが作成をためらう内容であったが、「御威光」に恐れ入つたため、しかたなく案文の通り口上書を作成し、提出した。

その案文の内容は、①この一〇月の米の換金相場を一〇〇俵につき二八両と見込み、そこから「百俵三両済」を差し引いた額を借用の上限とすること、②年三回の借金について、一〇〇俵につき年三両の元本・利息を設定し、その範囲内で借用に應じることについては、勤番支配の承認を得るので、札差仲間全員それに従っていること、③これまでは札差が勤番士と相対で借用に依っていたが、今後は借金の残額が出てはいけなないので、何事によらず相対取引はしないこと、④今回勤番士の借り換えが延期になったのは、扶持米の給付が多く、米が売れなかつたので札差から下金会所への返済が滞ってしまったためであること、⑤今回「御仕法」が仰せ渡されたので、貸付の方法はこれまでとは違ふと仲間一同で申し合わせたこと、というものであった。これまでの札差側の主張と重なる部分が多いが、はつきり明文化されることを平八・吉右衛門が渋ったのであろうか。

翻刻ではわかりづらいが、これに続く一丁は、明らかに後から挿入された痕跡がある。本来ならば、貼紙で抹消されている宛名の花井吉蔵・沢梶五郎と、「小幡次郎蔵様／御用人中様」は連続しており、その間の二二行ほどは、後から挿入されたものである可能性が極めて高い。そのことは、挿入された丁に書かれている内容からも裏付けられる。

ではその丁の内容をみてみよう。右で勤番士からの厳しい詰問にあつていた札差の平八・平左衛門・吉右衛門が連名で作成した「乍恐書付を以奉申上候」の写しである。おそらくこれまで提出させられた書面を「別紙」に提出したうえで、それらは私たちが勤番士に呼び出され、仕方なく提出したものであると

金)にあてる旨を勤番支配に伝え、その通りに運用していると述べた。花井らは、次の一〇月の切米の換金相場の見込みはどのくらいかと尋ね、平八・吉右衛門らが、まだ会所へは届け出ていないが、一〇〇俵につき二八両としたいと述べたところ、花井らからその旨を書面にするように言われたので、「乍恐口上書之覚」として作成したのだという。

同じ一九日の夜四つ時(午後九時〜十一時頃)、森宗兵衛・庵原市右衛門の両名から吉右衛門・平八両名と、仲間のうち一兩人を連れて来るよう伝える手紙が届いた。深夜ではあったが、吉右衛門・平八と井筒屋忠右衛門の三名が森宗兵衛の屋敷に赴いた。すると、そこには森・庵原の両名に加え、南條彦六・佐々井兵次郎・川辺小三郎・石川五郎右衛門らの都合六名が待ち構えていたのである。彼らが札差三名に求めたのは、先の花井らと同じく、規定の金額以上の借金であったらしい。札差たちは、花井らに対して答えたのと同じように、決まった範囲内でのみ借金に応じると答え、その旨を「乍恐口上之覚」に書き記して提出した。彼らが帰ったのは夜八つ時(午前一時〜三時頃)であった。

(二)「江戸表も甲府も同様之事二候」

五月二〇日、花井ら三名に渡部(渡辺)忠兵衛を加えた四名が、またも吉右衛門・平八を呼び出した。しかし両名が他行していたため、昼過ぎに夷屋平左衛門が赴いた。そこでは「御上納」、すなわち札差から下金会所への借金返済が延引していることについて平左衛門に問い合わせがあり、平左衛門が答えたところ、花井らは腹を立てて平左衛門を「留置」いた。そのうえで花井らは会所に人を派遣したため、藤井屋八郎兵衛と菊屋太兵衛が向かい、弁明をしたところ、平左衛門は「口上之覚」を記して差し出すことで解放された。「口上之覚」では、未だ米が売れず、下金会所への返済が済まないため、新たに金を貸すことができないと延べ、甲府は田舎であるので、江戸とは違うのだといい、どの

ようなことがあっても決まった割合以上に金を用立てることはできないといっている。

ここでようやくこのトラブルの原因が判明する。平左衛門がいうように、甲府では札差が担保として持っていた米が売却できず、そのために下金会所に借金を返済できないという状況が発生していたのであった。「会所日記二」の解題でも述べたように、甲府札差惣会所が設立されて以降は、勤番士らが札差から借金をする際、札差が同額を下金会所から借用する旨の奥書をつける形になっていた。したがって、勤番士に金を貸すことは、札差自身が同額の借金を背負うことでもあった。それが返済できない限り、新しく金を貸すことができないというのである。花井らがどうであったかは別として、きちんと札差に対する借金を返済しているものからすれば、この対応に納得しかねるというのもわからなくはない(だからといって札差を抑制してよいことにはならないが)。こうして平左衛門は夜五つ時(午後七時〜九時頃)によりやく解放されたのであった。

このできごと、しばらく後に詳細が記されている。平左衛門は花井らに対し、平八・吉右衛門がよんどころない事情で他行しているため、両名の参上を明二日に延期してほしいと述べた。花井たちは、両人の参上延期については承知したと述べたうえで、平左衛門に言いたいことがあるのだという。この日の朝、下金会所に借金を申し込んだところ、札差から下金会所への返済が滞っているため、一兩日延引してほしいといわれたとし、江戸では「玉落(扶持米給付の順番を決めるくじ引き)」が終わり次第早速金の借り換えができる、甲府でも会所が設立されるまではこんなことはなかった、どうなっているのか、と花井らは平左衛門を詰問した。平左衛門は、今年は扶持米が多く出回っており、江戸とは違い甲府は田舎であるので金子の融通ができず、米が売れないため、やむなく延引したのだと答えた。これを聞いた花井らは、甲府を田舎とい

《資料紹介》

「寛政七年五月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)

中野 賢治・海老沼真治・小畑 茂雄・金子 誠司・亀井 大輔
 小林 可奈・堀内 亨・宮澤富美恵・村松 菖蒲・山本 倫弘

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、「会所日記」と題された、寛政七(一七九五)年五月から同年六月ころまでの内容を含む冊子を紹介する。当該史料は、当館紀要において、一昨年度に紹介した「寛政六年十一月 惣会所発端日記」、および昨年度に紹介した「寛政七年五月 会所日記」に続く三冊目の会所日記である。^①なお、史料群としての十一屋野口家資料の性格や、甲府札差の経営状況など、当該史料を理解するための基礎的な情報については、「発端日記」の解題を参照されたい。

昨年度に引き続き、十一屋野口家資料の活用を図るべく、研究会を継続的に実施した。^②新しいメンバーを迎え、山梨県立博物館、甲府市教育委員会、山梨県立富士山世界遺産センター、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館、なかとみ現代工芸美術館から参加者が集まっている。

本稿では、本稿を含めこれまで紹介してきた史料から明らかになることや、特記すべき事項について紹介し、史料を理解するための一助としたい。なお本解題の執筆は中野が担当した。また今回紹介する「会所日記三」からの引用は、日時と事書などを摘記して示すものとする。

(一) 呼びつけられる札差たち

五月一九日、札差の高原田屋吉右衛門・若松屋平八らによる「乍恐口上書之覚」では、彼ら二人が宛先にある花井吉蔵・沢梶五郎・小幡次郎蔵の三名に呼び出されて尋ねられたこととして以下のように述べている。次の一〇月の切米を担保とした借金について、米の換金相場を一〇〇俵につき二八両と見込み、そこから「百俵三両済」^③の元利を差し引いた金額までを上限として用立てるのだといい、これについては勤番支配にも伝えてあり、仲間一同このようにしているという。借金については、元本・利息とも切米の範囲内で用立てることとして、その他には相談に応じかねると伝えている。この「乍恐口上書之覚」は、札差二人が直接三名の元を回って渡したものらしい。

後で述べる五月二〇日のやり取りを記した後、この「乍恐口上書之覚」とほぼ同文の書付の写しが収められ、その前段にこのとき平八・吉右衛門が花井らに呼び出された状況が記されている。花井らは平八・吉右衛門に対し、札差たちが従っている「百俵三両済」というルールが「御仕法」であるかどうかを聞いた。これに対し平八・吉左衛門は、明文化されたものではないが、切米一〇〇俵につきおよそいくらと目当ての相場を決め、そこから借用の上限を定めるようにしていると答え、勤番士たちの手取りをそのまま「御証文金」(返済

の抛り所に渴望していたからであろう。こうして「甲州文庫」を山梨に、という声が高まっていくなかで、出展した功刀は「私の私有物というよりは、郷党各位からお預かりしているような気持」(前掲「月刊山梨」より)と述べている。そして、昭和二十六年(一九五二)秋、「甲州文庫」は山梨県に譲渡された。以来、「甲州文庫」は山梨県についての歴史研究における宝物であり、山梨県民にとってもかけがえのない財産であり続けている。

まもなく「甲州文庫」が山梨県民共有の財産となって七十周年を迎えるが、その貴重さとともに、その収集者である功刀亀内の功績についても、ぜひ振り返っていただきたい。

註

- (1) 川手秀一『甲州人材論』第二編 一九三〇 二二八～二二二頁
- (2) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫「甲州文庫を語る」放送記録(歴2005-003-006021)、『甲州文庫記』(歴2005-003-006023)、『甲州文庫図書目録』(歴2005-003-006024、006025、006035)、『甲州文庫移管関係綴』(歴2005-003-006026)、『甲州文庫蔵書増加目録』(歴2005-003-006027～30)、『甲州文庫図書目録題辭叙文』(歴2005-003-006031)、『甲州文庫関係記事集帖』(歴2005-003-006034)
- (3) 「甲州文庫を語る」放送記録(歴2005-003-006021) 収録
- (4) 「甲州文庫関係記事集帖」(歴2005-003-006034) 収録
- (5) 前掲『甲州人材論』第二編 二一九～二二〇頁
- (6) 前掲『甲州文庫関係記事集帖』収録
- (7) 前掲『甲州文庫を語る』放送記録 収録
- (8) 土屋夏五郎(つちやなつごろう) 夏堂・かどう) 郷土史家。安政元年(一八五四)生まれ、昭和十一年(一九三六)没。八代郡白井河原村(現在の甲府市)出身。生年については異同があるが、土屋夏五郎「喜寿録」(甲州文庫)に「土屋夏五郎夏堂安政元甲寅六月十五日生於甲斐白井之里」とあり、安政元年生まれと考えられる。
- (9) 『評伝 宮武外骨』によれば、宮武の生年月日は表記の慶応三年(一八六七)一月十八日が正しいが、戸籍上は慶応元年(一八六五)一月二十七日となっている。
- (10) 「スコブル」創刊号 一九一六 四一頁(別冊太陽 生誕150年 宮武外骨 頓智と反骨のジャーナリスト)掲載
- (11) 「公私月報」第二九号(昭和八年一月執筆)三頁の「説初めの字を下げる事」に「近世の雑誌記事は大概読み初めの字を一字分だけ下げてある、下げないのは此「公私月報」だけかもしれない、(略)我輩は伝統打破を否認する者ではないが、視覚上の利益があるだけでなく、形式上の美点があるでもなく徒らに西洋カブレの模倣に過ぎない一字下

げの愚を嘲笑して居る」との宮武の見解を尊重して、本稿の「公私月報」引用中の文頭部分は一字下げを行わない。

- (12) 「公私月報」第一四号(昭和六年九月執筆)一頁
 - (13) 木本至『評伝 宮武外骨』一九八四 五五一頁
 - (14) 西田長壽『明治新聞雑誌文庫の思い出』二〇〇一
 - (15) 前掲『明治新聞雑誌文庫の思い出』四五頁
 - (16) 前掲『明治新聞雑誌文庫の思い出』六三頁
 - (17) 「公私月報」第三〇号(昭和八年二月執筆)八頁、「公私月報」第三一号(昭和八年三月執筆)四頁、「公私月報」第三二号(昭和八年四月執筆)六頁、「公私月報」第三三号(昭和八年五月執筆)四頁、「公私月報」第四一号(昭和九年一月筆格)三頁、「公私月報」第七四号(昭和十一年十一月末記)八頁、「公私月報」第八一号(昭和十二年六月末執筆)二頁、
 - (18) 「公私月報」第二二号(昭和七年五月刊行)に「そこへ事業界で有名な某氏より郵便ハガキが来た、其文句は「明治二十五年頃の『山梨日々新聞』に、西洋人ラージー殺しを題材とした小説を連載された事がある、それは拙者の処女作、近頃復読して見たいナツカシ味が生じたから、見せて下さい、年月は忘れたが『山梨日々新聞』であった事は確かである、小説の題も忘れたが、其題下に何々山人でなくば、何々生と書いてある筈、面倒な頼みだが、ヒマな時に探して下さい」といふ意味である」との記述があり、実際は五月より前のこと。
 - (19) 後述の小説「練絲痕」の新聞掲載時に小林二三が使用したペンネーム。「靄溪(あいきい)」は、小林のイニシャルである「I・K」に由来する。
 - (20) 「公私月報」第四八号(昭和九年八月執筆)一頁
 - (21) 古文書雑輯(2) 内容は以下の通り。
封筒裏) 十月十七日 大阪府池田町 小林 二三
(内容) 十月十七日 おハガキ拝見候、「練絲痕」といふ小説その題の意味も一寸不明なれどラージー殺しを材料としたものならば小生の作に疑なし、殊に靄溪学人ハその頃の雅号として使用したものなれば也、その頃の事を思ひ出すとモット長く書くつもり、の処毎日誤植だらけにて新聞を読む度にイヤになって中止を申込んだやうに記憶せり、先生御一読の上御笑ひつつ其誤植を訂正被下候ハ幸甚、此夜東上その新聞を東京の方にて一寸借讀いたし度何分宜敷御願申上候 不二 外骨先生 一三
 - (22) 同様のイラストが、「公私月報」第一五号に掲載され、イラストそのものが功刀から宮武に寄附されたことが記されている。
 - (23) 「公私月報」第一五号(昭和六年十月執筆)三頁
 - (24) 「甲州文庫関係記事集帖」(歴2005-003-006034) 収録
 - (25) 「甲州文庫関係記事集帖」(歴2005-003-006034) 収録
- ※功刀亀内の「功」表記は、実際は「つくりが「力」ではなく「刀」だが、便宜上、つくりが「力」の「功」表記とした。

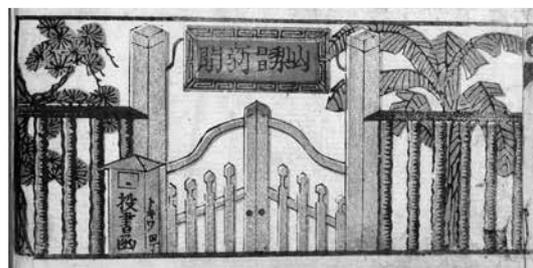
(山梨県立博物館)

これらのうち功刀が資料を寄附した一件について紹介したい。

○公私月報 第一五号 購読者十八人の新聞 山梨日々新聞又新社

明治五年七月に創刊の 峡中新聞を第八号まで発行し同六年四月の第九号より 甲府新聞 と改題し、それを同九年二月より日刊にして 甲府日々新聞 と再び解題し、それを又同十四年一月より 山梨日々新聞 と改題して現在に及んで居る、創立者は有名な書肆内藤伝右衛門 湯盤銘によつて社名を 又新社 と称して居た、此社の図一枚、明治十四年頃の小型彩色版行絵を甲州文庫の主任者功刀亀内氏より寄附された⁽²²⁾

以上のように、功刀は宮武の「明治新聞雑誌文庫」の収集を中心としたコレクション形成において、山梨方面の資料の蒐集について一定の役割と信頼を得ていたことがうかがえる。その背景には、稀覯本やリクエストのあった資料について探し当ててくる手腕が功刀にあったからなのだろう。このような活動を支えた功刀の調査量と調査力が、自身のコレクションである「甲州文庫」の形成にもつながっていったのであろう。



(図表5) 山梨日日新聞の門標を描いたイラスト
「山梨県甲府各家商業便覧」
(甲州文庫 明治18年)より⁽²²⁾

おわりに

本稿では、「甲州文庫」所収の「甲州文庫関係資料」と、功刀亀内が収集活動に協力した「明治新聞雑誌文庫」の中心人物・宮武外骨の記録「公私月報」を中心に、功刀の活動状況について明らかにした。当然、功刀の活動や「甲州文庫」のコレクション形成の全体像を考えれば、そのごく一部を明らかにしたに過ぎないが、今後も功刀亀内および「甲州文庫」形成過程研究の第一歩としていきたい。

今回の執筆については、標題の南アルプス市ふるさと人物室の展示制作への協力内容を記録したものであるが、第二・三章で取り上げた宮武外骨の「公私月報」および西田長壽の著書などについては、同室を企画・運営する南アルプス市中央図書館の石原美紀氏、森本さくら氏のご教示とご協力を賜った。

戦後の昭和二十四年（一九四九）十月十二日から二十日まで（二十二日まで延長）、甲府の松林軒デパートで甲府市制六十周年記念郷土歴史展が開催され、人々は出展されていた「甲州文庫」に熱狂した。本展が短期間に十万人もの人々を集めたのは、甲府の人々が大战末期の甲府空襲によって、多くの人命とともに永らく築き上げてきた街や文化、伝えてきた資料や文化財を失ってしまっており、自ら



(図表6) 甲府市政60周年記念郷土史展での功刀亀内ら⁽²⁴⁾

の「甲州文庫の主人」としての活動の実態を垣間見ることができたのではないかとと思う。このような資料収集家（業者）としての功刀の活動や実力を背景とした、他のコレクションへの仲介や調査協力、ないしは寄贈（寄進）活動は、宮武の「明治新聞雑誌文庫」にだけでなく、渋沢敏三の「日本実業史博物館コレクション」（現在は国文学研究資料館蔵）や武田神社などの山梨県内の寺社にも行われ、その功績は現在に伝えられているのである。

三、「公私月報」にみる山梨関係資料の収集協力

宮武の「明治新聞雑誌文庫」の活動記録でもある「公私月報」のなかには、功刀が関与した山梨に関係する資料収集や、山梨の人物に関するものも多く含まれている。人物関係では、阪急電鉄の経営に加えて若尾撤退後の東京電燈の経営にも携わった小林一三（こばやしいちぞう）とものが多く含まれている。小林とは宮武の在阪時代の「月刊不二新聞」経営時に支援を得ていた間柄であり、『東京電燈株式会社開業五十年史』（昭和十一年刊行）の資料収集や校閲も依頼される関係を持っていた。小林は慶応義塾に在籍時代に「山梨日日新聞」に「練絲痕（れんしこん）」という小説を連載していた時期があったが、小林が自身の連載記事を再読したいと宮武に要望した件に関する記事が次のとおり記録されている。

○公私月報 第四八号 報知記者の下劣観察

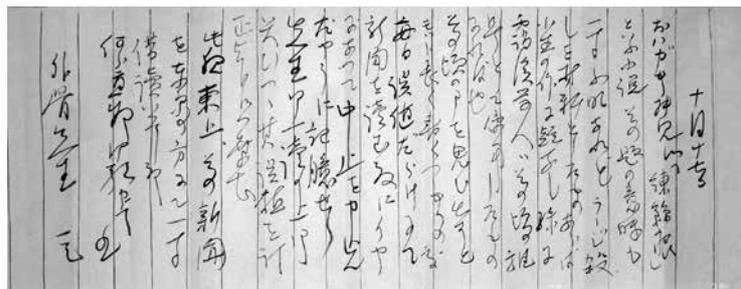
昭和七年八月頃（18）、小林氏より手紙が来た、其要点は「キミの明治文庫に古山梨日々新聞もあるやうだが、ラーヂ殺しのあつた当時の同新聞に靄溪（あいきけい）生とか靄溪学人（19）とかの名で小説を出してある、その全文を写し取らして下さい、小生の処女作だから近ごろ見たくなつた」との文意
生憎其頃の『山梨日々新聞』が無いので、甲州人たる書肆主人某に、斯々（これこれ）

の小説が載つて居る現物を探して下さい、破格の高価でもよろしい、小林氏より折角の望みであるから……と頼んだのであつた、それから約二ヶ月許り後に「ありましたよ」と持つて来たのを見ると『練絲痕』所載の九枚を一帖に綴ぢて表紙を附けたものであつた、其出所を糺せば、甲府の紙屑屋に古い受取証書を貼り付けた物があり、其台紙が山梨日々新聞を四ツ折にして下部を断切つたものなので、一々受取書を剥がして継ぎ合せ、ヤット完全な物が出来たのですとの事、それで一昨年の『公私月報』第二十六号「公私混合日記」十月二十一日の条に略報したのである（20）

ここで「甲州人たる書肆主人某」とされて

いるのは、この前年（昭和六年）から宮武と親交を持っていた功刀亀内である可能性もあらうかと思われる。「其出所を糺せば、甲府の紙屑屋に古い受取証書を貼り付けた物があり、其台紙が山梨日々新聞を四ツ折にして下部を断切つたもの」といった経緯も功刀の調査によるものを想像させるが、当時東京に生活と活動の拠点を置いていたと思われる功刀が、どの程度地元山梨の「甲府の紙屑屋」に出向いていたのかは、今後の調査の課題としたい。

そのほか、「公私月報」には、山梨の新聞事情についても、「山梨日日新聞」の動向をはじめ、数多くの記事が掲載されているが、その全体像は別稿に譲り、



（図表4）小林一三差出宮武外骨宛書簡（山梨県立博物館蔵）（21）

新聞) 米國紐育領事 藤井三郎(立憲政党新聞記者)

此外にもマダ多くある、同二十四年の「官員録」に就て見るに、宮内省臨時全國寶物取調局委員に明治日報忠愛社長であった丸山作樂があり、其外通信参事官 光妙寺三郎(東洋自由新聞記者) 枢密院書記官 関謙之(明治日報記者) 京城公使官書記官 杉村濬(毎日新聞記者) 外務省記録課属 磯部物外(函右日報記者) 宮内省五等属 桑野銳(自由新聞記者)

以上の中、十中の八九までは自由民権論を唱へた変節漢であるが、始めよりの官権論者もあり又政府の犬もあつた

○公私月報 第三三三号 郵便報知新聞 同記者成島柳北確証を獲たり去る十日、甲州文庫の主人が来訪しての談中「千葉県八日市場町の骨董屋が云ふには、前県會議員であつた某旧家には土蔵に一ぱい古新聞を持つて居るが書画骨董の売立を先きにし、値の安い古新聞などはアト廻したと云つて居ました」

○公私月報 第四一号 恭賀新年のハガキ
(七四名から受け取つた年賀状の二九人目に功刀の名が記載)

○公私月報 第七四号 公私混合日記 (四十七)
○同(十一月)十日 甲州文庫の主人が来て、先日の月報に、「武蔵県といふ県はない」とあるのは可い、国名の府県名として列挙した中に「甲斐県」があるのは誤りぢやと咎められた、諸書に「甲斐県」とあるのは、「甲府県」の誤りと知りながらウツカリ書き加へたのは失態、他を責めるのなら、己れが正しくなければならぬといふ原則に違反したのであつた

○公私月報 第八一号 寄附品略報

▲東京日暮里の大竹寅吉氏より、前衆議院議長、文部大臣大岡育三書と記せる幅物(横一尺三寸)を寄附された、硯海居士として長く『中央新聞』社長であつた人が『小樽新聞』に寄せた祝賀の芳墨、明治文庫に永久保存すべき適合の品とし、功刀氏を仲介として贈られたのである、大正二年九月頃の揮毫

このように、「公私月報」の記録に残っているだけでも、同誌の實質的な発行期間である昭和十五年(一九四〇)春に至るまで、多少の空白期間を挟みつても継続した交際が続いていたことがうかがえる。宮武は功刀を一貫して「甲州文庫の主人」という呼称で表記しており、功刀を入りの古物商として見ているかのような取引上の関係も臭わせている。その一方、功刀が廃藩置県前の府藩県三治制時代の「甲府県」を「甲斐県」と表記した宮武の間違いを指摘したりと、同じコレクシオン収集者としての対等な関係性も垣間見ることが出来る。

「公私月報」第三一号(昭和八年三月刊行)に記されている、功刀が「明治新聞雑誌文庫」に寄附した山梨県の新聞解話会の資料の件も(本資料自体、山梨県の近代初頭の新聞事情、あるいは自由民権運動関係を知るうえで絶好の資料でもあるがここではさておき)、宮武に「俸給を貰ふ新聞読師のあつた事は奇とすべく、明治世相史の好資料であらう」と新たな知見を加えることに成功している。さらに、「紙屑になるべきツマラナイやうな珍物までが、我明治文庫に集つて来るやうに成つたのは実に難有い」と述べているのは、屑紙から資料を見つけてくることを、この仕事の第一歩としている功刀にとって、大変な称賛となつたのではないかと思われる。

こうして、功刀亀内は宮武外骨を中心とした「明治新聞雑誌文庫」のコレクシオン形成にも一定の寄与をなしたことが「公私月報」からも読み取れ、功刀

「公私月報」すなわち宮武が残した記録にも、その後も功刀はたびたび登場して、宮武の「明治新聞雑誌文庫」に新たなコレクションや知見を加えている。

○公私月報 第三〇号 公私混合日記 (五)

○同(二月)二十日 此日来訪者多く、朝来応接に忙殺さる 中山泰昌氏、堀越三郎氏、鈴木要吉氏、瀬木博尚翁 功刀亀内氏、此外三越呉服店より二人来り、日英同盟時の新聞を閲す、宮内省臨時帝室編纂局より松本勝三氏来り、田中光顕対小林幸子一件を調査す

○公私月報 第三一号 新聞解話会の人名簿

去日、甲州文庫の主人よりツマラナイ珍物を貰つた
半紙を縦二つ折にして五六枚綴ぢた物、表書

明治六年十一月二十八日

新聞紙聴聞出席人名簿

村山北割村

なかを披いて見ると、戸長植松富士太郎、副戸長浅川豊蔵、同白倉熊太郎、原文蔵、坂本彦七、など三十余の氏名を列記して戸長等は押印もしてある
村山北割村とは甲斐国の村名であるが、此人名簿の由来を説明する

これは明治五年二三月の頃、新政府が各府県に令を発して、知識啓発のため庶民に新聞紙の購読を奨励せしめ、購買の資力なき者には読み聴かせの会に出席せしめよとの旨を達したので、各地では貧民又は文盲の輩を集めて、新聞記事を読み聴かせる新聞日読会とか、新聞解話会とか云ふ類が続出したのである、其時の出席人名簿と認めるより外ない珍物、戸長等の出席は世話掛役である

当時(壬申九月)新政府の旨を受けて山梨県庁が管下の町村役場へ発した

訓令中に

「目ニ文字ナク自身読ミ解クコト能ハザル者多シ豈遺憾ナラズヤ爰ニ於テ一法ヲ設ク自今在々村々神官僧侶農民ノ内当器ノ者ヲ選ビ読師トシテ右新聞解話ノ筈ヲ開キ彼ノ幼童婦女ニ至ルマデ随意聴聞致サスベシ」

「新聞読師ノ謝儀ハ其地其人ニ因リ斟酌アルベシ読師並ニ世話方ノ名前ハ県庁へ可申出事」

俸給を貰ふ新聞読師のあつた事は奇とすべく、明治世相史の好資料であらう

紙屑になるべきツマラナイやうな珍物までが、我明治文庫に集つて来るやうに成つたのは実に難有い

○公私月報 第三二号 新聞記者たりし官吏 明治二十四年十月の表

何新聞の所載であつたかは不明の切抜を甲州文庫の主人より寄せられた、正確のものらしい

警保局長 小松原英太郎(評論新聞記者) 埼玉県知事 久保田貫一

(東京日々新聞記者) 大分県書記官 関新吾(評論新聞記者) 特

命全権公使 西園寺公望(東洋自由新聞社長) 逓信次官 河津祐之

(立憲政党新聞記者) 郵務局長 古澤滋(大阪日報記者) 電務局

長 若宮正音(和歌山日々新聞) 逓信書記官 草間時福(朝野新聞

記者) 逓信書記官 下村房二郎(和歌山日々新聞) 長崎郵便電信

局長 渡邊修(中外物価新報記者) 名古屋(同上)局長 土居通豫(大

阪日報記者) 農商務大臣秘書官 原敬(報知新聞記者) 滋賀県参

事官 溝口維幾(静岡新聞記者) 宮内省御用係 矢野文雄(報知新

聞記者) 宮崎県書記官 野村政明(鹿児島新聞記者) 内務書記官

水野寅次郎(東洋新報社長) 兵庫県収税長 南挺三(東京横浜毎日

た東洋自由新聞（明治十四年三月十八日創、全三十四冊）が一挙に入手できた喜びを伝えるために外骨は九月二十五日、『公私月報号外』を発行する。その夜、吉野作造が電話で、「大収獲でしたね」と祝意を表してきた。この三十四冊は千葉県君津郡巖根村高柳の旧庄屋重城保・巖父子が購読保存していたものである¹³⁾。

これらふたつの記述では、功刀はあくまで出入りの古書店主が連れて来た見知らぬ人物ではないが、この「明治新聞雑誌文庫」に勤めていた西田長壽¹⁴⁾の記録である『明治新聞雑誌文庫の思い出』には、功刀が名入りで登場する。

昭和六年九月初めの土曜日の午後のことであつたらしい。顔見知りのな
い中年の男が、竜岡町の先生（筆者注・宮武のこと）の宅に来て、「こんな
ものお買いになりますか」と玄関で先生に差出したのが、『東洋自由新聞』
明治十四年三月十八日の第一号から同四月三十日の第三四号（終刊号）ま
で揃ったきれいなものであつた。うっかりすると狂気感激でびっくりした
ような声をあげるところであつたが、それをじつと抑えて値段を交渉し、
五〇円で買い取られたらしい。

吉野作造先生には、その夜、電話でこの次第を通じ、先生から「大収
獲でしたね、祝意を表します」との返辞をいただいた、とその喜びを宮武
先生は『公私月報』第一四号（昭和六年十月五日）に留めている。（略）
話は、これにとどまらない。

宮武先生は、『東洋自由新聞』を買い取ると、日をおかず、これを持込
だ人の家を訪ねた。それは甲州文庫の主人功力亀内氏であつた。功力さん
は、もとは生糸商人のようであるが、その頃は、甲州関係文献を蒐集する
かたわら、古書、古新聞などを扱われていたのである。明治文庫とは功力

さんが長逝されるまで取引があつた。

先生は功力さんから、新聞の出所が千葉県の重城保の遺族であることを
突き止め、さらにその重城家を日を隔てず訪れられた。おそらく九月中の
ことであろう¹⁵⁾。

西田の記述は、伝聞ということもあつて「公私月報」の記述と九月中の日付
と曜日に異同があるが、来訪者である功力亀内の名と、取引の状況を詳細に記
している。一連の「東洋自由新聞」の入手経緯からは、功刀が昭和六年（一九
三一）段階では、古書・古新聞の蒐集のために、千葉県など隣県まで調査・買
い取りに向く範囲としていたこと、そしてその成果物の販売を業務としてい
たことがわかる。西田も文中に「甲州関係文献を蒐集するかたわら、古書、古
新聞などを扱われていた」と言っているように、功刀は郷土山梨の資料集成で
ある「甲州文庫」収集はライフワークとして、その余業として入手した古書類
を販売（あるいは寄贈・寄進）する活動をしていたことがうかがえる。土屋夏
五郎に教示を受けた、屑紙から資料を見つけ出す手法と面白みを、あの日から
十二年経た功刀は、一定の目利きと商売を業とするプロフェッショナルの仕事
へと昇華させていたのである。西田の記述にもあるように、功刀と宮武、そし
て「明治新聞雑誌文庫」との取り引きを通じた付き合いは、その後も継続して
いくことになる。西田は前掲の別章にも次のような回想を書き記している。

このように新しい新聞や雑誌を多く入手し得たということは、昭和五年
以降もなお蒐集時代であつたと同時に、宮武先生がいかに熱心に蒐集に努
力されたかを示すものである。わたくしの記憶では、前述の『東洋自由新聞』
を持ち込んだ功力亀内さんとか、名は忘れたが鈴木さんとか安倍さんとか
いう人々が、よく現品をもち込まれたようである¹⁶⁾。

しいもの好き」という、彼の好奇心がもたらした賜物だったのかもしれない。

二、宮武外骨「公私月報」にみる功刀亀内の活動について

宮武外骨は、慶応三年（一八六七）一月十八日生まれ、讃岐国阿野郡小野村（現在の香川県綾歌郡綾川町）出身の人物で、「滑稽新聞」をはじめとした権力批判だけでなく、ユニークな手法や文体が特徴的な数々の著作や雑誌を生み出したジャーナリストであり、東京帝国大学の「明治新聞雑誌文庫」の編纂を担った新聞史研究者として活躍、昭和三十年（一九五五）七月二十八日に亡くなっている。

宮武と功刀の関係は、宮武の「明治新聞雑誌文庫」の収集活動に、功刀が協力したことを端緒としている。両者の名前は、宮武のもの名は「亀四郎」で、改名の理由は「亀は他の動物と異り外骨内肉なり」と述べ、その一節を名としている。一方の功刀の名の「亀内」は、「内肉」にも相当する「亀の内」であり、両者の名は奇妙な縁すら感じる好対照の一对といえる。

その宮武の「明治新聞雑誌文庫」の収集活動のなかで、功刀が最初の協力を果たしたのは、宮武がその収集を熱望していた「東洋自由新聞」の収集である。「東洋自由新聞」は、公家出身でフランス帰りの西園寺公望を社長として、明治十四年（一八八一）三月に創刊された。ところが、華族の西園寺の新聞社社長就任は、政府と宮中の懸念するところとなり、その働きかけによって西園寺は辞任に至り、刊行もわずか三十四号で休刊となった。宮武はこの「東洋自由新聞」の収集に注力していたが思うようにいかず、「揃物があれば百円で買ふ」とまで言っていたが、数年にもおよび宮武の渴望を潤したのが、にわかには宮武邸を訪れた功刀からの吉報だった。

宮武は、「明治新聞雑誌文庫」の収集状況の報告、刊行物の広告、新聞・広告

に関する随想、宮武の趣味の魚釣りや私的な備忘日記などを記した、ほぼ月刊のミニコミ誌的小冊子「公私月報」（昭和五年八月〜同十五年三月・同十八年二月に休刊中臨時号外発刊）を編輯・発行していた。宮武は「東洋自由新聞」の入手を喜んで、「公私月報」の「号外」まで発行するほどであったが、この「公私月報」から、宮武と功刀のあいだの「東洋経済新聞」の入手経緯についてみてみよう。

去る二十日の日曜日、少し歯痛で魚釣りにも出ず、家で寝転んでダブリの古い新聞を見て居ると、懇意な書肆の主人が見知らぬ人を連れて来て「此の方が田舎から此目録の通り古い新聞を買って来ました、御入用かドーかお伺ひに参りました」といふ、其目録を見ると、数種の古新聞名を列挙した中に

東洋自由新聞 明治十四年 一号—四十三号

と多年渴望の珍物があるのを見て、飛立つ嬉しさ、歯痛も即座に消え、市外の大井町から自動車で運び込まれる迄の間は、新婚の花嫁が来るのを迎へるよりも待遠しかつた

大変な喜びようの宮武だが、宮武の歯痛の気鬱を待望の「新婚の花嫁」に変えたこの「見知らぬ人」が功刀亀内である。この功刀の突然の来訪については、『評伝 宮武外骨』にもこの日のことが日付曜日入りで記されている。

昭和六年九月二十日（日）、出入りの古書店主が龍岡町十五番地の外骨宅に一人物を連れて現れる。その人物が、最近入手したという古新聞の目録を外骨に示す。そこに外骨は「珍物」を見出して、折からの歯痛を忘れ、すぐ搬入させた。かねてより「揃い物があつたら百円で買ふ」と言ってい

当時の錚々たる史家たちが塵にまみれ、虫にくわれた古文書、古記録と取り組んでいる姿、そこで語られたのは、こうした文けん類が日に日に散逸してしまうということであった。今にして対処よろしきを得なければ、貴重な史料は取返しがつかないことになる——ときいて発奮したのが病つきのはじめである。(『月刊山梨』)

あれは丁度、大正八年でしたから三十三年前になりますが、甲州の飛脚屋、つまりいまの郵便の前身ですが、それをすこし知りたいと思えば、若尾家でやっていた山梨県志編纂所をたずねたのです。考えてみると、それが今日への第一歩になったわけです。(記者…百石町にあった若尾倉庫の中のであれですネ。)そうです。その時、いまは故人となられた土屋夏堂さんが居られまして、親切に史料をみせて下さったのです。その時、土屋さんがいうのに「郷土史研究に必要な根本資料というのが、本県では蒐めておくところがないからこの県志編纂会でも随分苦労している。一方また蒐める人もないし、一般も無関心でいるために偶々旧家などで蔵から払い出す場合があつても、すぐ張物にされたり、市川あたりへ送られて潰されてしまうのが惜しい」という話をきき、それなら私があつてみようかと決意したのははじまりです。(記者…そのハイカラ氏が今度は古いものに転向したわけですネ。それで、史料の集めはじめはどんなだったでしょうか)それが面白いのです。土屋さんの話をきいて三日目のこと私の旧友の山梨醤油会社の鶴田さんが来て「面白いものがあるから見に来い」といいますので、その晩、貢川にある会社まで行きますと、醤油の樽につかう日本紙の束を出してくれたのです。早速、開いてみると、どうでしょう。それは明治初年の新聞紙で、一号から号を揃えたものが二十何種類もありまして、その中には山梨県最初の新聞である峡中新聞や、めずらしい万国新聞や中

外新聞というようなものがありました。(中略)土屋さんの案内で橋町の某家をたずねますと、大麻袋二本にぎつしり詰めた古文書がありました。有名な甲府の風間家、この家は若尾さんよりも羽振りのよかつた家で、甲州生糸に関する貴重な史料と一緒に、これも村井彌兵衛(京屋)が払い出された甲州の飛脚史料が沢山出てきたのです。なるほど土屋さんのいうとおり蒐めるものがなければ、みんな屑にだされてしまうかと感じました。(『甲州文庫を語る』)

記事中の記者(神詮吉||郷土史家佐藤森三氏)が言うように、ハイカラ氏こと功刀が古いものに転向した契機となつたのは、若尾家の三代目である若尾謹之助が主宰する山梨県志編纂会(甲府市百石町若尾倉庫内)かつての食糧事務所の位置に所在)に勤めていた土屋夏五郎(夏堂)との出会いであろう。明治二十二年(一八八九)生まれの功刀に対し、安政元年(一八五四)生まれの土屋は三五歳の年長にあたり、三男坊の功刀からすれば、土屋は丁度父親に相對するような存在だったのかもしれない。その土屋は、屑紙に出されたもののなかから、貴重な古文書や古記録が発見されることに強い関心を示した青年。功刀に対して、非常に丁寧(ていねい)にその道の手ほどきをしている様子がみてとれる。その後、「甲州文庫」を形成するに至るほど、数多の資料を「発掘」していく功刀の原点にして、その収集手腕の礎となつたのは、この土屋との邂逅(かいこう)と、屑のなかから「史料」を見出した駆け出しの成功体験にあるのではないかと思われる。そして、土屋と「史料」との出会い、功刀が若き日から発揮していた「新



(図表3) 甲州文庫扁額
中村不折筆 昭和5年(1930)製作

- ・大正十二年（一九二三）三四歳 品川区大井森下町に転居。
- ・昭和二年（一九二七）三八歳 同区大井山中町に転居。
- ・昭和八年（一九三三）四四歳 上野桜木町に転居。
- ・昭和十八年（一九四三）十一月十三日 五四歳 甲州文庫を郷里豊村に疎開。
- ・昭和二十年（一九四五）十一月 五六歳 甲州文庫を上野桜木町の自宅に戻す。
- ・昭和二十四年（一九四九）十月 六〇歳 甲府市制六十周年記念郷土歴史展（会場 松林軒デパート）に「甲州文庫」を出展。
- ・昭和二十六年（一九五一）六二歳 甲州文庫を山梨県に譲渡。
- ・昭和三十二年（一九五七）十二月三十日 六八歳 腎臓病により死去。

功刀の収集活動の前歴として、人となりとして面白いのは、次に語られているように、青年時代に当時はまだ稀少だったオートバイを乗り回していたことであろう。

田舎では仕方がないので、甲府に出て、穴切町に住んでいました。その頃私は新しいものに興味を持ち、自分^{なか}年^{なが}らもハイカラを気取っていました。甲府で最初にオート・バイを買い、繭^{まゆ}の買付に県内は勿論、信州あたりまで乗り廻したものでした。（「甲州文庫を語る」⁽³⁾）

古文書の蒐集をはじめてから夢のように三十年が過ぎ去った。あの頃、まだ甲州では自動自転車というものがめずらしかった当時、私は糸繭を業としていたが、自動自転車を手に入れて、甲州ばかりか、信州あたりまで乗りまわした。大正もはじめの頃のことである。（『月刊山梨』 昭和二十五

年二月号）⁽⁴⁾

今でこそ、大井あたりに引込んで、女房の経営する綿屋の店頭に番頭見ただ様な顔をしてしゃがんでゐるが、あれでも若い時には随分峡西でもならした男である。考へても判るだらうが、今から十五年程前に、峡西の石コロばかりの道をおートバイで乗りあるいたと言へば、まあ当時ではモダンの最尖端を行く人間であつたに相違ない。彼は大正年間の初期時代にあつては峡西唯一のモダン紳士であつた。（『甲州人材論』第二輯）⁽⁵⁾

前者ふたつは自叙であり、後者は評伝である。文中の言葉を借りるならば、まだ他に乗るものいかなかったおートバイに乗り、信州方面にまで足を伸ばしていた功刀は、甲府においても屈指の「モダン」で「ハイカラ」な青年であつ



（図表2）大正5年（1916）の諏訪行き遠乗り会の写真
中央のハンチング帽が功刀亀内

たに違いない。そのような最先端の青年が、なぜ埃にまみれた古文書収集に進出したかと言えば、これもまた自叙にて次のように述べている。

私は一体に新しいもの好きであつた。その私がどうして、あべこべに古いものばかりを漁るようになったかというところ、土屋夏五郎さんに案内されて、若尾家の山梨県志編纂所をのぞいたのがそもそもであつた。

かったともいえるだろう。

平成時代ものこり半月に迫った平成三十一年（二〇一九）四月十三日から令和元年九月十六日にかけて、功刀の故郷である南アルプス市の市立中央図書館ふるさと人物室において、南アルプス市ふるさと人物室 第六回展示「功刀亀内 遺―のこす―」が開催された。同展によって、功刀の「甲州文庫」の収集活動や、寺社や研究機関の資料収集活動への協力など、これまで光が当てられてこなかった部分が日の目をみることとなった。

そこで、本稿においては同展にて紹介した「甲州文庫」内の「甲州文庫」収集活動に関する資料から、功刀の活動状況を紹介するとともに、南アルプス市中央図書館によって紹介された宮武外骨の「明治新聞雑誌文庫」（東京大学蔵）の収集活動を記した「公私月報」の内容を精査し、功刀の関わりや活動状況についても明らかにしていきたいと考える。

一、「甲州文庫」の収集者・功刀亀内について



（図表1）功刀亀内（甲州文庫所蔵写真）

功刀亀内は、山梨県中巨摩郡豊村上今井（現在の南アルプス市、旧櫛形町の一部）出身で、養蚕製糸業関係を営む功刀家の三男として出生した。生まれは明治二十二年（一八八九）九月十六日、没したのは昭和三十二年（一九五七）十二月三十

日で、青年期以降の活動は主に大正時代と昭和時代の前半にあった人物で、青年期は甲府市に、三十歳代からは東京に生活の拠点を置いた。この功刀が遺した「甲州文庫」には、その内容や収集の経緯が記されている若干の「甲州文庫関係資料」とも呼ぶべき資料がある。まず、それらを繙きながら功刀の人物像に触れていきたい。ここで紹介する主な「甲州文庫関係資料」は次のとおりである。

- ・「甲州文庫を語る」放送記録
- ・甲州文庫記
- ・甲州文庫図書目録
- ・甲州文庫移管関係綴
- ・甲州文庫蔵書増加目録
- ・甲州文庫図書目録題辭叙文
- ・甲州文庫関係記事集帖²⁾

まず、これらの「甲州文庫関係資料」から拾うことができる功刀亀内の略歴を次のとおり記す。

- ・明治二十二年（一八八九）九月十六日 ○歳 功刀家の三男として出生。
- ・若いころには、入ってきて間もないオートバイを乗り回す。
- ・大正八年（一九一九）三〇歳 若尾家主宰の山梨県志編纂会（へんさん）の土屋夏堂との邂逅により、郷土資料収集に目覚める。
- ・同年一月 結婚し甲府市穴切町（あなきり）に居住。
- ・大正十一年（一九二二）三三歳 生糸暴落を期に東京市荏原区大崎町（えんばら）に転居。蒲団業を営む傍ら収集に励む。家業は夫人が中心に切り盛り。

功刀亀内と宮武外骨

—南アルプス市ふるさと人物室第六回展示「功刀亀内 遺—のこす—」に寄せて—

小畑 茂雄

はじめに

「甲州文庫」は、山梨県（甲斐国＝甲州）の郷土資料として主要な位置を占めている。約二万三千点におよぶ資料群は、甲州の近世から近代にかけてのあらゆる分野の資料を収めているといつてよく、近世の文芸や政治経済、近代の行政、社会、文化など、同時代の調査・研究の基礎的資料となっているといえる。その形態も、紙製のもは古文書から甲州葡萄酒の掛け紙、東日本最初の三ツ鱗ビールラベルや雑誌まで、物品も甲州柘や甲州産の水晶眼鏡、富籤の札と突き棒など、なかには甲州文庫に唯一というものもあり、「甲州文庫」の存在価値を高めているといえる。存在価値という点では、甲府の町方が戦災（甲府空襲）によって焼失しており、多くの地域史に関わる資料を喪失していることも、その高まりに拍車を掛けており、他面では「甲州文庫」が山梨県へと移管されたモチベーションにもなっている。

その「甲州文庫」の収集者である功刀亀内は、同時代以降の郷土史研究者にはよく知られた存在といえるが、同氏のコレクションである「甲州文庫」ほどには、同氏の活動や功績に光が当てられてきたとは言えない。功刀と同時代の辛口人物評である『甲州人材論』（川手秀一著 昭和五年（一九三〇）刊行）には、

「変り者の功刀亀内」と題した左のような功刀評が記されている。

功刀亀内は対世間的に有名の方ではない。だが、いやしくも甲州郷土研究者と称する者で功刀を知らぬと言ふ者あらば開は一種のモグリだ。彼はそれ程甲州研究家にとつては必要の人物である。

と言ふのは何がためかと言へば、甲州初まつて以来からの書物と言ふ書物は全部取揃へてあり、其種類実に三千種以上もあるからだ。

で均して甲州人と言へば守銭奴が多い。金のためには、義も礼もないと言ふ風で自然金持ちにもなれるのもあらう。ところが功刀は守銭奴が無暗に金を欲しいと同じ心理状態で甲州に関係のある書物を一心に蒐集したのである。そしてこれだけの書物（甲州関係のもの）を持つて居る者は日本全国をさがしてもなければ、況んや山梨県にもない。だから彼は甲州考古学（或は歴史的）的材料の把握者としては日本一である。（以下略）

同時代人からみた功刀亀内の人物像と、その人となりとを端的に表した評伝であるが、こういった同時代からの理解や評価をのぞけば、功刀の資料収集家としての活動や人物像について迫る試みは、彼の成果である「甲州文庫」の歴史資料としての価値への理解や活用状況と反比例して、ほとんどなされてこな

- 社は長刀二張・人足二人、長柄鎧二〇本・人足二〇人、弓一〇張・人足一〇人、鉄砲一〇挺・人足一〇人、対鎧四本・人足四人、立弓二張・人足四人、鎧二本・人足二人、台笠二本・人足二人、立笠二本・人足二人、刀筒二本・人足四人、鞍皆具四通・乗子二人・若党二〇人・草履取二人、挟箱四・人足四人、警固羽織一四・人足一四人、沓籠四・人足四人、旗持六人、露払八人、馬口四人、若党四人、賄人二人。
- (43) 「二・三宮神幸祭において神輿に投石一件吟味願」(山梨県立博物館寄託坂名井家文書、歴二〇〇五―〇五二―〇〇六―一〇)。
 「二・三宮神幸祭において神輿に投石一件済口証文」(山梨県立博物館寄託坂名井家文書、歴二〇〇五―〇五二―〇〇六―一〇)。
- (44) 甲府徳川家支配期には、郡内(都留郡)は谷村藩領となっており、いわゆる国中三郡(山梨・八代・巨摩)を支配領域とする甲府藩領と祭祀を共有したとは考えにくい。おそらく当時、郡内地域では御幸祭には関係を持たなかったのではあるまいか。その後柳沢家支配期を経て、甲斐国が一國幕領になる過程で、郡内も御幸祭に関与するようになっていったものとみられるが、詳細は不明である。
- (45) 甲府の武田神社と区別するため、本稿では以後、同社を「竜王武田神社」と呼称する。
- (46) 『龍王村史』(一九五五年三月)四〇七ページ「武田神社」の項。なお甲府市古府中町の武田神社については、前掲註(23)及川論文を参照。
- (47) 「神社明細帳 七」(山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴二〇〇五―〇〇九―〇〇〇二五)。なお山梨県志編纂会による調査方法や編纂会収集資料の概要については拙稿「山梨県志」の編纂と「山梨県志医事衛生資料」―大正期山梨県における地誌編纂事業の基礎的分析―(「山梨県立博物館研究紀要」第一集、二〇一七年三月)を参照。
- (48) なお、前掲註(48)「神社明細帳 七」によれば、竜王新町の諏訪神社の摂社のひとつに武田信玄を祀る「武田社」の名前が見える。由緒は不詳とされ、社殿が行一間・梁一間一尺であったことがわかるが、所在地などから現在の竜王武田神社との関係は薄いものとみられる。
- (49) 前掲註(13)「中巨摩郡町村取調書 一」。
- (50) 前掲註(48) 拙稿。
- (51) この堤防改修の過程については、前掲註(25) 岩屋・松浦・望月論文において、また明治二九年の水害については岩屋隆夫「甲斐武田の治水策の問題点とその限界―御勅使川分流の終焉―」(「水利科学」第二八四号、二〇〇五年八月)において詳しく検討されている。以下、改修の経緯や明治二九年水害についての記述はこれらの論文による。
- (52) 前掲註(52) 岩屋論文。
- (53) 前掲註(47)「龍王村史」一六一―一六四ページ。なお「龍王村史」では、この史料の引用に先立って、「可憐かな武田信玄の鋭意築造せる堤防は三百余年未だ曾て決潰せざりしに、何ぞ凶らん、巨額の資を投じて築造せし堅牢無比と誇称せし改修堤は忽ち破滅の厄に逢い、三百年前の信玄旧堤は依然として残存せんとは」と述べ、竜王信玄
- 堤が決壊しなかったとしている。
- (54) 先に見た明治二〇年代の改修においても、地元の見解により、竜王信玄堤の保存が決定されている(前掲註(25) 岩屋・松浦・望月論文)。
- (55) 平山優「戦国期甲斐国一・二・三宮神幸祭と地域社会」(同「戦国大名領国の基礎構造」校倉書房、一九九九年四月)など。
- (56) 前掲註(47)「龍王村史」一八九―一九〇ページ。引用史料中の傍線は引用者による。
- (57) 前掲註(25) 岩屋・松浦・望月論文。
- (58) 前掲註(23) 及川論文。
- (59) 聚海書林、一九八二年一月の再刊版による。
- (60) 創元社、一九四三年二月。
- (61) 歴史図書社、一九六八年一二月の再刊版による。
- (62) 他に町田源太郎『武田信玄』(顕光閣、一九二一年一月)、羽臈隱史『名将武田信玄』(嵩山房、一九一三年六月)なども参照した。
- (63) 井上一次「二四内治の整備」(『武田信玄』鶏鳴会、一九二八年二月)。
- (64) 前掲註(47)「龍王村史」凡例」及び西山雪江「村史編纂後記」。
- (65) 前掲註(65) 西山「村史編纂後記」。

今後の課題としたい。

- (29) 堀内真「御幸祭について」(『山梨県史研究 第五号』、一九九七年三月)。
(30) 「裏見寒話 卷之三」(『甲斐叢書刊行会『甲斐叢書 六卷』、一九七四年一月)。
(31) 平山優「戦国期甲斐国一・二・三宮祭祀と地域社会」(同『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、一九九九年四月) など。
(32) 「本田殿御祈禱被仰候覚書」(山梨県立博物館寄託坂名井家文書、歴二〇〇五—〇五二—〇〇三〇六)。
(33) この「三社」は、祈禱依頼の対象となった浅間神社・美和神社・国玉神社の三つの神社を指すものであり、三社神社のことではない。以下、史料中で「三社」とある場合、三つの神社を指す場合と三社神社を指す場合があるが、解釈では明確に区別をつけていく。
(34) 『甲斐国社記・寺記第一巻』(サンニチ印刷、一九六七年一月)の美和神社の項には、この時本多忠盈の家臣大野十郎左衛門が上野中務に宛てて祈禱を依頼した願書が収められている。
(35) 『甲斐国二宮神前由緒書』(山梨県立博物館寄託坂名井家文書、歴二〇〇五—〇五二—〇〇〇〇三)。なお「甲州巡見通行記」の二宮美和大明神の項(『甲斐叢書 二巻』一九七四年一月、三五三—三五五ページ)は、本資料と記述が類似しており、本資料と同じ美和神社の由緒をもとに書かれたものと考えられる。ただし、「〇鎌倉家・足利家にも信心在之、寄附等も在之、武田家にも代々信厚に候へとも、戦国の事故社頭衰微に及ぶ」に続けて、「武田家には信玄崇敬厚く再興に及ぶ、仍而武田家の書物等数多在之」とあり、さらに甲府徳川家による金銭の寄付に言及しておらず、武田家、とくに武田信玄との関係を強調する変化が加えられている。
(36) 徳川綱重が甲府城を拝領した直後の寛文二(一六六二)年、次のような通知が出されている。
殿有院様御代、寛文二年御勘定所 甲府様御勘定方江被遣候三社四月神幸御賄之御証文
甲州一・二・三之宮、先年者甲州御代官衆國中御蔵入之分江被申付、神事被相動候、来ル十五日御幸ニ候得共、何方も茂沙汰無之ニ付、迷惑之由、平岡勘三郎方迄神主申越由ニ候、当年之儀者、急之事ニ候間、平岡勘三郎方江被申談、神事被相動候様ニ彼地御代官衆江早々可被申越候、寺社奉行衆江茂相談候処、右之通可然由ニ付如此ニ候、以上
四月九日
伊蔵人 印
村次左衛門 印
曾源左衛門 印
桜井忠左衛門殿
平野与左衛門殿
(『甲斐国二之宮神前由緒書』山梨県立博物館寄託坂名井家文書、歴二〇〇五—〇五二—

—〇〇〇〇三)

四月九日時点で、一六日に開催する御幸祭に関する沙汰が出されないことについて、神主たちが甲府藩の代官平岡良辰に訴えてきた。何分急なことであるので、平岡の裁量で神事が行われるように手配が行われたのだという。差出・宛名ともに詳細は不明であるが、経緯から甲府藩内で出された通知であろう。徳川綱重が甲府城を委ねられ、実体をともなう甲府藩主となったのは寛文元年閏八月のことであった。この寛文二年の御幸祭は、綱重が甲府藩主として迎える最初の御幸祭であり、引き継ぎがうまくいかなかったものであるのか、御幸祭に対する領主からの支援が途絶したらしい。逆にいえば、神主側が御幸祭の執行に領主からの支援を必要としたことの現れであり、これ以前は領主側が継続的に何らかの「沙汰」を下してきたものと考えられ、祭祀の経費などを領主が負担するという公的祭祀としての位置づけが甲府徳川家以前から存在したことがわかる。

なお事書に「御賄之御証文」とあるが、内容から「寛文之御証文」とは別のものである。また前掲註(34)『甲斐国社記・寺記』の美和神社の項には、これをうけて一宮・二宮・三宮神主に対して出された平岡良辰書状が収められている。

(37) 甲府徳川家では、他に善光寺に対して手厚い保護を加えていたことがわかっているが、その宗教政策の全体像は未検討である。

(38) 甲府徳川家の甲斐国支配については拙稿「概説 甲府徳川家」(『甲府徳川家—六代將軍家宣を生んだ知らざる名門—山梨県立博物館、二〇一八年一月)および拙稿「甲府藩の藩領分布とその藩政—甲府徳川家支配期の甲府藩に関する基礎的分析—」(『山梨県立博物館研究紀要 第二集』、二〇一八年三月)を参照。

(39) 「当国三社神幸由緒書」(山梨県立博物館寄託坂名井家文書、歴二〇〇五—〇五二—〇〇〇〇六七)。

(40) 相田文三「浅野長政の居所と行動」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣、二〇一一年七月)。

(41) 一方、「史料5」にみられる甲府徳川家による御幸祭の再編が、完全な創作である可能性もあるが、内容などから、ある程度信用できるものとみている。

(42) それぞれの内訳は次の通り。浅間神社は長柄鎧二〇本・人足二〇人、弓一〇張・人足一〇人、鉄砲一〇挺・人足一〇人、台笠二本・人足二人、立笠二本・人足二人、対鎧四本・人足四人、立弓二張・人足四人、刀筒二本・人足四人、鎧二本・人足二人、鞍皆具三通・乗子二人・若党二〇人・草履取二人、挟箱四・人足四人、警固羽織六・人足六人、沓籠三・人足三人、旗持六人、露払八人、馬口三人、若党二人、賄人二人。美和神社は長柄鎧二〇本・人足二〇人、弓二〇張・人足二〇人、鉄砲二〇挺・人足二〇人、台笠二本・人足二人、立笠二本・人足二人、持筒二挺・人足四人、対鎧四本・人足四人、立弓二張・人足四人、刀筒二本・人足四人、鎧二本・人足二人、鞍皆具三通・乗子二人・若党二〇人・草履取二人、挟箱四・人足四人、警固羽織二〇・人足一〇人、沓籠三・人足三人、旗持九人、露払八人、馬口三人、若党二人、賄人一五人。国玉神

文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

また、「第6 道德教育に関する配慮事項」にも、「(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やまじりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実と努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること」とあり、近年重視されている道德教育の一環として位置づけられていることがわかる。

(4) 平成二九年度、当館で実施した出前授業は四五回あり、信玄堤をテーマとするのはそのうち二回であった(『平成二九年度 山梨県立博物館年報』二〇一九年三月、七四・七五ページ)。

(5) 例えば「かつて一宮・二宮・三宮が合同で旧暦四月中の亥の日に釜無川の信玄堤に出かけて、堤防を踏み固め、水防を祈願するオカワヨケ(お川除け)の祭りを行っていたが、その祭礼を「お御幸さん」という。水の難がないように、大きな水害がないようにと祈願する祭礼だった」(『山梨県史 民俗編』、二〇〇三年三月、三三四ページ)など。

(6) 以下、本稿では主に呼称としての信玄堤を扱うので、本来ならばカギ括弧(二)をつけて表記するのが望ましいが、回数が多く、極めて煩雑になることを避けるため、カギ括弧の表記を省略する。

(7) 本稿において「竜王」および「龍王」の表記は、史料などからの引用を除き、現在地名として用いられている「竜王」に統一する。

(8) 平山優「中近世移行期甲斐における治水の展開」(『信玄堤の再評価』実行委員会編『山梨郷土研究会・山梨県考古学協会・武田氏研究会 第一回合同シンポジウム 信玄堤の再評価資料集』、二〇〇四年一〇月)。

(9) 西川広平『中世後期の開発・環境と地域社会』(高志書院、二〇一二年二月)など。

(10) 畑大介『治水技術の歴史―中世と近世の遺跡と文書―』(高志書院、二〇一八年一〇月)など。

(11) 『武田家朱印状』(『山梨県史 資料編四 中世一 県内文書』、一九九九年三月、九五〇ページ、一二七二号文書)。

(12) 『山梨県史 通史編二 中世』(二〇〇七年三月) 四二二ページ、畑大介氏執筆部分。

(13) 『近世科学思想 上』(岩波書店、一九七二年五月) 所収、安芸峻一氏校注。なおあわせて『龍王村史』(龍王村、一九五五年三月) および『中巨摩郡町村取調書 一』(山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴二〇〇五―一〇〇九―一〇〇五八七)も参照した。

(14) 『山梨県史資料叢書 村明細帳 巨摩郡編Ⅱ』(山梨県、一九九九年三月、一七八ページ)。(15) 『巻之二十八 山川部第九 巨摩郡中郡筋』(『大日本地誌大系 甲斐国志 第二巻』雄山

閣、一九七〇年三月)五〇・五一ページ。

(16) 『畔村御囲堤を信玄堤と唱えた覚書(抄録)』(『山梨県史資料編一〇 近世三』二〇〇二年一〇月、一三三ページ、甲府市鷹野孝雄家文書、八一号)。

(17) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五―一〇〇三―一〇一九〇九三。

(18) 『竜王二の堤普請仕方につき水下七カ村よりの願書』(『山梨県史 資料編一〇 近世三』二〇〇二年一〇月、一六一ページ、竜王町三井兵部家文書、八六号)。

(19) 飯田文彌「安永・天明期における甲州柙一件訴訟闘争」(『日本歴史』第三八五号、一九八〇年六月)、同「近世甲州の「国法又ハ先規・先例」考」(同編『中近世 甲斐の社会と文化』岩田書院、二〇〇五年九月)など。

(20) 秋山敬「武田信玄岩窪墓所の保存をめぐる」(飯田文彌編『中近世 甲斐の社会と文化』岩田書院、二〇〇五年九月)。なお、武田信玄を祀る一國祭礼の高揚をよそに、墓所は荒廃したまましばらく打ち捨てられ、その修復の動きがみられるのが天保六(一八三五)年になってからであることも指摘されている。

(21) 拙稿「一九世紀甲斐国における甲銀の使用実態と存在意義―甲州三法―に関する基礎的考察」(『山梨県立博物館研究紀要 第一三集』、二〇一九年三月)。

(22) 羽賀祥二「宝暦治水工事と(聖地)の誕生」(『名古屋大学附属図書館研究年報』第三号、二〇〇五年三月)。

(23) なお、甲府に武田信玄を神として祀る武田神社が創建されるのは、大正八(一九一九)年のことである。創建の経緯については及川祥平「郷土の偉人の変容―山梨県における武田信玄祭祀の近世と近代」(同『偉人崇拜の民俗学』勉誠出版、二〇一七年二月)に詳しい。

(24) ただし、後でみるように、竜王信玄堤近辺において武田信玄を祭神とする神社が本格的に創建されるのは明治以降になってからとみられる。

(25) 岩屋隆夫・松浦茂樹・望月誠一「釜無川左岸連続堤防の築造経緯」(『水利科学』第三一〇号、二〇〇九年一二月)では、後でみる明治二〇年代の改修堤防の設置と同二九年の水害について述べたうえで、「今日の釜無川左岸堤は(中略)文字通り連続堤防である。さらに、御勅使川の洪水分流策もまた、明治二九年水害を契機にして終焉した。従って、甲斐武田が考案した釜無川の治水策は、今日、存在しないのである」と、現在の景観が戦国時代のもので隔絶していることを指摘している。

(26) 非歴史的な「歴史意識」については、奥村弘「地域歴史遺産という可能性―豊かな地域歴史文化の形成のために―」(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『地域歴史遺産』の可能性』(岩田書院、二〇一三年七月)を参照。

(27) 前掲註(9) 西川著書、前掲註(10) 畑著書など。

(28) 現時点では、いわゆる武田浪人の存在や甲州流軍学の流布、軍記物・人形浄瑠璃や歌舞伎などでの武田家の扱いなどから、かなり早い時期、一六世紀末から武田信玄を顕彰する動き自体は存在したものと考えている。ただしその動きは、江戸をはじめとする各地での文化的活動とも密接に関わっており、まだ十分に検討できる段階にない。

『龍王村史』では、当時竜王村に居住していた赤岡重樹が編纂部の主任となっており、昭和二六年三月には執筆を終えていたらしい。本稿ではそこまで及ばなかったが、赤岡の思考や著作を追っていけば、御幸祭の位置づけの変化をある程度追うこともできるだろう。

赤岡とともに『龍王村史』の編纂にあたり、大正時代以降の「後編」を一手に担った編纂事務局主任の西山雪江は、編纂を振り返って次のように述べている。^⑥「歴史は一部有名人の顕現を主たる目的としてはならない。総合的にその時代の様相を具現しなければならない、つまり「住民の歴史」でなければならぬ」。いっぽうで、「然し乍ら為政者や有名人の事績をそれが事実である以上、こと更にこれを消除する理由はない。それを通して時代を知るために必要なものだから」とも語っている。武田信玄にまつわる伝承を積極的に紹介するのも、「時代の様相」や「住民の歴史」を示すためであると位置づけているのである。一八世紀後半に現れる信玄堤という呼称も、明治二〇年代に現れる武田信玄と御幸祭との関係も、地域の利害を反映して定着をみたものであった。こうした成立過程を知ること、信玄堤という呼称から脊髄反射的に「武田信玄の恩沢」を想起し、武田信玄という「有名人」「為政者」礼賛につなげるのではなく、「住民の歴史」を物語るものとしてとらえなおすことができるのではなかろうか。

二〇一七年一〇月、高大連携歴史教育研究会によって「高等学校教科書および大学入試における歴史系用語精選の提案（第一次）」が示され、「武田信玄」は用語リストに盛り込まれなかった。これをうけて山梨県では、翌二〇一八年にかけて、「武田信玄の名を歴史教科書から消すな」という運動が起きた。結局同年四月、高大連携歴史教育研究会が選定基準を「一般によく知られた人物を厳選して取り上げる」と修正したことで問題は収束したものの、この運動は今なお「武田信玄の恩沢」に浴している人々が多数存在することをあぶりだし

た。「甲州三法」がなくなっても、信玄の顕彰が続けられている背景に、こうした「活用」があることは疑いようもない。

山梨県における武田信玄顕彰については、事例も多数存在し、どこから手を付けてよいか悩むほど複雑な歴史的経緯をたどってきている。特に近世後期から近代にかけてはその宝庫といつてよい。引き続き検討を続けていきたい。

（山梨県立博物館）

註

① 関連のツイートはtogetterまとめ「台風19号でも武田信玄の築きし「信玄堤」は健在。それを補強したのは、あの真田……」(<https://togetter.com/li/1416465>、二〇二〇年一月二四日閲覧)にまとめられている。

② 令和元年一〇月一六日付甲府地方気象台「令和元年台風第一九号に関する山梨県気象速報」(https://www.jma-net.go.jp/kofu/pdf/1919_kofu.pdf、二〇二〇年一月二四日閲覧)によれば、このときの県内での降雨は南部町など県南部や、上野原市や道志村などの県東部に集中しており、北杜市など釜無川流域を含む県北部地域では比較的少なかった。そのため甲斐市などでは特別警報の発表にいたらなかったものと考えられ、信玄堤の影響とは考えられない。また、御勅使川旧堤防では、台風一九号の通過にともない、石積みの一部が陥没する被害が出た。これを報道するなかで、例えば産経新聞ではこの堤防を「信玄堤（甲斐市）」とともに戦国武将の武田信玄が築いたと伝えられている」となっていた(<https://www.sankei.com/affairs/news/191025/af1910250062-n1.html>、二〇一九年一〇月二五日一九時三三分掲載、二〇二〇年一月二四日閲覧)。

③ 小学校における郷土学習については、現行の小学校学習指導要領（平成二九年告示、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm、二〇二〇年一月二四日閲覧）では、「第一章 総則」のなかに次のような記述がある。

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割
2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

（中略）

②（中略）

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と

社二限り臨幸セラレ、県庁ニ於テモ監督ノ例ヲ襲用セラレタリト雖モ、明治廿三年ニ至リ右費用軽減ニヨリ、三百年來治水ノ為メ舉行セシ祭典モ、將ニ其ノ路ヲ絶セサルヲ得サラントスルニ至レリ、爰ニ於テ有志日夜奔走シテ金一百二十円ヲ醸集シ、三社大神祭典基本金トシテ其ノ利子ヲ以テ漸ク今日ニ至レリ

明治二八年の内務省訓令第三号をうけて行われた社寺調査によって作成された資料である。ここでは三社神社創建の由緒を語り、武田信光（一一六二—一二四八）の代から武田家との関係があったとする。また天文一一（一五四二）年の水害をきっかけとして、武田信玄によって竜王信玄堤が築かれ、永禄二年には竜王村が設置された。傍線部では御幸祭を武田信玄が創設したものとし、さらに道中で「オコシヨウメンシヨウ」という囃子言葉も、武田信玄の時代に「御輿名將」と言っていたのが訛ったものだというのである。なおこの調査が行われた当時、すでに公費による祭礼運営は途絶し、有志による醸金の運用により祭礼の経費を捻出する状態であったらしい。

明治二〇年代に武田信玄と御幸祭が結びつけられていく背景にも、先にみた明治二〇年から始まる竜王信玄堤の改修があるのではないだろうか。当初、竜王信玄堤は改修により破壊され、改修堤防に置き換えられる計画であった。しかし地元の反対で計画が変更され、改修堤防と竜王信玄堤の二重堤防という形をとることになった⁽³⁸⁾。このとき、竜王信玄堤が失われるかもしれないという危機感が、武田信玄を介して、竜王信玄堤と御幸祭を結びつけることになったのではなからうか。さらに決壊に至り、再建の過程で竜王信玄堤が失われるかもしれないという危機感が拍車をかけ、御幸祭は竜王信玄堤の保存を訴える一つの方法として利用されるようになっていたのであろう。

こうして御幸祭は武田信玄と合わせて語られるようになる。御幸祭が行われる三社神社が竜王信玄堤に近接していることもあり、信玄堤の伝承ともたやす

く結合していった。明治三〇年代になると、甲府武田神社の本格的な創建につながる運動が開始されていき、武田信玄顕彰がますます高揚していく。その過程で竜王信玄堤は〈聖地〉としての位置づけをより明確にし、御幸祭も武田信玄ゆかりの祭礼として人々に広く知られるようになっていくのであった。

おわりに

先にみたように、遅くとも明治二〇年代後半には、武田信玄を介して竜王信玄堤と御幸祭とを結びつける言説が見られるようになる。ところが、明治三七年刊行の内藤慶助『武田信玄事蹟考』、昭和一八年の渡邊世祐『武田信玄の経綸と修養』、同一九年の広瀬広一『武田信玄伝』といった、初期の代表的な武田信玄の伝記では、当然のように竜王信玄堤を含む治水事業には言及されるものの、御幸祭はほとんど現れない。そのわずかな例外が、昭和八（一九三三）年に刊行された井上一次『武田信玄』である。武田信玄の内政一般を述べるなかで、「信玄は大に治水に意を用ひた。その最も大なるものは釜無川の『信玄堤』である」、「この堤を堅固ならしむる為め、或は竹木を植付け、或は人民を移住せしめて、防水に任せしめ、或は龍王村水難除の祭典『大御幸』の行列を利用し、堤防の地固めをなさしむるなど、諸種の方法を講じた」としている。武田信玄が行列に堤防を踏み固めさせて強化するために御幸祭を利用したという、今でもみられる言説がこの時すでに姿を現していた。

だが、竜王信玄堤と御幸祭を直結する説が定着するのは、『龍王村史』によるところが大きいのではなからうか。本稿でもその成果を多く参照した『龍王村史』は、昭和三〇（一九五五）年の刊行である。例えば武田信玄が治水事業に「人の力（竜王村の設置）」、「自然の力（高岩や堤防上の植林）」、「神の力（御幸祭）」を動員した、という整理はこれ以前の他書には見られないが、現在広く語られているもののベースになっているとみてよいだろう。

(二) 武田信玄と御幸祭

先にみた〔史料9〕において、御幸祭は江戸時代になってから「国祭」、すなわち一国の公的祭礼として位置づけられたとしており、水難除けを祈る祭りではあっても、武田信玄との関係は語られていなかった。また第二章で検討した史料のなかでも、御幸祭と武田信玄との関係に触れるものは少なかった。御幸祭が武田信玄のころにも開催されていたことは先学の指摘するところである³⁶⁾、その起源を武田信玄に求めるものはみられなかったのである。

ところが明治二〇年代以降、武田信玄と御幸祭を直接関係づける記述がみられるようになる。例えば次のようなものである。

〔史料10³⁷⁾〕

○内務省訓令第3号取調書

山梨県中巨摩郡龍王村字龍王小字興石

村社三社神社

旧儀氏神明治四年村社ノ社格ニ定メラル

祭神木乃花開耶比咩命

相殿配社 大物主命
頭国玉命

本社創立ノ由緒ハ、人皇五十三代御宇淳和天皇、天長二年、甲斐・信濃

両国ノ境ナル白根・鳳凰・駒ヶ岳等諸山谷決々、数年滞留セル水、一時

ニ氾濫シ奔逸シテ龍王地内字一番ヨリ浸入シ、峽ノ中ハ概ネ其氾濫スル

処トナリ、三農將ニ營ミヲ絶セントス、依テ此地ニ前三社ヲ勸請シ、水

防国祭ヲ舉行セリ、是レ本社ノ創計基礎ナリ、其後武田大膳大夫石和五

郎信光公ニ至リ（新羅三郎義光ヨリ六代ノ孫裔ナリ）、家門ノ臣下ヲシ

テ神輿ニ供奉スルコト定例ニシテ、武田家代々是ニ倣ツテ機山公ニ至リ

シト云フ、然レトモ往古ノ事ハ遙トシテ、改掬スヘキ書類尠ヲ以テ、神

靈ノ加護ヲ詳悉シ難キノ憾ナキニアラスト雖モ、其最モ威稜ニシテ、后

世子孫ノ思護ニ感シ、忽モ念頭ヲ離ル能ハサルモノハ、実ニ天文十一年

水災ノ時ニ起ルモノ、如シ、其八月暴風雨洪水ノ際、御勅川衝突ノタメ

釜無川ノ堤塘破壊スルヤ、我巨摩ノ東半ヲ始メ、山梨・八代等凡ソ峡国

ノ府庫ト称シ、民庶開発ノ鼻祖ニ属スヘキ緊要ノ地ハ、概子其氾濫スル

処トナリ、啻人畜ノ死傷算ナキノミナラス、其水数日ニ漲ルモ涸レサル

ヲ以テ、禾穀菜蔬ノ取得ナク、国内食料ニ缺乏ヲ告ケ、餓浮道路ヲ填ス

ルノ惨境ヲ呈スルニ至レリ、是ニ於テ国主機山武田信玄公、寢食ヲ忘レ

テ救済ノ方法ヲ講ジ、永祿二年、茅ヶ岳派所、即チ赤坂山ニ連亘シテ

堅牢ナル新堤数千間ヲ築キ、且又龍王村外五ヶ村百六十有余ノ人民ニ屋

敷租税免許ヲ賜ヒ、以テ水防常備ノ役ヲナサシム（租税免許ハ徳川時代

ニ至リテモ依然トシテ免セラル）、公治民ニ鋭意ナル神明ノ加護ニ依ル

ニアラサレハ、永世州民ノ安全ヲ図ルニ足ラサルモノトシ、一ノ宮淺間

神社・二ノ宮美和神社・三ノ宮玉諸神社、各神ノ靈ヲ爰ニ臨マセ給フテ、

水難除減ノ祈誓ヲ為セント云フ、爾来四月十一月ノ両月ニ各神靈ノ幸セ

ラル、ヲ例トシ、徳川時代ニ至リテモ尚其例ヲ続ク、其祭典ヲ国祭ト称

シ、國中一般之レヲ祝スルノミナラス、政府之レヲ監督セリ、御幸臨幸

ノ節ハ、一ノ宮・二ノ宮ハ神輿、三ノ宮ハ神馬、各三社ノ氏子異様ナル

新調衣ヲ着用シテ警固供奉ス、其道中ニ拍子言アリ（オコシヨウメンシ

ヨウ）ト云ウ（是ハ武田信玄公供奉被在シ時ニ御輿名將ト警セラレ

シニテ後訛リヲ「オコシヨウメンシヨウ」ト云フ）、国主供奉ノ旧儀式

例ヲ今日ニ至ルモ知事或ハ参事官供奉シテ来ル、是レヲ往古ヨリ七里御

幸ト称ス（中略）

本社祭典ノ費ハ、国主機山公四石二斗六升朱印地ヲ附セラレ、祭典費用・

神輿警固ノ接待等悉ク負担セシカ、明治四年朱印地ヲ返調セシメラレタ

ルモ、幸ニ国幣社経費中ニ祭典費目アリ、之レヲ補シテ以テ単ニ浅間神

水暴漲スル毎ニ氾濫ノ悲境ニ遭遇スルハ勿論、貴重ナル国帑ヲ無益ニ費消スルノ結果ヲ生スルコトナキヲ保セス、是レ固ヨリ不肖等ノ言ヲ要セス、斯ノ道ニ精通セラルル当局諸人士ニ於テ早く既ニ之ヲ諒察セラレ、之ニ応スルノ設計ヲ以テ修築工事ニ着手セラル、コトハ信シテ疑ハサル所ナリト雖トモ、事苟クモ地方ノ利害ニ関スルヲ以テ、敢テ蕪言ヲ顧ミス右申仕候也

明治廿九年十一月十日

山梨県中巨摩郡龍王村

陳情委員 丹沢以正

同 保坂治左衛門

内務大臣伯爵 樺山資紀殿

「陳情書」によれば、まず「武田氏ノ時」に釜無川に堤防が築かれ、永禄三（一五六〇）年に竜王村が開かれたという。また慶長から寛永年間にかけて、竜王新町をはじめとする周辺の集落が形成され、また「盛大ナル国祭」として御幸祭が行われるようになった。さらに洪水がある度に竜王村の名主から下流の村々などに水防に必要な人足や材料を供出させる制度が整えられており、天正一〇（一五八二）年には徳川家康による大規模な修繕が行われたが、慶長年間までに何度か氾濫を繰り返していた。信玄堤の設計は、竜王信玄堤を中心に、周囲に土出（土手出）堤防を置き、聖牛などにより水流を抑える仕組みであった。明治元年と同一五年の満水では、土出堤防は流失したものの、竜王信玄堤は無事であった。

明治一六年、高岩鼻の籠出しが廃止され、セメントで固めた石瘤に置き換えられた。また同二六年には土出堤防に代えて、先にみた改修堤防が整備された。これにより竜王村をはじめとする流域の村々は安堵していたが、明治二九年の大雨による洪水で改修堤防と竜王信玄堤が決壊した。ちょうど水量が減って

た時の洪水であったので、被害は少なく抑えられたものの、「速ニ堅牢不拔、万代無窮」の堤防を建設してくれるように願っている。

「追伸書」では、竜王信玄堤のある釜無川・塩川・御勅使川合流地帯の概況と、三川の均衡によって治水システムが維持されていることを述べ、今次の被害はその均衡が崩れたためであると分析している。また改修堤防が決壊した要因として、改修堤防を構成する沈床護岸と犬走護岸のうち、後者の強度不足を指摘する。さらに竜王信玄堤が決壊したことを「実ニ奇変」としながらも、竜王信玄堤と連続して改修堤防が建設されたことにより、竜王信玄堤に当たった水流が出口を失い、堤防の弱い部分に集中して当たり続けたためであると分析を加え、単に復旧させるのではなく、竜王信玄堤の効用を充分に發揮できるように工事をしてほしいと願っている。

竜王村長の久保田らは、改修堤防とともに竜王信玄堤が決壊したことに強い衝撃をうけ、堤防の早急な改修を求めた。その際、竜王信玄堤を温存し、その能力を活かした治水工事を行うように求めている。三百年以上地域を守ってきたと考えられていた竜王信玄堤は、決壊してもなお、地域の人々に必要とされていたのである。

その久保田が、明治三六年の竜王武田神社の「改築」に深く関わっていたことの意味は大きいだろう。史上初ともいえる竜王信玄堤の決壊は、竜王村をはじめとする堤防の恩恵を被る地域にとって大きな事件であった。長らく語り伝えられ、実際に自分たちを守ってきた「武田信玄の恩沢」が、あたかも途切れたかのような印象を与えたのではあるまいか。そこから武田信玄自身を神として祀り、あわせて竜王信玄堤の保護を願うという動きが出てくるのはむしろ当然といってもよいだろう。このようなことから、明治三六年の「改築」が、竜王武田神社の事実上の創建とみてよいのではなからうか。

山梨県中巨摩郡龍王村陳情委員

丹沢以正

山梨県中巨摩郡龍王村陳情委員

保坂治左衛門

○追伸書

我山梨県中巨摩郡龍王村、釜無川堤防ニ関スル来歴及今回決潰ノ実況等ハ前ニ開陳スル所ノ如シ、然レトモ、其決潰ノ原因及之レガ修築工事ニ就テハ猶尽ササル所アルヲ以テ左ニ追伸仕候

龍王村堤防ハ、釜無川本流・塩川及御勅川^(正)ノ三川会合ノ衝ニ当リ、県下ニ於テ最モ急激ナル水流ニ瀕スル所ナリト雖モ、此三川ノ会合タルヤ、先ツ塩川北ヨリ来リテ釜無川本流ニ合シ、此ノ二川ノ合流ニ御勅川西ヨリ流レテ相会ス、而シテ平時ニ於テハ御勅使川ト他二川ノ合流トハ其勢相伯仲セルヲ以テ、釜無川本流ノ奔騰突撃、直チニ龍王村堤防ニ来ルヘキヲ、両流ノ勢力平均ニ因リ相和シ、相擁シテ水流ノ方向ヲ転テ、堤防ノ上方ニアル高岩ニ突瀉シ、反激シテ川ノ中央ヲ奔流スルナリ、此ヲ以テ龍王村堤防ハ県下第一ノ急流ニ瀕スルモ、由来太甚シキ水流ノ突撃ヲ蒙ラサリキ、然ルニ本年七月中、釜無川・塩川両川出水シ、御勅使川ノ出水ナキタメ従来保持シ来リタル均勢ハ其衝ヲ失ツテ、前川ヲ合シタル濁流ハ、一瀉奔来、龍王村堤防ニ突撃セルニ至リ、遂ニ同月十九・二十日ノ其前圍タル高岩鼻ノ「セメント」石瘤表面ヲ欠潰セリ、其後九月中猛雨荐リニ臻リ、河水暴漲ノ際ニ当リ、御勅使川ノ上流堤防決壊シ、其流域ヲ変シテ前御勅使川ニ合シタル為メ、釜無川ニ注入スル水量大ニ減少シ、復前日ノ如ク激浪奔流ハ直チニ龍王村堤防ヲ突キ来リシ為メ「セメント」石瘤ハ全ク流失シ、繼テ同月十二日、堅牢無比ト信セシ改修堤防ハ心力ヲ尽セル防禦モ遂ニ其効無ク、僅カニ二時間余ニシテ延長百六十間ヲ流亡スルニ至レリ、是レ蓋シ勢ノ然ラシム所ナリト雖モ、其原因ハ深く攻究ヲ要スヘキナリ、今不肖等

ノ愚考スル所ヲ述ヘンニ、抑モ此改修堤防ハ沈床・犬走り護岸ヨリ構成サレ、沈床護岸ハ稍ヤ堅固ニ装置シアルトモ、犬走りハ表面止タ石ヲ以テ固ムルノミニシテ、其内部ハ一般ニ土砂ナリトス、而シテ又別ニ水流ヲ反騰セシメ、水ノ急流ヲ和スル為メ、六十間毎ニ水制ヲ築キ出セリ、故ニ今回ノ漲水ニ際シテ滔々タル濁流ハ此水制ニ衝突シテ、激騰狂渦、遂ニ堤防中ノ最弱所タル犬走面部ノ石ヲ洗奪シ去リテ、為メ護岸如何ニ堅固ナルモ何ソ堪ユルヲ得ンヤ、遂ニ前陳ノ如キ慘状ヲ来シタルモノナリト思料ス、夫レ斯ノ如ク改修堤防ノ欠壞スルハ其所ナリト雖モ、三百三十年来未タ曾テ決損シタルコトナキ信玄堤防ノ之ニ繼テ決壊シ、災害ヲ三中郡筋各村ヘ臻シタルハ、一見実ニ奇変ト云ハサルヲ得ス、然レトモ其当時ノ実況ヲ目撃セルモノハ毫モ奇異ノ感ヲ抱カサルナリ、始メ改修堤防ノ決壊スルヤ、激流ノ滔々トシテ、其後辺ニ在ル信玄堤防ヲ衝テ来レリ、此際ニ於テ其激浪ヲ排出スル水路アランカ、堅牢ナル信玄堤ハ優ニ此滔流ヲ反澆シ得テ、堤内各村ハ無難ナリシナラント雖モ、不幸改修堤ハ旧四番堤ノ起点ニ於テ信玄堤ニ連接シ、其状恰カモ不規則ナル橢圓形ヲ為セシヲ、以テ前陳ノ如ク改修堤ノ一部決壊セルニ於テハ、其決所ヨリ浸入スル滔流ハ、盤中ニ入ルカ如ク出ルニ路ナク、為メニ旋転渦廻シテ信玄堤ノ最低所ヲ求メテ超然奔逸スルニ至レリ、既ニ此ノ道路ヲ得レハ、狂湧セル激浪ハ益々全流ヲ此処ニ集注シ、非常ナル強勢ヲ以テ之ニ突撃シ来リ、徒ニ堤防ノ土砂ヲ擄奪シ去リ、終ニ堅牢不拔ノ信玄堤ハ其一部ヲ決壊スルニ至リタリ、是レ実ニ我中巨摩郡各村ヘ酸鼻ニ堪ハタル慘状ヲ来シタル洪水氾濫ノ原因ナリトス

右ノ次第ナルヲ以テ幸ニ不肖等ノ衷情ヲ容納セラレ、堅牢ナル修築工事ヲ設計セラル、ニハ、単ニ復旧工事ヲ以テ足レリトセス、希クハ前陳決壊當時ノ実況ヲ審ニ洞察セラレ、堅牢ナル信玄堤ノ効用ヲ全カラシメラレンコトヲ切望ノ至リニ堪エズ、若シ然ラスシテ従前ノ如キ設計ナランカ、河

画シ、百年ノ長計ヲ講セラル、降りテ永祿三申年、丘上ニ在ル輿石・西山
 両郷ノ人民ヲ堤防ノ沿岸ニ移住セシメ、是ニ始メテ龍王村ヲ開設セラレタ
 リ、其後徳川政府ニ至リ、慶長十己年、龍王村新町ヲ開設、爾來寛永年間
 ニ至ルマテ新田・下新居・東新居・新屋舗等逐次開設セラレ、河除ノ奉公
 大切ニ可相勤旨ヲ以テ、屋敷地子並ニ諸役免許ノ証文ヲ夫々各村ヘ下賜セ
 ラレ、且水防祈願トシテ一ノ宮（今東八代郡一桜村国幣社）・二ノ宮（今
 東八代郡錦村郷社）・三ノ宮（今西山梨郡国里村郷社）、右三社ノ神輿ヲシテ、
 本村々社三社明神社ヘ毎年四月第二ノ亥日ヲ以テ渡御セシメ、盛大ナル国
 祭ヲ執行セラレ、世之ヲ御幸祭ト称ス（御維新後現今ニ至ル、尚之ヲ遵奉シ、
 四月十五日以テ此ノ国祭ヲ執行セラル）、又出水アル毎ニ下流各村及穂坂
 総卿（郷）ヲシテ龍王名主ヨリ触レ渡シ次第、迅速ニ人夫並ニ必要ナル諸材料ヲ
 出シ、水防ニ協同尽力セシムルノ制ヲ定メラル、天正十年年、徳川家康公
 本村巡検ノ節、大切ナル河除場ト被仰出、当時ノ奉行屋代越中守・真田隠
 岐守・武川十二騎衆ニ命シ、大御普請ヲ施設セラレタルニモ係ハラス、慶
 長十三申年ノ頃ニ至ルマテ、甲府及ヒ三中郡筋（巨摩・山梨・八代ノ三郡）
 ヘ洪水アル毎ニ氾濫セシコト数回ニ及フト云フ、抑現改修堤防以前ニ於ル
 設計ノ方法タルヤ、信玄公築造ノ堤防ヲ本堤トシ、表圍ニハ一番ヨリ五番
 ニ至ル土出堤防ヲ設ケ、大聖牛・中聖牛・大粹・中粹、其他種々ノ方法ヲ
 行ヒ防禦セシヲ以テ、其工事ハ古ク（元）元文年間ノ施設ナルニモ係ハラス、爾
 來歲月ノ久シキ、未ダ曾テ信玄堤防ノ破壊セシヲ聞カズ、近時明治元年及
 ヒ明治十五年、二回ノ満水ノ時ノ如キ、表圍ノ土堤防ハ悉皆流失ニ属セシ
 モ、信玄堤ヲ以テ之ヲ防禦シ、些ノ水害ヲ被ラサリシ、夫レ斯ノ如ク実ニ
 二百九十年來安息ヲ得タリシニ、明治十六年高岩鼻ノ籠出シ三十間ヲ廢シ、
 「セメント」石瘤十五間ニ変更セラレ、同廿六年ニ至リ、表圍ノ土出堤防
 ヲ排除シ、現今ノ改修堤防ニ改築セラレタルヲ以テ、龍王村ハ勿論、下流

村々トモ各自盤石上ニ坐スルノ想ヲナシ安堵、耕耘ニ従事セシニ、豈凶ン
 ヤ、去九月八日ヨリ猛雨連日、河水為メニ暴漲シ、激浪奔騰、危機一髪ノ
 間ニ在リ、是ニ於テ人民晝夜ヲ分タス只管防禦ニ尽力セシモ、終ニ其効ヲ
 奏セス、十二日午前八時、改修堤防ニ破壊ヲ生ジ、午前十時ニ至リ延長
 百七十余間ヲ流失シ、加之信玄堤防ノ一部同時ニ決潰セリ、右ハ全ク前陳
 三川会流ノ衝ニ当ルニ職由セスンハアラス、然リ而シテ其浸入ノ激流滔々
 トシテ、三中郡筋各村ヘ氾濫シ、人家ヲ傾倒シ、耕地ヲ荒廢シタルモ、恰
 モ好シ減水ノ時ニ際セシヲ、以テ夥多ノ被害ナカリシハ、真ニ不幸中ノ幸
 ト謂フ可キナリ、之ヲシテ仮リ二十一日以前満水ノ際ニアラシメハ、甲府
 市及ヒ三中郡筋ヘモ氾濫シ、古昔ノ如ク一面湖水ノ觀ヲ呈スル慘状ヲ極ム
 ルヤ必セリ、安危存亡ノ關係スル所、実ニ県下大半ニ及フノ要衝ナレハ、
 現今ノ如キ設計ニテハ下流町村幾万ノ生靈、一日モ枕ヲ高フスルコト能ハ
 サルノ悲境ニ淪落セサル可ラサルコト予想セラル、以上開陳スル所ノ実況
 ヲ洞察シ、衷情ヲ容納シ、速ニ堅牢不拔、万代無窮ノ工事ヲ設計セラレン
 コト至願切望ノ至リニ堪ヘス、因テ直接關係ノ村々一同連署ヲ以テ、多罪
 ヲ顧ミス、謹テ此ニ陳情書ヲ捧呈ス

明治二十九年

山梨県中巨摩郡龍王村長 久保田辨次郎
 山梨県中巨摩郡西条村・常永村組合村長 小沢寛治
 山梨県中巨摩郡小井川村組合長代理助役 内藤盈清
 山梨県中巨摩郡玉幡村長 新海栄太郎
 山梨県中巨摩郡松島村外二ヶ村組合村長 横山善十郎
 山梨県中巨摩郡国母村村長 大間文哉
 山梨県中巨摩郡貫川村村長 中込規正
 山梨県中巨摩郡大鎌田村陳情委員 三神有長

甲斐市竜王にある信玄堤公園の南端にほど近いところにも、武田神社がある⁴⁶。「龍王村史」には、「明治元年の建造、規模大ならざるも結構完備である」、「武田信玄の恩沢をたたへて、従来信玄堤の附近に信玄を祭神とした武田神社があったが、明治維新の際に免租屋敷は悉く有租地となると共に、段々荒廃し、社殿も失ひ、祭儀も行ふことが出来なくなつたので、明治三十六年、同村斎藤源六・久保田辨二郎・青柳徳太郎・丹沢益蔵・興石龜五郎等の信徒総代が発起して、此所に社殿改築の計画が進められた⁴⁷」などとある。しかし、慶応四（一八六八）年の寺社の由緒書を集成した『甲斐国社記・寺記』をはじめとする江戸時代の記録にはその姿が見えず、明治維新以前に創建されていたかどうかはわからない。

これについて、大正時代に山梨県志編纂会が作成した「神社明細帳」⁴⁸をみると、現在の竜王武田神社に相当するものは見当たらない。竜王武田神社に隣接する神明神社は記載されているものの、撰社は平岡良辰を祀る平岡社と疱瘡神社のみであり、竜王武田神社らしきものは記載されていない⁴⁹。また同じ山梨県志編纂会の記録であり、大正五（一九一六）年に作成されたとみられる「町村取調書」⁵⁰には、竜王村の神社として、三社神社・神明社・諏訪神社・諏訪社・神明社の五社が記されるのみで、竜王武田神社の記載はみられない。ただし、同じ「町村取調書」の「名所旧跡」の項目の補足部分に、次のような記述がある。

〔史料8〕

一、信玄祠。信玄堤畔ニアリ、古昔ハ一片ノ石龕、茂林光密竹ノ間ニ没シ、里人猶其存在ヲ知ラザルモノアリシガ、明治八年有志相謀リ、樹ヲ伐リ地ヲ拓キ祠堂ヲ造営セリ、規模大ナラズト雖モ結構完美ヲ極ム

「信玄堤畔」に所在することなどから、この「信玄祠」が現在の竜王武田神社を指すものとみられる。ただしここでは明治八（一八七五）年に有志が祠を造営したとあり、先の『龍王村史』の記述とは異なっている。いっぽう、「規

模大ナラズト雖モ結構完美」とする部分は、『龍王村史』の記述とほぼ共通しており、これらが共通の何らかの資料を参照して作られた可能性を感じさせる。「町村取調書」は、調査対象の町や村の協力を得て作成されているため⁵¹、この記述は山梨県志編纂会の調査員だけの見解ではなく、当事者の竜王村の認識を反映している可能性がある。

はつきりと確定することはできないが、竜王武田神社は、明治の初めに創建されたのであろう。その後、『龍王村史』に記されている明治三十六年の「改築」によって、さほど大きな社殿ではないにしても、体裁を整え、現在の竜王武田神社につながる形になったものと考えられる。

では、なぜ明治三六年に竜王武田神社が「改築」される必要があったのか。筆者は、明治二〇年代に行われた信玄堤の改修と明治二九年の水害⁵²が大きな影響を与えたのではないかと考えている。明治二〇年、内務省と山梨県による堤防改修が開始され、同二七年までに竜王信玄堤の外側に新たな連続堤防が築かれた。ところが同二九年九月の大雨により、前御勅使川の川筋を流れ下った激流が改修堤防と竜王信玄堤を直撃し、「信玄堤は築堤以来、初めて破壊した」のであった。

このことが地元を与えた衝撃は大きく、同年十一月、竜王村長の久保田辨二郎ら一〇名の村長・陳情委員が、連名で内務大臣樺山資紀に対して陳情書・追伸書を提出した。やや長文ではあるが、全文を掲出する。

〔史料9〕

○陳情書

謹デ按スルニ我山梨県中巨摩郡龍王村釜無川堤防ハ、本流及御勅使・塩川ノ三川会合ノ衝ニ当リ、其急流激湍、県下危険ノ第一ニ位セリ、往古ハ流ル、ニ定域ナクシテ、縦横奔注毎ニ惨害ヲ極メシヲ以テ武田氏ノ時ニ至リ、堅牢無比ノ堤防、及ヒ前困トシテ石瘤數十本ヲ築造シ、防禦ノ大策ヲ

二宮神主

上野齋院煩ニ付代

同断 雨宮内蔵助

同御代官所

同州同郡一宮村

一宮神主

古屋大和忌中ニ付代

同断 萩原織部

神社

御奉行所

ここではまず御幸祭の由緒を記し、御幸祭は幕府から供奉の人足や道具、馬などを借りて執行される公祭であると祭礼の性格を述べる。そのうえで、最初の傍線部では、この年行われた神輿渡御に際し、四月一日、狼藉者が夥しい数の石を投げつけ、浅間神社の神輿が破壊され、美和神社の人足には怪我人が出たのだという。このとき狼藉者が所属する竜王村と岩森村（現甲斐市）の領主小笠原仁右衛門に訴えたところ、手代が派遣されてきた。手代は、狼藉者については彼らが所属する村の村役人に身柄を預け、怪我をした嘉右衛門についてはこれも所属する下黒駒村（現笛吹市）から参加していた人足に預けて、吟味を早速行うことを伝え、公祭である神事を継続するように求めた。そのため神事は引き続き執行され、翌一九日には神輿が還御して祭礼は終了した。吟味が行われないことを危惧した神社側が、狼藉者を放置すれば、この上どのようなことが起こるかかわらないとして、再び小笠原に訴訟を提起した。小笠原は双方の言い分を聞いたうえで、寺社奉行に訴えるよう伝え、願書を差し戻した。二つ目の傍線部では、このとき狼藉者が出た背景として、従来神輿渡御に

際しては、往来人は道の片側に寄って道を譲る仕来りであったが、狼藉をはたらいた竜王村の者たちは、御幸祭は甲府の棧敷場での勤番支配とのやりとりが終われば公祭ではなくなるとしてあなどり、道を譲らなかつたものとみられている。さらには去年、三社神社の社地において商人たちによる喧嘩があり、祭礼の妨げとなったため、今年は出店が禁止された。これを恨みに思つたものたちが狼藉に及んだのではないかと推測されている。

ここでは、公祭としての位置づけが、勤番支配の直接的関与によって成立しているとする見方の存在を指摘できよう。神社側としては供奉の人数なども公的負担で支出されていることから、還御までの祭礼全体を公祭と位置づけている。しかしいっぽうでは、勤番支配に祓を渡し、初穂として銭一貫文を受け取るまでが公祭であり、それ以降に狼藉を働いても、公に罪に問われることはないという認識が存在していたことがわかる。さらに、先に指摘したように、三社神社への御幸が、棧敷場での勤番支配とのやりとりよりも軽く見られていることもうかがえる。

この一件は寺社奉行に訴えられたが、直後に内済が成立している。このとき、両者を仲介したのは川口浅間神社の神主宮下伯耆の代理で俸の宮下越中であつた。事例を集めて改めて検討する必要があるが、一宮・二宮・三宮の三つの神社が関わる訴訟を扱うに足る格式を備えた神社として、郡内の川口浅間神社が選ばれたことには注意が必要であろう。その点でも御幸祭は、一八世紀末には国中・郡内の境を越えた一国全体の公祭として扱われていたことがわかる。⁽⁴⁾

三 竜王信玄堤と御幸祭

(一) 竜王武田神社の創建と改築

ここでは近代における信玄堤と御幸祭の結合についてみていきたい。武田神社といえ、甲府市古府中町の武田氏館跡に所在する武田神社が著名であるが、

(二) 御幸祭に対する人々の意識

寛政六（一七九四）年の御幸祭後、浅間神社の祠官萩原織部、美和神社の祠官雨宮内蔵助と、国玉神社の祠官藤田主殿は、連名で寺社奉行所に訴訟を提起した。

〔史料7〕⁽⁴³⁾

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

(中略)

右訴訟人一同奉申上候、当国一・二・三大明神神幸御祭礼之儀者、往古甲州御勅使川度々大満水仕、國中難儀ニ及候ニ付、其節之從国司朝廷江奏聞有之、御勅使相立、一・二・三宮江御祈禱被仰付、則巨摩郡龍王村地内釜無川端江神主并祠官等罷出、水難除御祈禱執行仕候ニ付、御勅使川満水相止ミ、國中安穂ニ罷成候、依之御祈禱仕候場所、社地ニ被仰付、三社大明神勸請仕候、右由緒を以当御代様ニ茂 御朱印地二石一斗六升御寄附被成下、三社神主支配仕罷在候、右場所神幸御旅所ニ相成、年々四月亥日御祭礼定日ニ而、三社神輿相渡り候、其節從御公儀様御祭礼御供奉・御道具・御馬等御差添、御脚・御入用被下置、天下泰平・御武運長久御祓、於御棧敷献上、尤甲府御勤番頭様御受納、則御初穂頂戴、國中水難除御祈禱神事相勤来候、然ル所、当四月十八日、右神幸之節、狼藉者有之、理不尽ニ神幸先江夥敷石打仕、一宮神輿打破、其上二宮氏子神輿附人足之内、川崎平右衛門殿御支配八代郡下黒駒村嘉右衛門与申者、石ニ当り疵請候ニ付、右石打候龍王村六右衛門・吉蔵・同郡岩森村勇蔵与申者捕置、甲府御勤番御支配江御訴申候所、其村支配所江可届旨御申聞ニ付、其段龍王村御支配小笠原仁右衛門殿御役所江訴出候所、直ニ御手代中兩人御差出、御見分之上逸々御書留ニ相成、右狼藉仕候三人之者共儀者、兩村役人江御引渡シ御預ケ、疵請候嘉右衛門儀者、下黒駒村警固之者共御呼出シ御預ケ被成、御吟味之儀者早速可被成下旨、

御公祭御神事相勤候様被仰聞候ニ付、御神事祭式相勤、翌十九日ニ至り、神輿還行之供奉仕、引取申候、然所右体狼藉者有之、怪我人等出来仕候程之儀、其俣差置候而者、以来如何様之變事可仕茂難斗恐入候間、此上神幸之節、警固供奉之儀者決而難仕段、一・二・三之宮氏子十七ヶ村之者共銘々私共方江届出候、右ニ付小笠原仁右衛門殿御役所江願出候所、双方一通り御札之上、其筋江相願候様被仰聞、願書御差戻被成候、且神幸之節仕来ニ而、往来之者片寄り可申旨を申、神輿相渡来り候、然所龍王村之者共儀、右御祭礼者甲府御棧敷場相濟候得者、御公祭ニ者無之由侮り候歟、又者去丑年御旅所社地ニ商ひ等致候者罷有、右場所ニ而喧嘩等出来候間、御祭礼之妨ニ茂相成候間、当年之儀者社地之内ニ諸商人不相成旨申聞候、此等之儀を遣恨ニ存、右体之儀致候哉茂相知レ不申奉存候、龍王神幸之儀、御旅所 御朱印ニ被成下置旧例ニ而、大切之儀与奉存候、先年入置候証文ニ茂、御幸之時分如在致間敷旨文言有之候、何レニ茂右体狼藉者、其俣差置候而者、後難之程茂難斗奉存候、氏子警固供奉不仕候而者、御祭礼御差支ニ罷成、对 御公儀様奉恐入、私共神職之身分ニ取、歎敷奉存候、尤狼藉之始末、龍王村役人共其場ニ相詰乍罷在、差押方茂可有之所無其儀、始終取斗等閑ニ仕候儀、難心得奉存候、何卒 御慈悲を以、右相手之者共被召出、御吟味之上、以来御祭礼無差障相勤り候様、被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

川崎平右衛門御代官所

甲州山梨郡国玉村

三宮神主

磯部隼人煩ニ付代

寛政六寅年五月

訴訟人

藤田主殿

同御代官所

同州八代郡二宮村

められた。ただしこのときから請負人が介在するようになった。

さて、この史料が作成された「当時」のようすが、引用史料の最後の箇条に記されている。三月初めに武器や騎馬など行列の供奉に必要なものを「両御奉行」、おそらく勤番支配と、管轄の代官に申請する。すると、浅間神社と美和神社の分については、請負人が川田（甲府市）へ持参するのだという。そこで神職たちは騎馬の乗子らと神酒を開け、食事をとる。この時、手綱布として、両神社に四反ずつ布が渡される。柳沢家の引継書では、美和神社へは二反とされたが、これは前例と異なることであるという。さらに旗が一社あたり二本与えられる。ただし美和神社には「勲一」の旗が別に下される。国玉神社については、神社に直接武器・騎馬が納められる。乗子が神前で神酒と賄をいただき、手綱布四反を奉納する。そこから一蓮寺前の棧敷に向かい、神輿を据え、勤番支配に祓を献上すると、初穂として銭一貫文が納められる。儀式が済むと荒川のほとりで武装を解除し、竜王まで神輿を進め、国家安全と水難除けの祈禱をしてそれぞれの神社へ帰っていくのだという。

祭礼の由緒について、先の「史料5」と異なる記述も多い。特に甲府城近辺の棧敷場でのやり取りについて、「史料5」では徳川綱重が始めたこととしているが、「史料6」では浅野長政による甲府築城に際してのものとしている。しかし浅野長政は、甲斐国を支配していた時期において、甲斐国の政務の大半を子の幸長にゆだねていた。文禄三（一五九四）年と慶長二（一五九七）年に甲斐国への下向が確認されるが、いずれも御幸祭が開催される四月には滞在していない⁴⁰。そういった周辺状況からみて、おそらく「史料6」のこの部分の記述は事実ではない⁴¹。武田信玄や「東照権現」徳川家康との関係を強調するのも、後世の潤色とみてよいだろう。

しかし「当時之儀」として書かれている内容は、おおむね信用してよいと思われる。その傍証として、「史料6」の引用部分に続けて、「御武器御供奉之次

第一」として、三つの神社それぞれの供奉の人数が記されている。それによれば、浅間神社の人数は都合一二人、美和神社が一六〇人、国玉神社が一五〇人であった⁴²。美和神社については「史料5」でみた数値と一致しており、おそらくこれが一八世紀後半以降、実際に御幸祭に動員された人足の数と考えられる。注目すべきは、三つの神社の人数の差である。行列に最も多くの人数を率いていたのは美和神社であり、浅間神社は最も少なかった。さらに美和神社では他の二社にはない「勲一」の旗が行列に加えられていた。この差異がいつから生じたかは不明であるが、御幸祭における美和神社の主導性をうかがわせる。

また「史料6」では、釜無川に小石を投げ入れる神事については直接言及されていないが、三社神社で国家安全と水難除けの祈願をして還御することとされており、この水難除けの祈願の一部として小石を用いた神事が行われていた可能性はある。いずれにせよ「史料6」では御幸祭の中心は一蓮寺前の棧敷での甲府勤番支配との祓と初穂のやり取りであって、武装を解いた後の三社神社への御幸についての記述の簡素さは、祭礼における位置づけを反映しているようにも思える。

右にみたように、江戸時代の御幸祭は、一七世紀後半、甲府徳川家の徳川綱重・綱豊父子によって再編され、一国の公的祭礼としての位置づけを改めて与えられたのだろう。その後一八世紀後半まで、三社神社に対する水難除けの期待もあいまって、祭儀が維持されていった。その過程で武田信玄や徳川家康との関係が強調され、維持の必要性の補強に用いられ、いっぽうで次第に甲府徳川家との関係は語られなくなっていくた。御幸祭と信玄堤との関係は、全くないと言いつけることはできないが、少なくとも史料から直接読み取ることはできず、その可能性を最大限考慮しても、祭礼の中心となる場所ではなかったとみてよいだろう。

尤^ル郡中之為十一月ノ亥日、夫^{石田迄一二三}迄三社^之○神幸を御促し被成候

一、其後 武田家御国主与被成候以来、神徳御感^{石田之儀ニ被} ○四月亥日龍王江三社神幸御促し、御武運長久御祈念被為有候、其後数百年○怠慢無之相伝り候

一、武田信玄公御領国ノ節、大満水有之候所、神教ニ依而^於○三所之堤御築立被為有、夫^以以来中郡筋甚安泰ニ罷成候、其後○者一社江二騎宛、都合六騎之御騎馬被仰付、前例与罷成候

一、^{慶長之節}浅野彈正大弼殿府中御城御築立之節、守護之御祈念有之、初者御自身御出御神納被有候由、夫^者者御棧敷懸^{四ノ神幸}り、御城江御祓献上仕候、前例与罷成候

一、東照権現様大坂御陣ノ節、三社神主^ニ陣頭迄召出候所、御利運御祈禱被為仰付、則慶長十九寅年四月神幸御供奉之御武器品々被 仰付、美々敷ク 神輿相渡り候、尤夫^者者○例与罷成、其式○尔今相伝り候

一、駿河大納言様御領国ニ罷成、御賦少を専ら与被成候故、○御祭礼衰微ニ相成候

一、其後 甲府宰相様御領国ニ相成、^{少々}御再興被成下候ニ付、御武器等之故実^茂今以相伝り申候、尤人歩者郡中^方罷出候様ニ相成候

一、其後 ^{柳沢吉保}松平甲斐守殿御領国ニ罷成、凡前例ニ者御准し被下候得共、御国替ノ節、右之代官衆^方当御代官方江御賄之方斗御引渡有之、御武器・御騎馬等之 御城江向キ候御引渡無御座候ニ付、何方^方茂御武器・御騎馬等御差添も御沙汰無之間、恐入段々由緒申立御願申上候得者、御城附之御武家方^方御寄合前例ニ准し御差添被下候ニ相成候、尤夫^方請負人江御渡被成、異例仕候

一、当時之儀、三月初、御武器・御騎馬等如前之御差添被下置候様、両御奉行様并御支配御代官様^方江御願申上候得者、当日川田与申御休場江御武

器・御騎馬代^之○乗子等、一之宮・二之宮兩社分請負人持参差添候、尤御騎馬代之乗子与神酒を開き、御賄等一同頂戴仕候、此節御手綱布、両社江四反宛出申候、尤 甲斐守殿御引渡之節書送、間連^{有之只今}ニ者二之宮者二反ニ罷成、違例仕候、且御旗一社二本宛御差添被下候、但二之宮江敷一之御旗一本、別段ニ御差添被下^殿候、三之宮之儀者^{皇社頭之儀候 尤御代代之}国玉村廻り木与申所ニ而^{乗子神前仕参り、神輿御御手綱布四反}「夫^者一連寺前御棧敷ニ向御武器并乗子差添候、神前江備へ、則頂戴仕候、神輿奉居、御祓献上仕候得者、青銅一貫文^宛○為御初徳御神納被為有候、義式相濟荒川場ニ而御武器御供奉^{相期キ}解与申候、夫^者龍王迄神幸^{國家御安否者勿備} ○水難除御祈念迄仕還御相催し申候（後略）

まず三社神社の由来と御幸祭のおこりを説明し、武田家が国主となつて以来、武運長久を祈るために御幸祭が行われ、それが「数百年」、すなわちこの史料が書かれた一八世紀後半まで続いているとする。さらに武田信玄の時代、洪水があつたが、神の教えによつて竜王三所の堤が築かれたことで、中郡筋は安泰になつたという。これ以降、御幸祭には一社につき二騎の騎馬が加わることになつた。また豊臣政権期に甲斐国を支配した浅野長政は、甲府城の築城に際し、その守護を祈念するため、自ら社参していたが、後には御幸祭に際して棧敷をかけ、祓を受け取る形になつたという。大坂の陣では三つの神社の神主が陣頭まで召し出され、戦勝祈願を命じられた。そのため、元和元（慶長二〇、一六一五）年四月二三日の御幸祭では、供奉に武器の品々を与えられ、美々しく神輿が渡御するようになった。徳川忠長支配期には祭礼は衰微し、甲府徳川家支配期には「少々御再興」して、この史料が書かれた当時に伝わる武器などの故実が形成された。柳沢吉保が甲斐国を支配したころには、およそ前例に準じて祭礼が執行されていたが、柳沢家が大和郡山に転封された際、幕領代官に賄方などが引き継がれたものの、御幸祭の供奉の武器・騎馬などについては引き継がれなかつた。その後、神社側からの歎願の結果、前例通りの供奉が認

替えをしてきたとしたうえで、甲府徳川家の徳川綱重が支配していた寛文八（一六六八）年に建て替えをし、將軍家治の時代、安永年間に普請をはじめ、寛政一二（一八〇〇）年に遷宮を行ったとする。前殿（拜殿）については、文明年間に武田信昌が建て替えを行い、天文年間に武田信玄が屋根の葺き替えを行った。貞享四（一六八七）年、徳川綱重も屋根の葺き替えを行ったが、現在は大破してしまっているという。また鎌倉・室町それぞれの將軍家から寄付を受けており、武田家からも寄付を受けていたが、戦国時代には何度となく神社が衰微に及んだといい、徳川綱重・綱豊父子から寛文八年に多額の寄付を受けたという。続けて七五回ある美和神社の年中行事のうち、主だった祭礼として御幸祭を挙げている。それについて、「寛文之御証文」にある通り、公費によって祭礼の運営が賄われることになり、三つの神社の神輿は甲府の棧敷で祓を奉納し、初穂として錢一貫文を受け取ることとされた。また御幸祭にあたっては、一六〇人におよぶ供奉および道具・馬なども貸し与えられ、一部は郡中入用によって賄われた。

この記述から、寛文年間に甲斐国を支配していた甲府徳川家が、本殿の建て替え、拜殿の屋根の葺き替え、金銭の寄付など、美和神社を積極的に保護していたことがうかがえる。そこから、祭礼の規則を定めたものとみられる「寛文之御証文」は、甲府徳川家の関与によって成立したものとみることができよう⁽³⁶⁾。その内容は、御幸祭を一国の公的な祭礼として位置づけ、甲府の棧敷で祓と初穂を取り交わすという、近世の御幸祭の在り方を決定づけるものであった。さらにいえば、三社合同の御幸祭を一国の公的な祭礼とするにあたり、美和神社にのみこのような保護を加えていたとは考えにくい。浅間神社や国玉神社に対しても、同様の処遇がなされていたのではなかろうか⁽³⁷⁾。

甲府徳川家は、甲斐国に所縁の薄い大名家である⁽³⁸⁾。資料中にある寛文八年は、甲府藩成立から間もない時期であり、甲府徳川家が御幸祭などの一国規模の大

規模な祭礼を用いて、自身の支配力を新しい領国である甲斐国に浸透させようとしたことは想像に難くない。甲府徳川家は御幸祭を一国の公的な祭礼として明確に位置づけ、自らそこに積極的に関与することで、甲斐国の新たな領主となったことを領内に知らしめようとしたのだろう。

本稿の関心からいえば、ここでは武田信玄は前殿の屋根の葺き替えを行ったことが記されるのみで、御幸祭への関与は語られていない。この史料が作成された天保五年当時の甲斐国には、幕領と三卿領が配置されており、徳川家に対する敬意を求められるということはあっただろう。しかしそれを差し引いても、武田信玄の存在感は極めて薄い。先にみたように、この時期にはすでに甲斐国において武田信玄顕彰の動きが活発化しているため、もっと信玄との所縁が強調されていても不思議ではない。

次に、ややさかのぼって天明六（一七八六）年四月に作成された「当国三社神幸由緒書」をみてみたい。これは表紙に浅間神社神主の古屋大和、美和神社神主の上野中務、国玉神社神主の磯部隼人の名前があり、彼らが中心となって作成したものと考えられる。

〔史料6〕⁽³⁹⁾

（前略）

一、往古西山水出川大満水仕、国之中如湖罷成候ニ付、時之御国司、急奏被為成候得者、^(平世)叡慮ニ而、遙ニ三社江水難除御祈念被為遊候処、三社大明神龍神と顕れ、水防キ有之ニ付、水忽引候由、其後 御勅使御下り北山之出崎江三社御勧請有之、則龍王三社大明神と御崇メ被為遊、年々四月亥日御祭礼被仰付例と相成候、夫々村を龍王村と申、其向之水出川を御勅使川と書申候、只今者其水出川をみてい川と唱へ違へ申候、○龍王^{只今}旅社領 御朱印二石一斗六升二而御座候

一、其後○猶三社神徳を■崇メ有之、石田江三社大明神を御勧請被為有、

一、一之宮江茂右之段申置候様、国玉御申置候由、内匠申処、尤諸向国玉ニ而一所ニ申付給り候由ニ付、弥相頼申候段申之候由

明和三（一七六六）年三月、石見国浜田藩主の本多忠盈（一七三二—一六七）が、甲斐国で手伝普請を命じられた際、一宮・二宮・三宮の三つの神社が甲斐国の鎮守であり、川除に特に力のある神であると聞き、手伝普請の成功を祈りたいと考え、奉納物のやりとりを東光寺村（現甲府市）の坂田清右衛門に命じた。そこで清右衛門は内使として奉納物と本多家中からの書状を携え、美和神社の神主上野中務の元を訪れた。これに対し上野中務は、奉納物を受け取り、承知したと答えた³⁴。またおそらくこの直前に同様の依頼を受けた国玉神社では、明後日から七日間の祈祷を行い、二七日には札と祓を差し上げたいと答えたとき、上野中務は美和神社でも同様にしたいと伝え、目録と請書を遣わした。浅間神社にも同様の依頼が伝えられたが、全て国玉神社で行ってほしいと伝えてきたのだという。

一八世紀後半の甲斐国において、手伝普請を行う大名の耳に入るほど、浅間神社・美和神社・国玉神社の三つの神社は川除普請に効験のある神社であると考えられていたことがわかる。またもうひとつ、三社といいながら、浅間神社は非常に消極的な関与にとどまり、美和神社と国玉神社が緊密に連携を取り合っていることがうかがえる点を指摘しておきたい。

それでは、御幸祭の具体的な様子はどうかであったらうか。美和神社の神主を務めた坂名井（上野）家に伝わった史料のうち、天保五（一八三四）年二月の年紀を持つ「甲斐国二之宮神前由緒書」から、近世後期における御幸祭の執行状況をみてみよう。

〔史料5〕³⁵

〔（概）甲斐国二之宮神前由緒書〕

（中略）

正月二日

一、社頭之儀、前々 朝廷方御普請被成下候謂を以、本殿者修復不仕旧例ニ而、新規立替ニ致来り候、（金山御書）殿有院様御代、（金山御書）甲府様御領国之節、寛文八年申之秋立替仕、（金山御書）当御代様安永年中普請相始、寛政十二年申之秋遷宮仕候

一、前殿之儀者修復仕候、文明年中 武田信昌公御立替被下、天文年中 信玄公屋根御葺替被下、貞享四卯年甲府様御葺替被下候而、此節大破ニ及候

一、鎌倉家、足利家ニ茂御信心被為有、御寄附等茂御座候、武田家ニ茂御代々御信厚御座候得共、戦国之事ニ御座候得者、不為再三社頭衰微ニ及候

一、（金山御書）清陽院様、甲府宰相様与申上候時節、寛文八申年八月金一万疋被下候、（金山御書）若殿中将様方金三千疋被下置候

一、年中神事七十五度御座候、然中重立候祭礼者、四月亥日一之宮・当社・三之宮、右三社一同龍王与申所江向、五里余神幸御座候、其節者寛文之御証文ニ茂御座候通、御蔵入を以御賄被 仰付、則於甲府 御棧敷御祓奉差上候得者、為 御初穂青銅一貫文宛御神納被為遊候

一、右神幸之節、御添被下置候御供奉者、第二之宮騎馬二騎、長柄二十本、弓二十張、鉄砲二十挺、台笠二本、立笠二本、持筒二挺、对鍬四本、立弓二張、刀筒二門、槍二本、鞍皆具三通、挟箱六ツ、警固羽織十、沓籠三ツ是ニ而候、右人足都合百六十人

一、右之節、御幡三本御差添被下置候、馬・人足之儀者郡中入用ニ被 仰付候、尤神主乗馬茂御貸被下置候

〔後略〕

まず社殿について、これまで本殿が破損した場合は修復するのではなく建て

の笛吹川流域を中心とした祭礼であったが、中世には上石田（甲府市）、戦国期には竜王信玄堤まで御幸するようになったのだという。その変遷は武田氏の勢力拡大・本拠移転とも関連すると堀内氏は述べている。近世後期には、三つの神社がそれぞれ神輿と行列を出し、一蓮寺（甲府市）の門前に設けられた棧敷場で甲府勤番支配に祓（神符）を献上して、銭一貫文を下賜され、その後は時期によって順序が前後するが、三社神社（甲斐市）を経て竜王信玄堤に至り、小石を釜無川に投げ入れる神事を行って還御する、というのが祭礼の流れであった。明治六（一八七三）年には浅間神社のみの祭礼とされ、美和神社・国玉神社は関与しなくなった。

その御幸祭について、宝暦二（一七五二）成立の野田成方の『裏見寒話』は、次のように記している。

〔史料3〕³⁰⁾

○釜無川の流域 龍王村に、一の出しといふ難所あり、川除の要所と云、信玄神に祈りて十六の石を据え、鶏を生ながら此水底に埋む、若し此出水にて破るれば、地中に鶏を鳴かしめ玉へと誓ふたる由、爰に一・二・三と云三社権現を勧請す、今猶東郡の一・二・三の宮、此社迄御幸あり、川除の神事を修す、一の出し破るれば郡中一体に水溢るゝといふ、大石もて畳み上げたるやうの処なれば、爰か破るゝ事はあるましきか、是を一の出しの大難所といふ

竜王村（現甲斐市）の「一の出し」を川除の要所として位置づけ、武田信玄が十六石を埋設する際、鶏も水底に埋め、洪水を鳴いて知らせるようにしたのだとし、これ以降に三社神社が勧請され、一宮・二宮・三宮による御幸祭が行われるようになったのだと記している。ただしここでは、信玄が御幸祭を創始したとはしていない点に注目したい。武田信玄の時代に御幸祭が存在したことは確かであるが、信玄が創始したとは考えにくく、また御幸祭と信玄堤との関

係は自明ではない。

さて、御幸祭において重要な役割を果たす浅間神社・美和神社・国玉神社は、江戸時代に川除守護の神として広く知られていた。一例を挙げよう。

〔史料4〕³¹⁾

一、東光寺村坂田清右衛門被参申間候者、此度就御手伝御普請本田様江罷出、諸事御用承候、然所、三社之儀者当国之鎮守与申、川除之儀者別而守護之神ニ而御座候得者、此度之御用弥無滞御成就之御祈願御頼申度由、然共懸り物違之儀、如何ニ思召候ニ付、私ニ御内意ニ御座候、依之、私儀申承り、御内使ニ罷越候段被申間、本田殿目録太刀一腰・馬代白銀二十両、尤御太刀者台ニ乗セ、銀者封印之俣當時御用引請十郎左衛門方之書面、一色差出口上被申候者、

此度中務大輔様、当国川除御普請御手伝被仰付候ニ付、役人共差越、御普請ニ取懸り申候、就夫、御用向無滞成就仕度、御祈願御頼申候、右印迄二別紙目録之通被相送候、此段宜得御意候様、十郎左衛門申間候、右之通ニ付、持参之品共請取、承知致候段致挨拶、尤国玉ニ而被申候者、明後廿日廿六日迄一七日之内祈禱被致、廿七日御札・御被等差上可申旨被申候由ニ付、此方逆茂同断ニ候旨申之、目録請取書遣候、勿論来候書面写左之通

今度甲州川々御普請、本田中務大輔様御手伝場所無御滞御成就、御普請場所御用御掛リ之御方并人足等ニ至迄、無災難、跡々迄茂所繁栄有之様、為御祈願御代拜モ被仰付○御目録之通御神納○慥ニ拜受仕候、御祈念申上候節、神前江相備へ可申候、以上

二之宮神主

三月十八日 上野中務

（中略）

定した。²¹⁾

これらを踏まえて、宝暦年間に「信玄公御堤」の語が現れ、安永年間までに信玄堤という語に収斂していくという変遷をみると、そこに「甲州三法」を守るための武田信玄顕彰の動きとの関係が浮かび上がってくるように思われる。

羽賀祥二氏は、宝暦三年の宝暦治水工事における「薩摩義士」の逸話の全てが、彼らを顕彰する運動が活発に行われた二〇世紀初頭に創出されたものであることを鮮やかに示してみせた。²²⁾ この顕彰運動の過程で、工事の責任者であった薩摩藩の家老平田靱負は「治水の神」として、主要工区であった油島は「聖地」として、神社や石碑が建造され、祀り上げられた。これと単純に重ね合わせることではできないが、「治水の神」と「聖地」の取り合わせとして、甲斐国の場合には武田信玄と信玄堤が存在したといってもよいのではないだろうか。²³⁾

前近代における大規模治水事業は、人力のみで完工できるものではなく、人々を精神的に支える「治水の神」の存在を必要とした。甲斐国における一八世紀後半以降の武田信玄顕彰の動きが、信玄建造の由緒を持つ堤防と結びついて、信玄堤は甲斐国内における治水の「聖地」へと生まれ変わっていったのである。²⁴⁾

信玄堤呼称の定着は、逆に武田信玄顕彰にも大きな影響を与えたものと考えられる。江戸時代、武田信玄は父信虎を追って国を篡奪したことが悪行としてとらえられていた。それに対し、信玄の善政として信玄堤などの諸政策を強調することで、その為政者としての側面がクローズアップされ、篡奪者としての面をカモフラージュすることになったのであろう。

また、信玄堤という呼称は、あたかも目の前にある堤防が、武田信玄が築造したそのままの形で残っているかのような錯覚を引き起こす。²⁵⁾ 見る人に戦国時代との連続性を強く実感させる装置として機能してしまうのである。「現在目

の前にある」ものが、その歩んできた歴史的経緯が無視されて、特定の時代・個人に結びつけて語られるとき、そこにあるのは非歴史的な「歴史意識」と呼ばれるものである。

先行研究の成果は、信玄堤が地域住民を中心とする多くの人々の手によって、長い時間をかけて築かれ、維持されてきたことを明確に示してきた。²⁷⁾ しかしそれは、残念ながら広く共有される認識にはなっていないというのが現状だろう。すなわちこのことは、一八世紀後半に形成された非歴史的な「歴史意識」が、今なお根強く支持されているということにほかならない。信玄堤から武田信玄という英雄の存在だけをピックアップするのではなく、信玄堤そのもの、そして呼称としての信玄堤がもつ歴史的経緯を正確に認識したうえで、地域の過去と向き合う姿勢こそが望ましい。

しかしいっぽうで、多くの山梨県民が持ち、また学校などで再生産されている、武田信玄にまつわる非歴史的な「歴史意識」が、江戸時代以来、地域住民を中心に形成されてきたものであることもまた事実である。信玄を英雄として称える姿勢をただ排除するのではなく、その姿勢が地域においてどのように形成されてきたか、その背景に何があったのかを問いかけて、成果を共有することもまた求められているのではなからうか。²⁸⁾

二 御幸祭のありかた

(一) 江戸時代の御幸祭

「聖地」として信玄堤を位置づける場合、御幸祭との関係が想起される。御幸祭は、甲斐国の一宮浅間神社、二宮美和神社（ともに笛吹市）、三宮国玉神社（現玉諸神社、甲府市）が執行する大規模な祭礼で、「おみゆきさん」とも呼ばれ、甲府盆地に春の訪れを知らせる風物詩として名高い。堀内真氏の研究によれば、当初は浅間神社・美和神社が国玉神社に御幸する、山梨・八代両郡

みる限り、『甲斐国志』は信玄堤という文言が使用された比較的早い例であるといっても差し支えないように思われる。それでは、その『甲斐国志』の記述を確認してみよう。

〔史料1〕¹⁵

○信玄堤 一ハ玉川村ノ北ニ起リ築地新居ニ至ル、(中略)本州ノ処々ニテ信玄堤ト称スルハ、皆ナ武田氏領国ノ時所レ築クト云フ、就クレ中ン、此ノ筋ハ古ヨリ水災多キ故、堤防完固ナリシニヤ、今ニ其ノ形ヲ存シ、其名ヲ伝ヘタル所少ナカラズ(後略)

ここでは、信玄堤の範囲について説明したうえで、「本州」、すなわち信玄堤が分布する巨摩郡中郡筋において、これを信玄堤とよぶ理由は、武田家が甲斐国を支配していた時に築かれたものだといわれているとし、この地域には古くから水害が多く、そのために堤防が築かれたことで、堅固な堤防が今に残っており、その名前を伝えているところも少なくないと述べている。『甲斐国志』では、信玄堤と呼ばれる堤防について、これを古くからの治水事業の積み重ねとみており、武田信玄がすべての事業に着手し、完工したとはみていない。ところが、この信玄堤という呼称が、次第に治水施設全体に敷衍されるようになっていく。

いっぽう、安永六年の記述を含む「村扣御林帳」¹⁶には、「当村堤御竹林之儀、年歴不知、往古下郷十二ヶ村御田地御囲堤ニ而、是を信玄堤与唱来リ候」とあり、これが『甲斐国志』より早くに信玄堤という言葉が用いられた事例であろうと考えられる。さらにさかのぼって、宝暦四(一七五四)年の「在方御普請仕方大概」¹⁷には、次のように記されている。

〔史料2〕

(前略) 勿論竜王・西八幡郷水下者、国中平地広キ場所故、年々普請茂余程手厚仕立候得共、水当強難場、其上場広ニ付、度々破損等有之外、

古来茂難場故坎、大水之時分者為防、信玄出馬有之由、竜王村・西八幡村堤ハ信玄堤と申候而、尔今有之候(後略)

竜王村・西八幡村の堤防について、普請を手厚く仕立てていたが、水当たりが強い難所であり、また堤防が広い(長い)ので、たびたび破損していたという。古来そうした難所であるので、大水の時は武田信玄が出馬して警備に当たったことから、この竜王村・西八幡村の堤を信玄堤と呼ぶようになったとしている。この段階では、信玄が築造したというのではなく、信玄ゆかりの地として信玄堤という呼称が用いられていることがわかる。

また、信玄が築造した堤として信玄堤という呼称に近いものが用いられた事例としては、宝暦七年の「乍恐口上書を以奉願上候」¹⁸がある。ここでは「信玄公御堤」という文言がたびたび用いられており、これが信玄が築造したという意味での信玄堤という語につながっていったものであろう。おそらく、ここから安政六年ころまでのおよそ二〇年ほどのうちに、信玄が築造したという意味での信玄堤という語が広まり、定着をみたものと考えられる。

さて一八世紀後半は、甲斐国における武田信玄顕彰運動の大きな転換点であった。すでに飯田文彌氏が指摘する通り、¹⁹ 明和五(一七六八)年の文金・甲金両替定式反対訴願と、安永六年の国枡(甲州枡)一件訴願をへて、天明四(一七八四)年ころには甲州枡・甲州金・大小切税法のいわゆる「甲州三法」を武田信玄の遺制とする見方が定着する。また秋山敬氏は、安永八年に武田信玄火葬の地とされる岩窪の墓所が発掘され、信玄の墓所として「認定」されたことで、信玄を祀る恵林寺・大泉寺における機山公祭が一国祭礼として再生していくことや、それが「甲州三法」を守るための戦いを有利に展開するための装置としての意味を持ったことを指摘している。²⁰ 筆者も、同じ時期に「武田信玄の恩沢」とされる「甲州三法」のうち、実質的にメリットをもたらす大小切税法を守るために、甲州金の補助貨幣として甲銀が用いられるようになる

近年、西川広平氏は、中世から近世にかけて、堤防が立地する村々が堤防普請に果たした主体的な役割を強調している⁹⁾。また畑大介氏は近世を中心とする治水施設に着目し、大小さまざまな施設が有機的に連関して水勢を制御しているようすを明らかにした¹⁰⁾。このように、現在の信玄堤研究においては、武田信玄の関与は遠景に退き、主に近世の村落によって構築された治水メカニズムがその追究の中心を占めているのである。

しかし、広く一般に信玄堤というときには、釜無川下流域に整備された治水施設全体を指すことがある。例えば、次の通りである。

2 信玄堤

水害から甲府盆地を守る

むかしの甲府盆地は、大雨がふると、大水害がおこりました。とくに、釜無川と、御勅使川の水害は、甲府・敷島・竜王・田富・昭和・玉穂をまきこむ大きなものでした。

武田信玄は、今から400年ほど前、こう水から田畑を守るために、ていぼうづくりを計画しました。これが、信玄堤です。

信玄は、釜無川と御勅使川のこう水をふせぐために、御勅使川の流れをかえることを考えました。御勅使川の流れを北にまげ、高岩にあてて南に流すことで、竜王に水が流れていくのをふせぎました。

そして、釜無川の、東の水田を守るために、カスミ堤をつくり、堤の前には、たくさんの木を植えました。さらに、竜王河原宿という村をつくり、堤を守らせました。

甲府盆地は、信玄堤のおかげでこう水から守られ、人の住めるところが、とてもふえたのです。

(山梨県小中学校社会科研究会『わたしたちの山梨』、一九九二年四月)
先行研究のなかでも、右のような治水施設全体を「広義の信玄堤」などとし

て扱うものもある。すなわち研究者は信玄堤のイメージを、多少の差異はあるにしても、かなり限定的にとらえているのに対し、一般的には必ずしもそうではなく、現在の韮崎市・甲斐市・南アルプス市域における御勅使川・釜無川に対する治水事業を説明する便宜的な名称として信玄堤という言葉を用いているのであり、ここに大きなずれが生じているのである。

こうした状況をふまえると、信玄堤という呼称が、治水施設全体をあたかも武田信玄によってすべてが構想・構築されたものと誤解させる一因になっているのではないかと思われる。そうであるならば、信玄堤を、もはや信玄の名を冠して呼ぶべきではないということもできよう。しかし筆者はその立場をとらない。本稿の問題関心は、なぜ信玄堤という呼称が生まれ、定着したか、その過程にこそある。その呼称の歴史をふまえたうえであれば、信玄堤という呼称を使い続けることも許されるだろう。

そこで、ここでは実際の堤防から離れて、言葉としての信玄堤について考えてみたい。信玄堤という言葉の初見は、意外なことにはつきりしていない。信玄堤が「成立」したとされる永禄三(一五六〇)年の武田家朱印状¹¹⁾をはじめ、諸先学が言及する多くの史料では、信玄堤という呼称はほとんど現れない。文化一一(一八一四)年成立の『甲斐国志』に掲載されていることから、江戸時代にはそのように呼ばれていたとされることが多いが、例えば「信玄堤の形態が示された最古の史料」¹²⁾とされる貞享五(一六八八)年の「御本丸様書上」¹³⁾において、「川除」、「土手」、「石積」などの語はみられるが、これらを信玄堤とは称していないのである。また同じく信玄堤について記した史料として知られる安永六(一七七七)年の「甲州巨摩郡龍王村諸色明細帳」¹⁴⁾にも、信玄堤という記述はみられない。

すなわち、これまで信玄堤の成立を示す多数の研究で使用されてきた『甲斐国志』以前の史料には、信玄堤という文言は現れてこないのである。記録類を

信玄堤と御幸祭

— 近世・近代甲斐国における武田信玄顕彰 —

中野賢治

はじめに

二〇一九年一〇月、台風一九号による記録的な豪雨が日本列島を襲い、東日本を中心に甚大な被害をもたらした。特に阿武隈川や千曲川など大川川の氾濫により、広域にわたって浸水被害が発生したことは、盛んに報道され、衝撃的な映像とともに記憶に新しい。

そのようななか、twitterでは、「信玄堤のあるところには特別警報が出ていなかった」「信玄堤によって甲府盆地が洪水から守られている」「武田信玄は偉大だ」という投稿が複数なされていた^①。これらの発言が根拠の薄弱な思い込みであることを指摘するのは簡単であるが、ことはそう単純ではないだろう。

山梨県の小学生の多くは、郷土学習の一環として、信玄堤を授業で学ぶことが多い。当館でも、そうした要望に応え、学芸員と教育主事を派遣する出前授業を実施している^④。そのなかでは、現在の研究では否定されている見解が、子どもたちに浸透している様子も見取れ、幼少時からの「刷り込み」の強さを痛感する機会も多い。

なぜ、現在でも人々は信玄堤を武田信玄の代表的な施策としてとらえたがるのだろうか。その一因に、信玄堤という呼称があるように思われる。高校社会の地理分野では、信玄堤を霞堤（不連続堤防）のひとつとして扱っているが、

信玄堤よりも霞堤という呼称が山梨県で定着していたならば、武田信玄との関係はあまり想起されなかったのではないかとさえ思えてくる。

甲斐国一國を挙げた水除祭として知られる御幸祭（おみゆきさん）も、信玄堤との関係で語られることが多い^⑤。しかし、以下みていくように、近世の古文書のなかで語られる御幸祭では、治水の役割はあっても、信玄堤との関係はあまり語られないのである。

本稿では、以上のような問題関心から、まず呼称としての信玄堤がいつごろから、どのような背景で用いられるようになるのかを検討する^⑥。そのうえで、近世の由緒書や訴訟文書から、御幸祭に対する人々の認識をとらえ、信玄堤との関係を探っていく。さらに近代の著作などから、信玄堤と御幸祭の関係がいかに定着していくかを探り、現代にいたる武田信玄顕彰の側面を明らかにしたい。

一 信玄堤呼称の成立

いわゆる信玄堤についての先行研究は数多い。そのなかで、武田信玄の時代に存在したことが確認できるのは竜王信玄堤（竜王河除）^⑦であり、平山優氏が指摘する通り、従来の信玄堤研究の対象となってきたのは事実上これのみ^⑧といつてよい。

19	文明8年7月18日	1476	『御文』奥書	(栗原) 万福寺		文明八年七月十八日 実如(花押)	山6上 812頁
20	文明8年11月20日	1476	『御俗性 二巻』奥書	(栗原) 万福寺		文明八年十一月二十日 実如(花押) 栗原氏潤詮筆	山6上 812頁
21	明応3年11月21日	1494	『御俗性 参巻』奥書	(栗原) 万福寺		明応三年十一月廿一日 実如(花押) 栗原元永書之	山6上 813頁
22	明応7年11月21日	1498	『御文』奥書	(栗原) 万福寺		明応七年十一月廿一日ヨリハシメテ、コレヲヨミテ人々ニ信ヲトラスヘキモノナリ 実如(花押)	山6上 812頁
23	大永元年	1521	阿弥陀如来画像銘	上暮地村 某家(旧蔵)		等々カ万福寺塔頭万正寺関係「大永元年■…万正寺」	山6上 1013頁
24	大永2年4月16日	1522	「方便法身像」裏書	万福寺(旧蔵)		(大永壬午四月十六日実如在判前住順勝ニ所賜ナリ)	『甲斐国志』巻75
25	大永4年12月12日	1524	順勝法名ノ記	万福寺(旧蔵)		(実如ノ所賜也ノ慶長十六年九月十一日順正ナル者ニ所賜ノ書准如在判)	『甲斐国志』巻75
26	天文5年11月16,20,21,23日	1536	証如上人日記	西本願寺		甲斐国万福寺(老僧子息)上洛候 他	山6下 148-9頁
27	天文5年12月27日	1536	証如上人日記	西本願寺		斎相伴(定専坊・慈願寺・京西光寺・尾張小林・成信坊・甲斐万福寺)	山6下 149頁
28	天文6年正月1,4日	1537	証如上人日記	西本願寺		甲斐国万福寺ニハ別ニかんにてあひ候 他	山6下 149頁
29	天文6年2月25,29日	1537	証如上人日記	西本願寺		其坏愚身のミテ、坊主衆ニのませ候へと申付候、然者甲州万福寺のミ候、他	山6下 149-150頁
30	天文9年7月18日	1540	「方便法身尊像」裏書	石和町 八田家		天文九庚子七月十八日本願寺証如、万福寺門徒、甲州山梨郡八田祐善下ス、願主釈了賢・願主釈尼妙性	佐藤八郎「武田氏と一向宗」
31	天文16年9月7日	1547	「法然上人絵伝」旧軸木表修理墨書銘	山梨県立博物館(万福寺(旧蔵))		万福寺第十二代順勝花押:縦2.4、横2.6	『重要文化財 法然上人絵伝 修理報告書』
32	天文18年8月20日	1549	証如上人日記	西本願寺		三十日番衆、報恩寺・同子・カヒ万福寺(中略)合州人也、	山6下 151頁
33	天文22年11月28日	1553	証如上人日記	西本願寺		当番者光照寺・(中略)カイ正宗寺・(中略)以上四十五人、	山6下 151頁
34	永禄3年8月7日	1560	武田家朱印状	万福寺(旧蔵)	万福寺	棟別役普請免許	山4 六八四
35	辛酉(永禄4年)7月2日	1561	武田家朱印状	万福寺(旧蔵)	万福寺・長延寺	妻帯役免許	山4 六八五
36	永禄5年10月10日	1562	武田家朱印状	万福寺(旧蔵)	万福寺	棟別普請役免許	山4 六八六
37	元亀3年7月25日	1572	願得寺実悟副状	(栗原) 万福寺	にし		山4 五五三
38	元亀3年12月6日	1572	三帖和讃のうち『正像末法和讃』奥書	(栗原) 万福寺		本願寺釈願如(花押) 元亀三年壬申十二月六日	山6上 812頁
39	(天正8年ヵ)2月7日	1580	本願寺教如書状	超願寺	欠		山4 八二九
40	天正8年3月	1580	本願寺教如真筆六字名号	石和町八田家			佐藤八郎「武田氏と一向宗」
41	(天正8年)4月21日	1580	本願寺教如書状	超願寺	甲州 坊主衆・門徒衆		山4 八三〇
42	(天正8年)4月22日	1580	下間頼龍添状	超願寺	甲州 諸坊主衆中・同門徒衆中		山4 八三一
43	(天正8年ヵ)7月20日	1580	本願寺印判奉書写	万福寺(旧蔵)	万福寺・同惣門徒中	※同文で充所を「長延寺」とする文書あり(西本願寺蔵)	山4 六八八
44	天正10年3月日	1582	織田信忠禁制	万福寺(旧蔵)	轟木		山4 六八九
45	天正11年2月20日	1583	万福寺差配状	如来寺	法性寺	黒印:縦3.3、横2.5	山4 一五四六
46	天正13年2月15日	1585	万福寺祐順寺号下附状	如来寺	万蔵寺	花押:縦2.9×横3.2	山4 一五四七
47	天正18年4月3日	1590	徳川家奉行連署状	万福寺(旧蔵)	(万福寺)		山4 六九〇
48	天正18年10月3日	1590	三輪近家証文	万福寺(旧蔵)	万福寺		山8 一〇
49	天正19年6月19日	1591	加藤光政	万福寺(旧蔵)	万福寺		山8 四九
50	文禄3年6月23日	1594	浅野忠吉証文	万福寺(旧蔵)	万福寺		山8 二三八
51	慶長8年3月1日	1603	徳川四奉行連署証文	(栗原) 万福寺	万福寺	寺領安堵	『山梨市史』史料編近世
52	慶長12年3月10日	1607	「法然上人絵伝」旧軸木表修理墨書銘	山梨県立博物館(万福寺(旧蔵))		万福寺第十四代祐順花押:縦2.4、横2.2	『重要文化財 法然上人絵伝 修理報告書』
53	(慶長16年ヵ)亥正月15日	1611?	万福寺祐順差配状	正福寺	森之旦那衆	花押:縦3.5、横3.2	山4 一五四四
54	(慶長19年以前)2月4日	1614以前	本願寺教如書状	石和町八田家	八田村内儀へ	心ざしとして銀四拾三目到来…	『石和町誌』巻三

※出典表記のうち『山梨県史』資料編については、山+資料編巻数+資料番号(資料編6のみページ数)を略記した。

ことが「大谷本願寺通紀」巻七によって知られ、その注記から天明七年（一七八七）に同書編纂のため万福寺から借用していたことがわかる。

(12) 遠藤氏註(9) 論文。

(13) 本資料については小山正文氏より御教示を得た。記して御礼申し上げる。

(14) 「親鸞聖人遺徳法輪集」では「光明本一幅ナリ」、「甲斐国志」では「光明品一幅念仏ノ相承ク」とあるのがこれに該当するとみられるが、いずれも裏書についての言及は無い。

(15) 日下氏註(2) 論考によると、本資料の写が万福寺に所蔵されており、同資料を収録した『大谷本願寺通紀』では判読を誤った部分があるという。現在万福寺には本資料に相当するものを確認することはできないが、ひとまず日下氏論考のものを採用した。

(16) 重松明久『覚如』(吉川弘文館、一九六四年十二月)、今井雅晴『親鸞と東国』(吉川弘文館、二〇一三年十一月) ほか。

(17) 笠原一男・玉村竹二「新仏教教団の発展」(『岩波講座日本歴史7中世3』岩波書店、一九六七年八月) ほか。

(18) 小山氏前掲註(3)「総説 源誓上人絵伝」。

(19) 『甲斐国志』には「方便法身像」(No.24)の裏書とともに、「前任順勝二所賜ナリ」との注記があり、これを信用すればNo.31と齟齬をきたすことになる。これは同書で順勝を万福寺八世としていことから生じた矛盾とみられる。順勝の代数は「旧記」やNo.31から十二代であることは間違いない。「甲斐国志」の「前任順勝」は誤認であろう。

(20) 金龍静『卅日番衆』考(『名古屋大学日本史論集』上、吉川弘文館、一九七五年七月)、草野頭之「戦国期本願寺坊主衆組織の一形態―「定衆」「常住衆」の位置―」「戦国期本願寺直参考」(ともに同著『戦国期本願寺教団史の研究』法蔵館、二〇〇四年三月。初出一九八五年、一九九三年)。

(21) 佐藤氏註(6) 論文ほか。

(22) 草野氏前掲註(20)「戦国期本願寺直参考」では、「直参には親鸞御影類の安置が認められ、それを紐帯に地域教団の中核となった」という意義が指摘されており、万福寺の場合もこれに該当するものと思われる。

(山梨県立博物館)

表1 中世万福寺関係資料一覧

No.	年月日	西暦	名称	所蔵・旧蔵	充所	概要その他	出典
1	建久8年3月15日	1197	源頼朝カ判物写	万福寺(旧蔵)	(甲斐国万福寺)		『甲斐国寺記』巻68
2	元亨元年9月日	1321	『御伝鈔』奥書	慶専寺		永仁3年本(高田専修寺本)の書写「願主相模国大庭本郷薬師堂別当 僧源誓」	山6上 1005頁
3	建武元年3月9日	1334	後醍醐天皇繪旨写	(栗原)万福寺			山4 五四八
4	康永2年7月17日	1343	光明天皇繪旨写	(栗原)万福寺	源誓上人房		山4 五四七
5	(年未詳) 12月25日	(1348-50?)	崇光天皇繪旨カ写	(栗原)万福寺	源誓上人御房		山4 五四六
6	(年未詳) 5月7日	1351以前?	光寂書状写	『大谷本願寺通紀』所収	サカミノ国大バノモントノ御中エ	※等々カ万福寺にも同文の写があったという。	山6下 500頁
7	観応元年5月28日	1350	「法然法語(一枚御消息)」奥書	万福寺(旧蔵)		観応元歳庚寅五月廿八日馳筆訖釈寛如八十一歳	山6上 1041頁
8	正平7年正月8日	1352	足利尊氏禁制写	(栗原)万福寺	甲斐国万福寺		山4 五四九
9	正平7年閏2月3日	1352	武田信成禁制写	(栗原)万福寺	甲斐国等力郷内万福寺		山4 五五一
10	正平7年閏2月24日	1352	足利尊氏御判御教書写	(栗原)万福寺	万福寺長老		山4 五五〇
11	延文3年12月6日	1358	「光明本尊」裏書	滋賀県 光源寺		本云 延文三年十二月六日画工隆円筆 願主釈源誓	『真宗重宝聚英』第二巻
12	応安6年9月11日	1373	武田信春禁制写	(栗原)万福寺	甲斐国等々カ郷内万福寺		山4 五五二
13	永徳元年9月24日	1381	善如宗主募化疏	『大谷本願寺通紀』所収	荒木満福寺惣御門徒御中	※東大史料編纂所4071-21 萬福寺文書に写本あり	山6下 501頁
14	文安4年5月20日	1447	蓮如本州下向ノ記	万福寺(旧蔵)		所蔵の記録のみ	『甲斐国志』巻75
15	文安4年5月	1447	蓮如上人真筆六字名号	石和町 八田家			佐藤八郎「武田氏と一向宗」『甲斐路』29,30号
16	康正3年9月7日	1457	「法然上人絵伝」旧軸木内刳修理墨書銘	山梨県立博物館(万福寺(旧蔵))		勸進沙門第八光在	『重要文化財 法然聖人絵伝 修理報告書』
17	文明5年9月22日	1473	『御文』奥書	(栗原)万福寺		文明第五九月下旬第二日、至于已剋加州山中湯治之内書集之訖 証如(花押)	山6上 812頁
18	文明6年7月9日	1474	『御文』奥書	(栗原)万福寺		文明六七月九日 書之証如(花押)	山6上 812頁

だし、このことだけをもって国内の寺院が万福寺を自然に「本寺」と受け入れたとは考えにくい。直接的には、万福寺が天文年間を中心に本願寺への出仕を重ね、卅日番衆を勤めるなど、本願寺から直参衆待遇を受けたことが要因だったと考えておきたい。²²⁾

おわりに

以上限られた資料からではあるが、中世における万福寺の動向を瞥見した。この流れを振り返れば、万福寺の十四世紀はやはり源誓の時代ということができよう。真宗寺院としての創建というだけでなく、法宝物の整備、寺格の向上、本願寺覚如との協力関係など、その後の万福寺の動向を規定する様々な活動を行い、同寺だけでなく甲斐国内の真宗寺院にも大きな影響を与えた存在であったことが、改めて確認できるだろう。

十五世紀に入ると、本願寺との関係は半世紀余り確認できなくなるが、おそらくは蓮如の入国を契機として、両者の交流が徐々に認められるようになり、十六世紀には本願寺の末寺として正式に位置付けられることとなった。戦国大名武田氏の治世の下では、新興の長延寺による外交活動が目立ち、万福寺の活動は一見すると下火のように思われる。しかし万福寺は本願寺の直参衆に匹敵する地位を得ており、そのことを梃子として国内真宗寺院の「本寺」たる立場を確立したのであろう。中世における万福寺の動向は、十五世紀の一時的な空白期をのぞいて、ほぼ一貫して本願寺との協調関係にあったといえる。そしてこのことは、東国の真宗寺院としては一つの特色となるのではないか。

ただし、これらの所見は、あくまでも現時点で確認し得た資料に基づいて論じたものであり、今後さらに資料の掘り起こしが進むことで、万福寺の動向もさらに詳細になることが期待される。二〇一九年に開催した「法然上人絵伝」展や本稿がその土台となれば幸いである。

註

- (1) 万福寺の現寺号は「萬福寺」であるが、中世の資料では「万福寺」と記されているものが多い。本稿では「万福寺」で表記を統一する。
- (2) 日下無倫「原始真宗に於ける甲斐門徒の成立」(『大谷学報』第二十一卷第三号、一九四〇年十一月)。
- (3) 小山正文「関東門徒の真宗絵伝―甲斐国万福寺旧蔵絵伝を探る―」(『高田学報』第六八輯、一九七九年九月)、同「総説 源誓上人絵伝」(『信仰の造形的表現』研究委員会編『真宗重宝聚英 第十巻』同朋舎出版、一九八八年九月)。
- (4) 井澤英理子「万福寺旧蔵「法然上人絵伝」について」(『仏教美術研究上野記念財団助成研究会報告書第三十八冊 浄土宗の文化と美術』二〇二二年五月)、同「万福寺旧蔵『法然上人絵伝』概略」(山梨県立博物館 調査・研究報告13『重要文化財 法然上人絵伝 修理報告書』山梨県立博物館、二〇一九年三月)。
- (5) 拙稿「万福寺の創建と源誓坊光寂」(山梨県立博物館企画展「法然上人絵伝」親鸞が追いつめた師の姿)「展示図録、二〇一九年十月。以下「前稿」。
- (6) 佐藤八郎「武田氏と一向宗」(『甲斐路』二九・三〇号、一九七六年十一月・一九七七年六月)、水谷安昌「東国戦国大名と一向宗」(『地方史研究協議会編『甲府盆地―その歴史と地域性』雄山閣、一九八四年十月)、太川茂「武田の外交僧―長延寺編年雑記」(『甲斐路』六三号、一九八八年六月)、柴辻俊六「本山系大寺院外交」(同著『戦国期武田氏領の形成』校倉書房、二〇〇七年二月、初出二〇〇三年)、原田和彦「信濃における長延寺と真宗寺院―北信濃真宗史の試みとして―」(『武田氏研究』三四号、二〇〇六年六月)など。
- (7) 『甲斐国寺記』(以下『寺記』)巻六十九によると、光源寺・専立寺・賢正寺・円成寺が該当する。また報恩寺は源誓によって元享元年八月に改宗したとある。
- (8) 万福寺文書、千葉乗隆「中部山村社会の真宗」(吉川弘文館、一九七一年五月)所収。
- (9) 遠藤美保子「慶専寺本『御伝鈔』の紹介とその特徴・意義」(『日本宗教学文化史研究』第二十三巻第一号、二〇一九年五月)。
- (10) 『甲斐国志』(一八一四年成立)によると、万福寺には慶専寺本と同じ奥書を有する『御伝鈔』を所蔵していたことがわかる。慶専寺では『寺記』(一八六八年成立)において所蔵が確認される。移動があったとすればこの間のこととなるが、万福寺では慶専寺本の原本が所蔵されていた可能性もあろう。
- (11) 日下氏註(2)論文ほか。「親鸞聖人惣御門弟等交名」の現存する主な写本としては、滋賀県長浜市光照寺本、滋賀県米原市明照寺本等があげられる。両寺はともに真宗仏光寺派である。また万福寺でも同系統の「親鸞聖人惣御門弟等交名」を所蔵していた

万福寺に並ぶ待遇を得ているのは、こうした事情によるものであろう。

長延寺の動向等については先行研究が豊富にあり、本稿では省略するが、現在確認される資料から長延寺と万福寺を対比するならば、万福寺は長延寺のよくな外交活動が一切見られないという点を指摘できよう。その要因が何処にあるかは定かではないが、長延寺の視点からは、実了個人の出自（関東管領上杉氏の一族という）や才覚による活動と想定できよう。一方万福寺の視点では、十二代順勝は武田氏の影響が強いと想定したものの、永禄年間の三通の朱印状を除いては武田氏の関わりを見出すことができない。あえて想像すれば、万福寺は本願寺の直参待遇という真宗での高い地位をもとに、国内の真宗寺院を統制する役割を担っていたのではないか。このことを想起させる資料が、武田氏滅亡前後の事例で散見される。

まず天正八年（一五八〇）の本願寺と織田信長との講和にあたり、和議に反対した教如（十一世顕如の長子）は宗主顕如が退去した後も大坂に残り、全国の門徒に決起を促す書状を送り、甲斐の門徒にも届けられた（No.41・42）。その充所は「甲州坊主衆 門徒中」となっており、特定の寺院ではなく、広く甲斐の真宗寺院・門徒に発する体裁を取る。所蔵も等々力万福寺ではなく、少なくとも『甲斐国志』段階では超願寺の所蔵となっている。一方で顕如は、やはり諸門徒に対して教如の要請に応じないよう戒めた印判奉書を発している（No.43）。こちらの充所は「万福寺 同惣門徒中」となっており、まずは万福寺に命じられ、同寺から国内諸寺院・門徒に周知することが想定されたのである。所蔵は『甲斐国志』で万福寺蔵とされるから、実際に万福寺に届けられたものとみておきたい。

次に武田氏滅亡後の事例としては、所謂「新倉三か寺」の正福寺・如来寺（富士吉田市）に伝わる資料が参考となる（No.45・46・53）。ここでは年代が明記されている如来寺の事例を見てみよう。

【資料7】「万福寺差配状」（No.45）

右下吉田道場主道宗法儀無沙汰之由、何モ且那衆以一書被申候、左様之儀無是非次第二候、何様落着以後者、如前々彼源順ニ可申付者也、仍如件

天正十一年二月廿日（「万福寺」黒印）

法性寺 参

【資料8】「万福寺祐順寺号下附状」（No.46）

万福寺下

万蔵寺

天正拾三年二月拾五日 祐順（花押）

資料7は、下吉田道場（福源寺）の主であった道宗による法儀無沙汰が取沙汰され、落着の後は法儀を源順に申し付けることを万福寺から伝えている。宛所の法性寺は如来寺の旧寺号と推定され、源順も法性寺如来寺の僧であろう。また資料8は、万福寺十四世の祐順が「万蔵寺」の寺号を与えたもので、如来寺に伝わる由緒書類によると、万福寺から「万」の字が与えられた寺号であるという。如来寺は『寺記』によると、文明年間に蓮如の教化を受けた光重房浄欽が真言宗寺院の救願寺を改宗したといい、この二通から改宗当初には法性寺と号し、次いで天正十三年に万蔵寺に改号したとみられる。そして資料7では「申付」、資料8では「下」の文言で明らかのように、ともに万福寺が如来寺に命じるという形式をとっている。このような万福寺の態度は正福寺の事例（No.53）でもうかがわれ、万福寺が両寺の「本寺」として振る舞っていたと評価できよう。

甲斐国内の真宗寺院に対する「本寺」としての万福寺の地位は、同寺が甲斐国最初の真宗寺院という由緒をもつことが背景にあることは想定できよう。た

毎年報恩講は七日間執行しているが他寺の例から三日間として良いか、現在南向きの御堂について門徒と談合し敷地を買い広げ東西に作り替えて良いか、の三条について問い合わせがあった(No.29)。これらの質問は、おそらく万福寺が甲斐に下向する直前のことであつたのではないか。すなわち、万福寺が正式に本願寺末寺となつて甲斐に戻つてから、法要や境内を本願寺の作法にのつとつて整備しようとする意識を看取することができるだろう。

この後万福寺が本願寺において活動するのは天文十八年のことで、八月二十日に行われた証如の実父円如の祥月命日に行われた齋に際して、卅日番衆として参加している(No.32)。卅日番の勤仕は本願寺から直参身分に認められたことに等しい名譽なものと捉えられており、万福寺は本願寺の末寺として出仕し直参待遇を得ること、甲斐国内の真宗寺院よりも高い寺格を自認し、また認められることになつた可能性があろう。

この二度の出仕の間に順勝が万福寺で行つたことに、「法然上人絵伝」の再修理がある(No.31、資料5のB C)。天文十六年九月七日に行われており、八代光在の時に修理した日付と同じである。万福寺にとつて九月七日が意味のある日か、単なる偶然の一致か、現時点では明らかにしえないが、ひとまずは前回の修理と何らかの関連があるものと考えておきたい。また署名に据えられた順

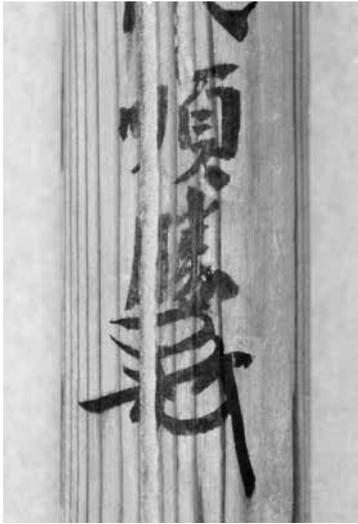


写真1 万福寺順勝花押
(資料5のB)

勝の花押も注目に値する。花押形は、本寺となつた本願寺証如のものとは明確に異なり、武田信玄のものに類似した「武田様」といふべきもので(写真1)、花押

だけ見れば順勝は武田氏の強い影響下にあつたか、又は武田氏と何らかの縁ある人物だつた可能性が考えられる。順勝の出自など不明な点もあり、あくまでも想定の域を出ないが、後考をまちたい。

順勝の次代とみられる永禄年間に入ると、武田氏から朱印状を相次いで受給しており、永禄三年(一五六〇)がその初見である(No.34)。その翌年には著名な妻帯役に関わる朱印状が出されている。

【資料6】「武田家朱印状」(No.35)

万福寺・長延寺衆僧妻対役之事、令免許畢、但他宗之凡僧於許容者、不可有其曲者也、仍如件

(永禄四年)
辛酉

七月二日(龍朱印)

万福寺
長延寺

妻帯役は武田氏が領国内の僧侶に対し、原則禁止とした妻帯を容認する代わり徴収したものが、万福寺・長延寺の両寺についてはこの役を免除する旨を伝えたものである。ここで注意すべきは、充所に万福寺に加えて長延寺も入っていることであろう。甲斐国最初の真宗寺院である万福寺と、天文年間に相模国から移転して成立した長延寺が同列に扱われていることになる。長延寺は信玄の請によつて甲府に移つたという伝を考慮すれば、この措置は武田氏の意味によるものとみて間違ひあるまい。

長延寺の住持実了師慶は、この頃から使僧として武田氏の外交を担うようになっており、後に武田氏と加賀・越中の一向一揆や本願寺との間を取り結ぶ重要な役割を果たしたことが知られる。甲斐においては新興の寺院でありながら

万福寺の動向に論を戻そう。前述のとおり十五世紀における関係資料件数は前代に比べ乏しく、現在のところ確実な資料としては、上記のNo.16が唯一の事例である。それ以外の事例を含めても、永徳元年（No.13）を最後に六〇年余りにわたって記録が途絶えている点の特徴の一つといえよう。

十五世紀に入って最初に確認できる資料としては、文安四年五月二十日の「蓮如本州下向ノ記」である（No.14）。これは『甲斐国志』に万福寺所藏法宝物としての記録があるのみで、現在は所在が確認されず内容は不詳である。この年に蓮如が東国に下向していることは知られているが、甲斐に入ったとの記録は他に確認されていない。ただし同年の年記をもつ蓮如真筆六字名号が石和八田家に伝わっていたとされ（No.15）、また笛吹市一宮町の超願寺（真宗大谷派）は、同年に蓮如が入国した際に改宗したとの寺伝がある（『寺記』）。これらのことから、文安四年五月の蓮如入国については、確定できないものの考慮に入れる余地はあろう。

これに続く事例が、前掲の康正三年の「法然上人絵伝」修理銘（No.16、資料5のA）である。本資料から読み解けることとして、八代住持光在の存在に加えて、以下の二点を指摘できる。①「此ゑやふれ」とあることから、修理以前の絵伝が相当の経年劣化をきたしており、制作から一二〇〜一三〇年ほどを経て、恐らく初めての本格的修理であったと推定される。②「十方の勧進もつて」とあることから、絵伝が康正三年段階においても、万福寺の布教等の活動に用いられていた可能性があり、それは勧進の対象となる門徒にも認知されていたと考えられる。とくに②については、十五世紀における万福寺の具体的な活動の様相をうかがうことができる、数少ない事例として貴重であろう。

次いで、文明・明応の年記をもつ『御文』『御俗性』の写本が山梨市下栗原の万福寺（真宗大谷派）に伝えられる（No.17〜22）。ただしNo.17・18は本願寺十世証如（一五一六〜五四）の署判があるので、十五世紀のものはNo.19〜22の四

件となる。栗原万福寺は正保年間に等々力の万福寺から分派して成立した寺院で、その際に法宝物の移動もあつたという（『寺記』）。これらの資料も等々力万福寺から移した可能性が第一に考えられようが、分派後に独自に収集した可能性も否定できない。したがって中世万福寺の関連資料として扱うことには慎重を期したい。

なおNo.20・21は、本願寺九世実如（一四五八〜一五二五）が筆写した『御俗性』を栗原氏がさらに筆写したもので、栗原氏は甲斐国東郡に勢力を有した国人栗原氏の一族である可能性があるであろう。そうであれば、栗原氏のうち万福寺を通して真宗に帰依した人物の存在も想定することができよう。

三 十六世紀の動向と本願寺、武田氏との関係

十六世紀の動向としてまず指摘できるのは、本願寺との関係が前代よりさらに強く確認できる点である。まず『甲斐国志』の記載となるが、大永二・四年（一五二二・四）に十二代順勝が本願寺実如から方便法身像と法名記を賜っている（No.24・25）。この二件の事例は、本願寺の末寺という万福寺の立場が明確となり、本願寺教団の構成員に組み込まれたことを示唆していよう。

続いて天文五年（一五三六）十一月十六日には、万福寺僧が上洛して本願寺に出仕している（No.26、以下三段落は「証如上人日記」による）。出仕したのは「老僧子息」とあり、住持順勝がこれに該当するかは不明であるが、少なくとも順勝その身内が出仕したのであろう。そして出仕から四日後には、本願寺の齋に万福寺が召し出され、翌月二十七日の齋にも参加している。

翌天文六年正月朔日、門主証如は夜明けとともに坊主衆と対面したが、万福寺とは「別二かんにてあひ候」とあり（No.28）、出仕から日が浅いためか別扱いになっている。この時の万福寺の本願寺滞在は同年二月まで確認でき、二月二十九日には万福寺から証如に対し、寺中での勤行時に鐘を撞くべきか否か、

想定することもできるだろう。

二 万福寺歴代住持と十五世紀の動向

次に十五世紀の動向を検討するが、その前に中世万福寺の歴代住持について確認しておこう。この点についても、日下氏によって『萬福寺世代旧記』（以下『旧記』）所収の系図が信頼できるものと指摘された。現在本資料は所在が確認できないが、日下氏論文掲載の系図を図1に示す。

本図の信憑性を裏付ける資料として確認されたのが、現在山梨県立博物館が所蔵する万福寺旧蔵「法然上人絵伝」の旧軸木に記された以下の墨書銘である。

【資料5】「法然上人絵伝」旧軸木修理墨書銘（No.16・31・52）

〔A 軸木内割り・第一幅〕

康正三年九月七日

此多やふれ候間十方の勧進もつてひやうほい申候 勧進沙門第八光在 ゑし吉谷との

〔B 軸木表・第一幅〕

万福寺第十二代 順勝（花押） 天文十六年丁九月七日 表補絵 相宿末

信（花押）

万福□□□□代 祐□□□□二年丁三月十日 表補絵□□□□
（別紙） 年五月廿日ニ表帟仕直□□□□仕申候 吉川平兵衛重俊（花押）

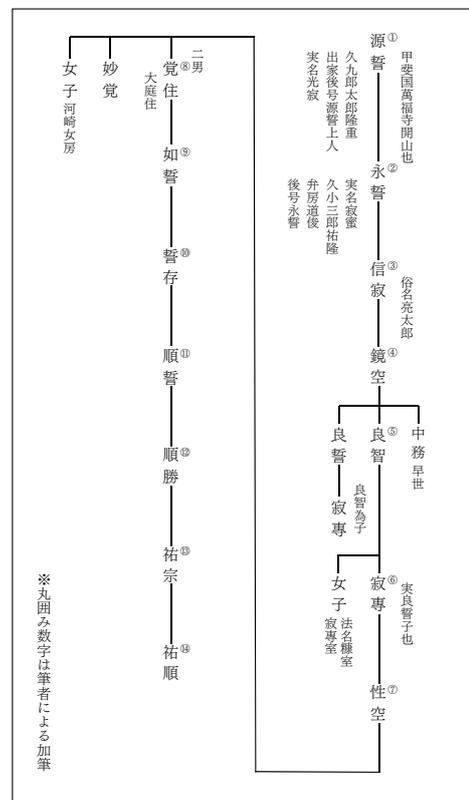
〔C 軸木表・第二幅〕

万福寺第十二代 順勝（花押） 天文十六年丁九月七日 表補絵 相宿□

□（花押）

万福寺第十四代 祐順（花押） 慶長十二年丁三月十日 表補絵 谷忠右

衛門□□□□（花押）



（図1）中世万福寺歴代住持系図（日下氏註（2）論文をもとに作成）

康正三年（一四五七）・天文十六年（一五四七）・慶長十二年（一六〇七）の三度にわたる修理の記録と、その時の万福寺住持の署名が残されている。小山正文氏が指摘したとおり、このうち天文十六年修理時の十二代順勝、慶長十二年の十四代祐順については、図1にもその名が見えるとともに、その代数も一致していることが確認でき、中世万福寺歴代の系譜として、『旧記』の信頼性は高いと評価することができよう。

なお、最初の修理銘にみえる「第八光在」は、図1の第八代「覚住」とは名を異にするが、初代源誓坊光寂と同じように、「光在」は諱である可能性がある。ひとまず覚住と光在は同一人物として万福寺第八代住持とみておきたい。源誓が延文五年に示寂してから、資料上年代が明確な住持の存在を考慮すると、歴代の在任期間は平均して一五年ほどとなり、やや短い感もある。ただし十二代順勝、十四代祐順は、確認しうる範囲で二〇〜三〇年程度の活動期間があり、戦国期には長期化の傾向にあった可能性も考えられよう。

まず傍線①では、京都からの使者が伝える「東山大谷の沙汰」についての対応を指示している。後段に「真影の御渡」「本尊の安置」とあることを考慮すれば、これは元亨元年までになされた覚如による廟堂の寺院化に関する内容と考えられる。

次に傍線部②では、このことを甲斐・信濃などの源誓門弟にも説明するよう、京都の使者に要請したことを伝えている。ここで記された国・地域の筆頭に甲斐があることから、本書は源誓が甲斐に入った元亨元年以降のものである可能性が高い。そして使者の伝える内容を十分理解したうえで、門弟たちで協議するよう指示した。

そのうえで傍線③において、万一使者の伝える内容を門徒らが受け入れなければ、今後は彼らを門徒とは思わないと述べている。源誓が自身の門弟を破門することも辞さないとも読める、かなり強硬な態度を示したことになる。

本文では明記されていないものの、源誓は大庭門徒らに対し、覚如による親鸞廟堂の寺院化について、これを支持・支援するよう求めたのではないか。そして受け入れなければ門徒にあらずという強硬な態度からは、源誓は門徒らが反対する可能性もあると考えていたと言えるだろう。

こうした反応は、源誓の大庭門徒に限ったことではなかった。そもそも大谷の親鸞廟堂は、東国門徒の支援によって建立されたもので、親鸞息女覚信尼が「留守」を預かる形となり、孫の覚如もそれを受け継いだのである。その一方で、覚如は廟堂を寺院化して自らを頂点とする教団の本拠とすることを企図し、正和元年（一一三二）夏には廟堂に「専修寺」の扁額を掲げ、のち元亨元年までに寺号を「本願寺」として寺院化を果たした¹⁶⁾。

この覚如の動向に対し、東国門徒は激しく反発し、それぞれが独自の門流を形成して発展することとなった。中でも高田専修寺、京都仏光寺は特に大きな発展を見せたという¹⁷⁾。仏光寺については、源誓と同じく荒木門徒の流れを組む

一派である。こうした動向を考慮すれば、源誓の大庭門徒も反覚如の姿勢を取ったと考えるのが自然であろう。それゆえ源誓は、破門も辞さない強い姿勢で門徒に覚如への協力要請を行ったものと推定される。

本願寺支持という万福寺の立場は、源誓以後にも継続していたとみられ、『大谷本願寺通記』には以下の資料が掲載されている。

【資料4】「善如宗主募化疏」(No.13)

(前欠カ) 上下二十四所並□每道一流、各雖為一紙半錢、不漏被助成合

力候者、一方争不成其功候哉、然者付冥頭可目出候、自滿福寺可被催促之条、不可有不足候故、染一筆候也、明年三月中偏可有御勸進候、仍執達如件

九月二十四日

在判

荒木滿福寺惣御門徒御中

甲斐等力御坊進之候

永徳元年八月二十日

本資料は本願寺四世善如が御影堂修復のために、諸門徒に勸進と浄財の志納を求めたものと推定されている。日付等に誤写がある可能性もあるが、まず荒木門徒全体に対する書状が出され、後にとくに甲斐の万福寺に対して同じ書状が出されたものとみられる。本願寺にとって甲斐万福寺は、特に支援が期待できる寺院として認識されていた可能性があるろう。

ただし、初期の本願寺が低迷を余儀なくされた影響もあってか、両者の関係はこの後しばらく確認できなくなる。そればかりでなく、十五世紀には万福寺の関係資料の確認件数も減少している。資料の保管状況等の影響もあろうが、関係資料の減少という傾向からは、この時期の万福寺の活動が前代に比べ低調であった可能性があるろう。そしてそれは、本願寺と協調していたが故のことと

【資料1】『御伝鈔』奥書（No.2、／は改行を示す。奥書の構成を示すため、各段冒頭に便宜番号を付した）

①親鸞上人ノ真宗ノ御口決ヲウケタテ／マツル御弟子 アマタシマス ウチニ下総ノ国ノ真仏聖人トテ マシ／キ シルニ ソノ御弟子ニ武蔵国アラキ源開聖人トテ／オハシマス シカルヲ報恩謝徳ノ御タメニ／コ、ロサシヲイタシタテマツルニ ツキテ／カタ／ノ御真影ヲ画シ崇重シタテ／マツル コト コレ アリ

②右縁起画図之志偏ニ為ニ知恩報徳ノ不レ為ニ戲論狂言ノ剩又馳ニ紫毫拾翰林ノ其躰尤トモ／拙ク其詞ハ是苟付レ冥ニ付レ頭有レ痛「有レ耻」雖／レ然ト只憑ニテ後見ノ賢者之取捨一無レ顧ニ当時ノ愚案之紕繆一而已

于時永仁第三ノ曆応鐘仲旬第二天ノ晡時ニ終草ニ書之ヲ篇ス

③願主相模国大庭本郷薬師堂別当 僧源誓

元亨元年辛酉九月 日

本資料は源誓が願主となって書写された『御伝鈔』を、室町時代中期頃に筆写したものと考えられる。奥書のうち①は、本奥書筆者が宗祖親鸞から真仏源海と続く法脈に位置すること、彼らの肖像を描くことで師の恩に報いることを記している。②は永仁三年（一二九五）に親鸞伝絵を制作した覚如による奥書で、伝絵の根本奥書というべきものである。③は元亨元年九月の源誓による書写の際に記されたもので、源誓が『御伝鈔』を書写した時期は、万福寺と支院を創建したという時期と重なっていることがわかる。従ってその原本は、源誓が万福寺を甲斐国最初の真宗寺院として創建した最初期に、同時において親鸞の事績を伝えるために整えた法宝物の一つと位置づけることができよう。

また①③からは、源誓が相模国大庭本郷の出身で、武蔵国荒木の源海を直接

の師とする荒木門徒の流れを汲んでいることがわかる。この点については、「親鸞聖人惣御門弟等交名」等にも示されていることが、すでに多くの先行研究によって明らかにされている。

なお、慶専寺の『御伝鈔』は、高田専修寺本と非常によく似た構成となっていることが指摘されており、源誓は真仏の高弟の一人である願智のもとに伝えられた覚如自筆本を書写したものと推定される。

この『御伝鈔』とほぼ時を同じくして、「法然上人絵伝」等の法宝物が整えられていったものと考えられるが、現存する「法然上人絵伝」「親鸞聖人絵伝」には制作時の裏書等が残されていない。年記のあるもので源誓存命中の法宝物としては、延文三年（一三五八）の光明本尊（No.11）があげられる。これは滋賀県長浜市湖北町に所在する光源寺（真宗仏光寺派）に伝えられたもので、現状では別幅に仕立てられた以下の裏書が存在する。

【資料2】「光明本尊」裏書（No.11）

光明本尊 筆 願主釈仏宗

本云 本云

延文三年十二月六日 永享 度 修補

画工隆円筆 願主釈源誓

裏書のうち「本云」以下の文言は、この光明本尊を描くうえでモデルとした光明本尊に記されていた裏書と解釈され、それは延文三年に万福寺の源誓が願主となって制作されたものという。万福寺で光明本尊を所蔵していたことは、『親鸞聖人遺徳法輪集』『甲斐国志』等からも確認できる。また画工として名が記された隆円は、広島県光照寺（浄土真宗本願寺派）が所蔵する「法然上人絵伝」「親鸞聖人絵伝」を建武五年（一三三八）描いており、時期的にも矛盾はない。

中世甲斐国における等々力山万福寺の動向

海老沼 真 治

はじめに

甲州市勝沼町等々力に所在する等々力山万福寺^①(浄土真宗本願寺派)は、甲斐国における最初の浄土真宗寺院として知られる。万福寺の動向に関する先行研究としては、戦前の日下無倫氏による研究が先駆的なもので、万福寺の事実上の開山である源誓坊光寂(一二六四〜一三六〇、以下源誓)の出自や荒木門徒としての動向が明らかにされている^②。また小山正文氏は日下氏の研究を受け、さらに万福寺に伝来していた掛幅絵伝等の法宝物も含めた考察を^③、井澤英理子氏は万福寺旧蔵「法然上人絵伝」の絵画資料としての検討と、万福寺・荒木門徒の掛幅絵伝を用いた絵解きに関する考察を行っている^④。筆者はこうした先行研究の成果に学びつつ、万福寺創建期の問題について、①創建が古代に遡り、法相・天台・真言の三宗兼学道場であったとする寺伝は蓋然性が高いこと、②源誓は覚如による親鸞廟堂の寺院化⇨本願寺創建を支持していたと思われる、その背景として万福寺の真宗寺院としての創建に覚如が支援を行っていた可能性^⑤があることを指摘した。

ただし、源誓以後の万福寺の動向については、関連史料が非常に少ないこともあって、研究の進展がほとんど見られない状況にある。戦国期では武田氏と真宗との関係を考察した佐藤八郎氏の論考をはじめとして、戦国期に甲府に成立した長延寺や、大坂本願寺との関係を中心とした考察がなされているが^⑥、万福寺を主対象とした研究は確認できない。

本稿では、中世万福寺について残された課題・疑問を僅かでも明らかにすべく、まずは万福寺に関連する資料を可能な限り集成した。これが後掲の表1である。表1に収録した資料の中には、万福寺に伝来したことは知られるが現存しないもの、万福寺や周辺の真宗寺院等に現蔵されているが内容は万福寺に関するものか明らかでないものもあり、慎重な取り扱いが必要なものも少なくない。そのことを前提とした上で、万福寺に関する事項を抽出し、十四世紀・十五世紀・十六世紀の三段階における同寺の基礎的情報を提示しつつ、中世甲斐国における万福寺の動向を検討することとした。

一 「浄土真宗」万福寺の創建と源誓坊光寂——十四世紀の動向——

日下氏の研究によって、万福寺の浄土真宗としての事実上の開山が源誓であることが指摘された。その後もこの指摘を裏付ける史料が確認されており、源誓による創建という点は異論なからう。創建時期は『甲斐国志』等で源誓が支院十二坊を開いたとする元亨元年(一二三二)と考えられる。実際に現在も残る万福寺の旧支院九か寺のうち、元亨元年の再興・改宗の寺伝を有するのは七か寺、そのうち四か寺は同年九月の再興・改宗と伝える^⑦。万福寺の寺伝にも元亨元年九月創建と伝えるものがあり^⑧、それは同じ等々力に所在する慶専寺(真宗大谷派)の『御伝鈔』奥書(表1 No.2、以下表1に掲載した資料については番号のみ記す)からも信憑性が高いと判断できる。No.2については遠藤美保子氏によって詳細な紹介がなされているが^⑨、改めて奥書全体をあげよう。

山梨県立博物館研究紀要 第14集

発行日 2020（令和2）年3月31日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055(261)2631
印刷 株式会社 少国民社
